

令和6年8月5日(月)
13:30~16:30
於:名古屋税理士会ビル

「令和6年度税制改正の実務上の留意点」

税理士 植田 卓

主催:名古屋税理士会名古屋東支部

<表紙うら>

令和6年度税制改正の実務上の留意点

2024. 8. 5

税理士 植田 卓

- 注1) 本稿は、令和6年度税制改正について、与党が令和5年12月14日に公表した「令和6年度税制改正大綱」及び令和5年12月22日に閣議決定された「令和6年度税制改正の大綱」のうち、重要と思われる項目について関連する資料も加えて解説するものであり、改正項目のすべてを取り上げているものではありません。
- 注2) 本レジュメの「I 令和6年度税制改正の基本的考え方」は、与党の税制改正大綱の「第一 令和6年度税制改正大綱の基本的考え方」の全部について、その内容を図解、箇条書き、文章分解等によって解説し、必要に応じて参考となる資料を追加し、用語の意義を補足しております。この中で示している大綱の頁数は、与党のホームページで公開されている大綱（党大綱）における頁数を示しています。
- 注3) 本レジュメの「II 令和6年度税制改正の具体的内容」は、閣議決定による「令和6年度税制改正の大綱」の内容のうち重要な項目について、項目ごとに大綱を掲げた上で、解説と資料を付しております。この中で示している大綱の頁数は、財務省のホームページで公開されている大綱における頁数（閣大綱）を示しています。
- 注4) 本レジュメの「III 検討事項」は、与党の税制改正大綱の「第三 検討事項」について、過去3年間の内容を原文のまま対比し、必要に応じて下線を付し、解説を加えています。
- 注5) 文中の(※)、< >による括り、下線は発表者が補足したものです。

I 令和6年度税制改正の基本的な考え方	7
0 総論	7
1 構造的な賃上げの実現	10
(1) 所得税・個人住民税の定額減税	10
(2) 賃上げ促進税制の強化	10
(3) 合併・事業譲渡による生産性向上を通じた中堅・中小企業の賃金引上げ	12
(4) その他考慮すべき課題	13
2 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進	14
(1) 戦略分野国内生産促進税制の創設	14
(2) イノベーションボックス税制の創設	15
(3) スタートアップ・エコシステムの抜本的強化	16

(4) 税制措置の実効性を高める「メリハリ付け」	17
3 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し	19
(1) 子育て支援に関する政策税制	19
(2) 今後の個人所得課税のあり方	21
(3) グローバル化を踏まえた税制の見直し	23
4 地域・中小企業の活性化等	25
(1) 中堅・中小企業の成長を促進する税制等	25
(2) 外形標準課税	26
(3) 土地に係る固定資産税の負担調整措置	28
(4) 森林環境税・森林環境譲与税	29
(5) 屋外分煙施設等の整備の促進	29
5 円滑・適正な納税のための環境整備	29
(1) インボイス制度開始後初めての確定申告期に向けた対応等	29
(2) 税務手続のデジタル化・キャッシュレス化による利便性の向上	30
(3) 地方税務手続のデジタル化	30
(4) 課税・徴収関係の整備・適正化	31
(5) 外国人旅行者向け免税制度の見直し	32
6 扶養控除等の見直し	33
7 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置	34
8 <参考1>子育て支援のまとめ	35
(1) 子育て支援政策の背景	35
(2) 子育て支援に係る税制の骨格	35
(3) 住宅支援税制の拡充	36
(4) 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充	36
(5) 扶養控除の見直し	37
(6) ひとり親控除の見直し	38
(7) 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（参考）	令和5年度改正時の
内容	39
9 <参考2>過年度分の大綱より	42
(1) 平成29年度税制改正大綱	42
(2) 平成30年度税制改正大綱	42
(3) 平成31年度税制改正大綱	45
(4) 令和2年度税制改正大綱	46
(5) 令和3年度税制改正大綱	47
(6) 令和4年度税制改正大綱	49
(7) 令和5年度税制改正大綱	52

II 令和6年度税制改正の具体的内容	54
1 個人所得課税	54
(1) 所得税・個人住民税の定額減税 創 設	54
(2) 金融・証券税制	84
(3) 子育て支援に関する政策税制 創 設	92
2 資産課税	97
(1) 住宅資金贈与の非課税措置 見直し継続	97
(2) 事業承継税制 見直し継続	99
3 法人課税	101
(1) 構造的な賃上げの実現 見直し継続	101
(2) 中小企業等事業再編投資損失準備金制度 見直し継続	109
(3) 戦略分野国内生産促進税制の創設 創 設	111
(4) イノベーションボックス税制の創設 創 設	116
(5) 研究開発税制 見直し	119
(6) 暗号資産の評価 見直し	121
(7) 中小企業倒産防止共済に再加入した場合の損金算入の制限 見直し	122
(8) 交際費課税制度 見直し継続	123
(9) 事業税の外形標準課税制度 見直し	123
4 消費課税	128
(1) プラットフォーム課税 創 設	128
(2) 帳簿の記載事項の見直し等 見直し	130
5 納税環境整備 見直し	132
(1) GビズIDとの連携によるe-Taxの利便性の向上	132
(2) 処分通知等の電子交付の拡充	133
(3) 仮想隠蔽に基づく更正請求に対する重加算税の賦課	134
(4) 不正行為により国税を免れた会社の役員に対する第二次納税義務	135
(5) 税理士業務関係	136
III 検討事項	139
1 検討事項の3期比較	139
2 「小規模規模企業等に対する課税のあり方」の表現と順位の変化	144
3 中小法人への課税に対する政府税制調査会での審議内容（参考）	147
4 税理士法<抄>	149

- ☆ 本レジюмеは、著作権法に規定する著作物に該当します。本レジюмеの全部または一部について、無断で利用されることはご遠慮ください。
- ☆ 本レジюмеの内容は、発表者としての理解や考えをまとめたものであり、実務でご対応される場合は、ご自身で必ず法令等をご確認してください。

I 令和6年度税制改正の基本的な考え方

0 総論

党大綱1頁

① 問題認識と今後の基本的な方向性

イ 我々は、今、大きな時代の転換点にある。

ロ 3年にわたったコロナ禍は、世界中の人々の考え方を変え、国際的な産業構造の転換を加速させた。ロシアのウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化は世界の分断を深めている。その大転換の時代に、各国が、変化の先にある「新しい世界」を目指し果敢な挑戦を始めている中、わが国はさらに、四半世紀続いたデフレからの脱却という難題に挑んできている。長きに亘るデフレ構造に慣れてしまったため、デフレ脱却の生みの苦しみである物価高を前にして、生活や事業活動に不安を覚えている方も多い。



イ しかし、デフレ下では、良い製品を生み出しても、高く売れず、働きが評価されず、賃金も上がらず、経済も成長しない。さらにその状態が四半世紀に及んだ結果、世界の物価・賃金との差が拡大した。いわゆる「安いニッポン」である。デフレ構造に逆戻りするわけにはいかない、このことを社会の共通認識とする必要がある。30年ぶりの高水準の賃上げ、過去最大の民間投資など、日本経済は明らかに動き始めた。デフレ脱却・構造転換に向けた千載一遇のチャンスを逃さぬよう、この動きを止めることなく、より多くの方が享受できるようさらに広げていく必要がある。

ロ 継続的に賃金が増えることで、生活に対する安心が育まれ、働けば報われると実感できる社会、新しい挑戦の一步を踏みだそうという気持ちが生まれる社会、こうしたマインドが地方や中小企業にまで浸透するような社会を築かねばならない。

ハ それが、この数年間でわが国が達成すべき政治課題であると我々は考えている。



イ 上記の現状認識から、令和6年度税制改正では、まずは、物価上昇を上回る賃金上昇

の実現を最優先の課題とした。岸田内閣で打ち出した新しい資本主義は、賃金上昇は、コストではなく、投資であり成長の原動力であると、大きく発想を転換した。その趣旨を税制改正の中でも明確に位置付けたものである。

ロ まず、所得税・個人住民税の定額減税により、今後の賃金上昇と相まって、目に見える形で可処分所得を伸ばす。賃上げ促進税制を強化し、賃上げにチャレンジする企業の裾野を広げる。さらに、中小企業の中堅企業への成長を後押しする税制も組み合わせることで、賃金が物価を上回る構造を実現し、国民がデフレ脱却のメリットを実感できる環境を作る。

ハ また、企業や個人が持てる能力を最大限発揮して挑戦する社会を実現することにより、人口減少下でも、世界から期待され評価される国であり続けることができる。企業や個人のそうした挑戦を後押しするため、世界の産業構造の変化に対応し、戦略分野の国内投資を大胆に支援する戦略分野国内生産促進税制を創設する。また、G7で3番目となるイノベーションボックス税制を創設し、攻めの投資が生産性の向上や賃金上昇につながる環境を整備し、企業のデフレマインドを払拭していく。

ニ 働き手に新たな活躍の場を提供し、生産性や潜在成長率を引き上げていくには、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化が欠かせない。令和6年度税制改正でも、ストックオプション税制の年間の権利行使価額の上限を大幅に引き上げるなど、ステージ毎の課題解決に資するようきめ細かく対応する。

ホ 令和6年度税制改正においては、こうしたデフレ脱却に向けた税制面での取組みに加えて、税制に対する国民の信頼を高める意味においても、人口減少、経済のグローバル化など、国内外の経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直しを行う。

ヘ まず、子どもを生き育てることを経済的理由であきらめない社会を実現するため、政府として次元の異なる少子化対策を進める中で、税制においても、子育て世帯を対象とした上乗せを行うなど、子育て支援措置を講ずる。高校生年代に支給される児童手当と扶養控除を合わせ全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充する。

ト また、グローバル化に対応しつつ、わが国企業の国際競争力の維持及び向上に資するよう、国際課税制度の見直しに係る国際合意に沿って、企業間の公平な競争環境の整備に資するグローバル・ミニマム課税について順次法制化を進める。

チ 今後とも、経済社会の構造変化を踏まえつつ、働き方への中立性の確保、世代間・世代内の公平の実現、デジタル化の活用による納税者利便の向上などの観点から、中長期的な税制の検討を進める。その際、行動変容を促す税制措置の効果分析等、EBPM(証拠に基づく政策立案：Evidence Based Policy Making)の取組みを着実に強化する。併せて、経済を立て直し、そして財政健全化に向けて取り組む中で、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を築いていく。

リ 加えて、過疎化や高齢化といった地方の課題の解決及び地方活性化に向けた基盤づくりとして、地方税の充実確保を図る。また、東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

ヌ 自由民主党・公明党の税制調査会は、責任与党として、進むべき道を指し示してきた。引き続き、これまでの議論の蓄積を踏まえ、先送りできない課題について、一つ一つ結論を出し、将来の議論にバトンを繋いでいきたい。

ル 以下、令和6年度税制改正の主要項目及び今後の税制改正に当たっての基本的考え方を述べる。

1 構造的な賃上げの実現

(1) 所得税・個人住民税の定額減税

党大綱3頁

イ 前述のとおり、経済はデフレ脱却の千載一遇のチャンスにあるが、賃金上昇・消費拡大・投資拡大の好循環の実現にはまだ至っていない。

ロ このため、デフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年の所得税・個人住民税の定額減税を実施し、賃金上昇と相まって、国民所得の伸びが物価上昇を上回る状況をつくり、デフレマインドの払拭と好循環の実現につなげていく。

ハ 具体的には、納税者（合計所得金額1,805万円超（給与収入のみの場合、給与収入2,000万円超に相当）の高額所得者については対象外とする。）及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うこととし、令和6年6月以降の源泉徴収・特別徴収等、実務上できる限り速やかに実施することとする。

ニ なお、定額減税による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

ホ この定額減税の円滑な実施に向け、源泉徴収義務者・特別徴収義務者や地方公共団体が早期に準備に着手できるよう、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表する。

ヘ また、給付金の担当部局を含めた関係省庁や地方公共団体ともよく連携しながら、制度の趣旨・内容等について、丁寧な周知・広報を行う。

ト 今後、賃金、物価等の状況を勘案し、必要があると認めるときは、所要の家計支援の措置を検討する。

(2) 賃上げ促進税制の強化

党大綱4頁

イ 物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に広げ、効果を深めるため、賃上げ促進税制を強化する。

ロ 具体的には、従来の大企業のうち、物価高に負けない賃上げの牽引役として期待される常時使用従業員数2,000人超の大企業については、より高い賃上げへのインセンティブを強化する観点から、継続雇用者の給与等支給額の3%以上増加との現行の賃上げ率の要件は維持しつつ、継続雇用者の給与等支給額の増加に応じた控除率の上乗せについて、さらに高い賃上げ率の要件を創設し、従来の4%に加え、5%、さらには7%の賃上げを促していく。

ハ また、従来の大企業のうち、地域における賃上げと経済の好循環の担い手として期待される常時使用従業員数2,000人以下の企業については、新たに「中堅企業」と位置付けた上で、従来の賃上げ率の要件を維持しつつ、控除率を見直し、より高い賃上げを行いやすい環境を整備する。

ニ 一方で、中小企業においては、未だその6割が欠損法人となっており、税制措置のインセンティブが必ずしも効かない構造となっている。しかし、わが国の雇用の7割は中小企業が担っており、広く国民の構造的・持続的な賃上げを果たしていくためには、こうした企業に賃上げの裾野を拡大していくことは極めて重要な課題である。

ホ こうした観点から、本税制をより使いやすいものとしていくため、従来の賃上げ要件・控除率を維持しつつ、新たに繰越控除制度を創設し、これまで本税制を活用できなかった赤字企業に対しても賃上げにチャレンジいただく後押しをする。

ヘ 具体的には、賃上げ促進税制の税額控除の額について、当期の税額から控除できなかった分を5年間という前例のない期間にわたって繰り越すことを可能とする。

ト また、持続的な賃上げを実現する観点から、繰越控除する年度については、全雇用者の給与等支給額が対前年度から増加していることを要件とすることとする。

チ これらの措置に加え、雇用の環境を改善するため、人材投資や働きやすい職場づくりへのインセンティブも付与することとする。具体的には、教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件については、令和4年度の適用実態等を踏まえ、その適用に当たって一定程度の教育訓練費を確保するための措置を講じた上で、適用要件の緩和を行い、活用を促進することとする。

リ 併せて、子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みを後押しする観点から、こうした取組みに積極的な企業に対する厚生労働省による認定制度（「くるみん」、「えるぼし」）を活用し、控除率の上乗せ措置を講ずる。

ヌ これにより、賃上げ促進税制の最大控除率は、大企業・中堅企業については、現行の30%から見直

し後は35%に、中小企業については、現行の40%から見直し後は45%に引き上がることとなる。その結果、賃上げ促進税制の位置付けは、賃金だけでなく「働き方」全般にプラスの効果を及ぼすような税制措置となる。

ル 中小企業の賃上げには、中小企業自身の取組みに加え、大企業等の取引先への労務費も含めた適切な価格転嫁も重要な要素となる。こうした観点から、「従業員への還元」や「取引先への配慮」が必要なマルチステークホルダー方針の公表が要件となる企業の範囲を、中堅企業枠の創設に伴い拡大することとする。

ヲ また、インボイス制度の実施に伴い、消費税の免税事業者との適切な関係の構築の方針についても記載が行われるよう、マルチステークホルダー方針の記載事項を明確化する。

ワ また、多額の内部留保を抱えながら賃上げや国内投資に消極的な企業に対し、その活用を促す等の観点から、特定税額控除規定の不適用措置について、要件を強化する。

カ 構造的・持続的な賃上げの動きを上げていくことは、日本経済が成長と分配の好循環を果たしていく上で欠かすことのできない要素である。企業が支払う賃金は、賃上げ分を含めて全額が損金算入される中、これに加えて賃上げ分の最大35～45%を税額控除する本税制は、税制としては異例のものである。

ヨ 賃上げを思い切って後押しするためにこうした異例の措置を講じている中、企業に対しては、新たに強化された賃上げ促進税制を活用し、賞与や一時金だけではなく、ベースアップによって、強力に賃上げを実現することを期待したい。

(3) 合併・事業譲渡による生産性向上を通じた中堅・中小企業の賃金引上げ

党大綱5頁

イ 「成長と分配の好循環」を実現するためには、三位一体の労働市場改革など、わが国の生産性を引き上げる構造的な改革が必要となる。その中で、多くの国民の生活基盤である地域経済において、経済活動の大黒柱である中小企業の生産性の向上や経営基盤の強化を促し、中堅企業へと成長を後押ししていくことが重要となる。

ロ こうした認識の下、令和6年度税制改正においては、中小企業事業再編投資損失準備金制度を拡充することとする。

ハ 具体的には、成長意欲のある中堅・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、グループ一体となって成長していくことを後押しするため、複数回のM&Aを実施する場合には、積立率を現行の70%から最大100%に拡充し、据置期間を現行の5年から10年に延長する措置を講ずる。

ニ こうした措置により、中小企業の従業員の雇用を確保しつつ、成長分野への円滑な労働移動を確保することとする。

(4) その他考慮すべき課題

党大綱6頁

イ 租税特別措置については、特定の政策目的を実現するために有効な政策手法となりうる一方で、税負担の歪みを生じさせる面があることから、税制の「公平・中立・簡素」の基本原則に鑑み、真に必要なものに限定していくことが極めて重要である。

ロ このため、新たな租税特別措置の創設や拡充を行う場合は、財源を確保することに加え、いたずらに全体の項目数を増加させないことに配慮すべきである。

ハ 具体的には、毎年度、期限が到来するものを中心に、各措置の適用実態を検証し、政策効果や必要性を見極めた上で、廃止を含めてゼロベースで見直しを行うこととする。また、存置するものについては、各措置の政策意義、効果、性質等に応じ適切な適用期限を設定することとする。

ニ こうした取組みの実効性を高めるためには、政策効果の検証の質的向上が不可欠であり、税制改正要望を行う省庁のみならず、税制当局においてもEBPMの徹底に不断に取り組んでいくことが重要である。

ホ とりわけ、対象者に特定の行動変容を促す、いわゆる「インセンティブ措置」については、従来にも増して厳格にその効果を立証することが求められる。

ヘ 政策税制が単なる事後的なメリットとして存置されている事態を回避し、真にインセンティブ措置として機能することを目指す観点から、客観的なデータに基づく分析・検証が行われるべきである。

ト 令和6年度税制改正においては、これまでの賃上げ促進税制の政策効果について統計的・計量的な分析がなされ、それに基づく改正の議論が行われ、改正内容にも反映されたところであるが、今後も

この取組みをさらに発展させ、データの充実を含めたEBPMの取組みを着実に強化・進展させていく必要がある。

チ 税制調査会においては、その状況を毎年確認し、取組みを加速化させていくこととする。

2 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進

(1) 戦略分野国内生産促進税制の創設

党大綱7頁

イ 生産性向上・供給力強化を通じて潜在成長率を引き上げるため、中長期的な経済成長を牽引し、真にわが国の供給力強化につながる分野については、集中的に国内投資を促していくことが重要となる。

ロ そのための手段として、GX、DX、経済安全保障という戦略分野において、民間として事業採算性に乗りにくい、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる投資を選定し、それらを対象として生産・販売量に比例して法人税額を控除する戦略分野国内生産促進税制を創設する。

ハ 具体的な対象物資は、電気自動車等（蓄電池）、グリーンスチール、グリーンケミカル、SAF（持続可能な航空燃料）、半導体とし、物資毎に単価を設定する。

ニ 措置期間を通じた控除上限は、既設の建屋等を含む生産設備全体の額とするほか、各年度の控除上限として、当期の法人税額の40%（半導体については当期の法人税額の20%）との上限を設ける。

ホ 企業の投資の中長期的な予見可能性を高める観点から、措置期間を計画認定から10年間という極めて長期の措置とした上で、4年間（半導体は3年間）の税額控除の繰越期間を設ける。

ヘ なお、本税制の効果を高めるための措置として、適用に当たっては、一定の賃上げ・設備投資を行っていることを要件とする。

ト GX分野に該当する物資に係る措置については、GX経済移行債を活用して財源を確保し、確保された財源の範囲内で税額控除を行う。本税制は、GX経済移行債という税制以外の枠組みの中で財源を確保するとの特殊な性格を持つものであるため、こうした特殊性を踏まえ、控除上限、措置年数、繰

越年数等についても、これまでの投資減税の考え方からは一線を画した措置を講ずるものである。

(2) イノベーションボックス税制の創設

党大綱7頁

- イ 利益の源泉たるイノベーションについても国際競争が進んでおり、わが国においても、研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しすることが喫緊の課題となっている。
- ロ こうした観点から、国内で自ら行う研究開発の成果として生まれた知的財産から生じる所得に対して優遇するイノベーションボックス税制を創設する。
- ハ 具体的には、企業が国内で自ら研究開発を行った特許権又はAI分野のソフトウェアに係る著作権について、当該知的財産の国内への譲渡所得又は国内外からのライセンス所得に対して、所得の30%の所得控除を認める制度を設けることとする。
- ニ これにより、対象所得については、法人税率約7%相当の税制優遇（法人実効税率ベースで見ると現在の29.74%から約20%相当まで引き下がる税制優遇）が行われることとなる。本税制は、所得全体から、知的財産から生じる所得のみを切り出して税制優遇を行うという、わが国で初の税制である。
- ホ 国際的に見ても、イノベーションボックス税制の創設は、G7ではフランス、イギリスに次ぐ3番目であり、海外に遜色ない制度で無形資産投資を後押ししていく。
- ヘ イノベーションボックス税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する。
- ト 他方、本税制と一部目的が重複する研究開発税制については、試験研究費が減少した場合の控除率の引下げを行うことにより、投資を増加させるインセンティブをさらに強化するためのメリハリ付けを行う。

(3) スタートアップ・エコシステムの抜本的強化

党大綱8頁

- イ スタートアップは、イノベーションを生み出す主体として、生産性向上を通じて、日本経済の潜在成長率を高める重要な存在である。
- ロ 一方で、全体として資金や人材面で課題を抱えており、そうした課題への対応を後押ししていく必要がある。
- ハ その際、課題や措置の必要性等がスタートアップのステージ毎に異なる点に留意し、ステージ毎のきめ細やかでメリハリの利いた対応を行うことが重要であり、特に資金調達に係る措置については、各ステージのリスクに応じた優遇措置とする必要がある。
- ニ ときに特例的な優遇措置を設ける必要もあるが、その際は、対象がスタートアップに限定されるよう制度設計をし、その政策効果や必要性をよく見極める必要がある。
- ホ また、優遇税制が租税回避に用いられやすい点にも留意し、適切な執行体制を確保することも重要である。
- ヘ 特に所得税の優遇措置に当たっては、過度な富裕層優遇となる可能性にも留意し、公平性の観点にも配慮した制度設計を行う必要がある。
- ト こうしたスタートアップ関連税制に対する基本的な考え方の下、昨年度に引き続き、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための税制措置を講ずる。
- チ 「出口」について、現在はIPOに偏重しているが、事業規模が未拡大の段階でIPOが行われ、その後成長が鈍化する傾向にあるとの指摘がある点は令和5年度税制改正大綱でも記載した。
- リ M&Aを促進することで、スタートアップが既存企業の資金や人材といった経営資源を活用できるようになり、その後の「事業展開」において、より力強い成長を実現することが期待される。
- ヌ この観点から、ストックオプション税制における保管委託要件について、企業買収時において機動的に対応できるよう、スタートアップ自身による管理の方法を新設する。

ル さらに、主としてレイター期の人材確保に資するよう、ストックオプション税制の年間の権利行使価額の上限を、スタートアップが発行したものについて、最大で現行の3倍となる年間3,600万円への引上げを実施する。

ヲ 「入口」、「事業展開」に関して、エンジェル税制については、令和5年度税制改正により措置されたスタートアップへの再投資に係る非課税措置を含め、再投資期間の延長について、令和7年度税制改正において引き続き検討する。

ワ オープンイノベーション促進税制は、株式取得の一定額の所得控除を認める極めて異例の措置であり、特に、新規出資型については、取得から3年経過後は、仮に株式を譲渡したとしても免税となる仕組みとなっている。

カ このように、本税制は極めて異例のものではあるが、現在、「スタートアップ育成5か年計画」が始まったばかりの時期であることに鑑み、令和6年度税制改正に限った特例的な対応として、現在のままの形で、本税制の適用期限を2年延長することとする。

ヨ スタートアップ創出促進の観点から、令和5年度税制改正により創設された親法人の持分を一部残すスピノフを適格株式分配とする制度について、認定計画の公表時期を見直すとともに、計画の認定要件の見直しを行った上、適用期限を4年延長する。

タ 発行者以外の第三者が継続的に保有する暗号資産については、一定の要件の下、期末時価評価課税の対象外とする見直しを行う。これにより、Web3.0の推進に向けた環境整備が進み、ブロックチェーン技術を活用した起業等が促進されることが期待される。

(4) 税制措置の実効性を高める「メリハリ付け」

党大綱10頁

イ わが国の法人税率は、これまで約40年間にわたって段階的に引き下げられ、現在の法人税率は、最高時より20%ポイント程度低い23.2%（実効税率ベースでは29.74%）となっている。

ロ こうした中で、わが国の法人税収は、足下の企業収益の伸びに比して緩やかな伸びとなっており、法人税の税収力が低下している状況にある。

ハ 平成28年度税制改正では、稼ぐ力のある企業の税負担を軽減し、前向きな投資や継続的・積極的

な賃上げが可能な体質への転換を促す観点から、法人税率20%台の実現を目指し、平成27年度から平成30年度にかけて実効税率ベースで4.88%の税率引下げが行われることとなった。

ニ これにより、企業経営者がマインドを変え、内部留保を活用して投資拡大や賃上げに取り組むことが期待された。

ホ しかしながら、わが国においては、長引くデフレの中での「コストカット型経済」の下で、賃金や国内投資は低迷してきた。

ヘ 賃金水準は実質的に見て30年間横ばいと他の先進国と比して低迷し、国内設備投資も海外設備投資と比して大きく伸び悩んできた。

ト その結果、労働の価値、モノの価値、企業の価値で見ても、いわゆる「安いニッポン」が指摘されるような事態に陥っている。その一方で、大企業を中心に企業収益が高水準にあったことや、中小企業においても守りの経営が定着していたことなどを背景に、足下、企業の内部留保は555兆円と名目GDPに匹敵する水準まで増加しており、企業が抱える現預金等も300兆円を超える水準に達している。

チ こうした状況に鑑みれば、令和4年度税制改正大綱において指摘した通り、近年の累次の法人税改革は意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ない。

リ わが国が、「コストカット型経済」から転換しデフレを完全に脱却するには、企業が収益を現預金等として保有し続けるのではなく、賃金の引上げや前向きな投資、人への投資に積極的に振り向けるなど、供給サイドの構造改革を進め、企業のチャレンジと改革を大胆に後押ししていく必要がある。

ヌ 一方で、物価高等により家計の負担は増えている。賃金、物価等の状況を勘案し、必要があると認めるときは所要の家計支援の措置を検討するものの、持続的な賃上げにより家計の可処分所得を増やしていく限り、デフレからの完全脱却は叶わない。

ル こうした認識の下、令和6年度税制改正では、賃上げ促進税制や国内投資促進税制（戦略分野国内生産促進税制、イノベーションボックス税制、スタートアップ関連税制等）の強化を図ることとし、賃上げや投資に積極的な企業への後押しを行うこととしているが、その一方で、それらに消極的な企業に対しては、一定のディスインセンティブ措置により行動変容を促す取組みも行うこととしている。

ヲ 具体的には、戦略分野国内生産促進税制においては賃上げや設備投資の要件を設けることとし、また、イノベーションボックス税制においては、研究開発税制の見直しによるメリハリ付けをさらに強

化することとしている。

ワ 加えて、企業マインドを変革させ、果敢な経営判断を促す観点から、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げにも国内投資にも消極的な企業に対しては、特定の租税特別措置の適用を停止する措置を強化することとしている。(前掲)

カ こうしたメリハリ付けの観点とともに、財源の確保も重要である。

ヨ 巨額の財政赤字を抱えるわが国において、海外の制度を例に倣う際には、単に減税施策のみを模倣するのではなく、しっかりとした財源措置も同時に行うべきである。

タ 実際に、他の主要国では、大型の投資減税など企業行動の変容を促す減税措置を講ずる一方で、米国インフレ抑制法による大企業への15%の最低課税や自社株買い課税等による財政赤字削減、英国における法人税本則税率の引上げや欧州諸国における石油・ガス会社への課税など、しっかりとしたメリハリ付けや財源確保の取組みが行われているところである。

レ OECD/G20「BEPS (注) 包摂的枠組み」においてまとめられた「第2の柱」の取組みが進み、世界の法人税の引下げに係る、いわゆる「底辺への競争」(Race to the bottom)に一定の歯止めがかかるようになった中、賃上げや投資に消極的な企業に大胆な改革を促し、減税措置の実効性を高める観点からも、レベニュー・ニュートラルの観点からも、今後、法人税率の引上げも視野に入れた検討が必要である。

(注) Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転

3 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

党大綱12頁

(1) 子育て支援に関する政策税制

イ 子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、税制においてこうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要がある。

ロ そうした観点から、以下の①から③について、「6. 扶養控除等の見直し」と併せて行う子育て支援税制として、令和7年度税制改正において以下の方向性で検討し、結論を得る。

ハ ただし、①及び②については、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和6年限りの措置として先行的に対応する。

① 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

イ 子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。

ロ 具体的には、新築等の認定住宅については500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については1,000万円の借入限度額の上乗せ措置を講ずる。

ハ また、子育て世帯においては、住宅取得において駅近等の利便性がより重視されること等を踏まえ、新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

ニ 東日本大震災の被災者向け措置についても、同様に、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ措置を講ずる。

ホ また、新築住宅の床面積要件を緩和する。

ヘ なお、所得税額から控除しきれない額については、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。

ト この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

② 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制の拡充

イ 既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事を対象に加える。

③ 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

イ 所得税において、生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置を講ずることとする。

ロ なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、実際の適用控除額の平均が限度額を大きく回っている実態を踏まえ、現行の12万円から変更しない。

ハ また、一時払生命保険については、既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、万が一のリスクへの備えに対する自助努力への支援という本制度の趣旨と合致しないことから、これを控除の適用対象から除外する。

(2) 今後の個人所得課税のあり方

党大綱13頁

① 私的年金等に関する公平な税制のあり方

イ 働き方やライフコースが多様化する中で、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとしていくことが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

ロ 例えば、退職金や私的年金の給付に係る課税について、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立的ではないといった指摘がある。

ハ また、多様で柔軟な働き方が一層拡大する中、働き方に中立的な税制を構築していくことが重要であるが、退職所得課税については、勤続年数が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが転職などの増加に対応していないといった指摘もある。

ニ こうした観点から、令和3年度税制改正大綱では、私的年金等の拠出・給付段階の課税について、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要性について指摘した。

ホ 私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しが求められる。

ヘ 個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入可能年齢の70歳への引上げや拠出限度額の引上げにつ

いて、令和0年の公的年金の財政検証にあわせて、所要の法制上の措置を講ずることや結論を得るとされていることも踏まえつつ、老後に係る税制について、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

② 人的控除をはじめとする各種控除の見直し

イ 個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。

ロ 引き続き、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、歳出面を含めた政策全体での対応も踏まえつつ、個人所得課税における人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う。

③ 記帳水準の向上等

イ 記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態を可視化し、経営の対応力を向上させる上でも重要である。加えて、売上や資産・負債等の状況が適切に記録されていれば、中小・小規模事業者による迅速な給付金の受給や融資につながるなど、日々の適正な記帳の重要性が改めて浮き彫りになっている。

ロ 小規模事業者の半数以上が帳簿を手書きで作成しており、また、個人事業者の場合、正規の簿記の原則に従った記帳を行っている者は約3割にとどまっているのが現状である。

ハ また、個人の青色申告における簡易簿記は複式簿記に移行するための準備的な段階としての役割も期待されているところであるが、簡易簿記での申告者の3分の1超が10年以上簡易簿記による記帳を続けている状況にある。

ニ 近年、普及しつつある会計ソフトを活用することにより、小規模事業者であっても大きな手間や費用をかけずに正規の簿記を行うことが可能な環境が整ってきていることも踏まえ、複式簿記による記帳をさらに普及・一般化させる方向で、納税者側での事務負担、対応可能性も十分踏まえつつ、所得税の青色申告制度の見直しを含めた個人事業者の記帳水準向上等に向けた検討を行う。

(3) グローバル化を踏まえた税制の見直し

党大綱15頁

① 新たな国際課税ルールへの対応

- イ BEPSプロジェクトの立上げ時から国際課税改革に関する議論を一貫して主導してきたわが国にとって、令和3年10月にOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」においてまとめられた、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する国際合意の実施に向けた取組みを進めることが重要である。
- ロ 市場国への新たな課税権の配分（「第1の柱」）とグローバル・ミニマム課税（「第2の柱」）の2つの柱からなる本国際合意のうち、「第2の柱」については、わが国企業の国際競争力の維持及び向上にもつながるものであり、令和5年度税制改正に引き続き、国際合意に則った法制化を進める。
- ハ 令和6年度税制改正において、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）については、OECDにより発出されたガイダンスの内容や、国際的な議論の内容を踏まえた制度の明確化等の観点から、所要の見直しを行う。国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）を含め、OECDにおいて来年以降も引き続き実施細目が議論される見込みであるもの等については、国際的な議論を踏まえ、令和7年度税制改正以降の法制化を検討する。
- ニ 「第2の柱」の導入における国・地方の対応については、令和5年度税制改正の際の整理に従って次のとおりとする。
- ㊦ IIR・軽課税所得ルール（UTPR：Under taxed Profits Rule）は、外国に所在する法人等が稼得する所得を基に課税する仕組みであり、課税対象と地方公共団体の行政サービスとの応益性が観念できないため、地方税である法人住民税・法人事業税（特別法人事業税を含む。以下同じ。）の課税は行わないこととし、現行の税率を基に法人税による税額と地方法人税による税額が907：93の比率となるよう制度を措置する。
- ㊧ QDMTTは、内国法人等が稼得する所得を基に課税する仕組みであり、応益性が観念できること等を踏まえ、国・地方の法人課税の税率（法人実効税率29.74%の内訳）の比率を前提とした仕組みとする。簡素な制度とする観点から、QDMTTにおける法人住民税・法人事業税相当分については、地方法人税に含めて国で一括して課税・徴収することとし、地方交付税により地方に配分する。これらを踏まえ、法人税による税額と地方法人税による税額が753：247の比率となるよう制度を措置する。
- ホ 外国子会社合算税制については、国際的なルールにおいても「第2の柱」と併存するものとされて

おり、「第2の柱」の導入以降も、外国子会社を通じた租税回避を抑制するための措置としてその重要性は変わらない。

へ 他方、「第2の柱」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じること等を踏まえ、令和5年度税制改正に引き続き、外国子会社合算税制について可能な範囲で追加的な見直しを行うとともに、令和7年度税制改正以降に見込まれる更なる「第2の柱」の法制化を踏まえて、必要な見直しを検討する。

ト 「第1の柱」については、多数国間条約の早期署名に向けて、引き続き国際的な議論に積極的に貢献することが重要である。今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。

チ コロナ後の国境を越えたビジネスや人の往来の再拡大なども踏まえて、非居住者の給与課税のあり方について、今後検討を行っていく。あわせて、国際課税制度が大きな変革を迎える中、国内法制・租税条約の整備及び着実な執行など適時に十全な対応ができるよう、国税当局の体制強化を行うものとする。

② 暗号資産等報告枠組み

イ 分散型台帳技術を使用する暗号資産等を利用した国際的な脱税及び租税回避を防止する観点から、令和4年、OECDにおいて策定された暗号資産等の取引や移転に関する自動的情報交換の報告枠組み（CARF：Crypto-Asset Reporting Framework）に基づき、非居住者の暗号資産に係る取引情報等を租税条約等に基づき各国税務当局と自動的に交換するため、国内の暗号資産取引業者等に対し非居住者の暗号資産に係る取引情報等を税務当局に報告することを義務付ける制度を整備する。

③ プラットフォーム課税

イ デジタルサービス市場の拡大によりプラットフォームを介して多くの国外事業者が国内市場に参入している中で、国外事業者の納めるべき消費税の捕捉や調査・徴収が課題となっている。

ロ こうした課題に対し、諸外国では、事業者に代わってプラットフォーム事業者に納税義務を課す制度（プラットフォーム課税）が導入されている。

ハ わが国においても、国内外の事業者間の競争条件の公平性や適正な課税を確保するため、プラット

フォーム課税を導入する。

ニ 導入に当たっては、国内の事業者に影響が出ないよう国外事業者が提供するデジタルサービスを対象とし、また、対象となるプラットフォーム事業者は、高い税務コンプライアンスや事務処理能力が求められること等を考慮して、一定の規模を有する事業者とする。

ホ あわせて、国外事業者により行われる事業者免税点制度や簡易課税制度を利用した租税回避を防止するため、必要な制度の見直しを行う。

4 地域・中小企業の活性化等

(1) 中堅・中小企業の成長を促進する税制等

党大綱17頁

イ 雇用の7割を抱える中小企業の成長を促し、労働生産性の高い中堅企業を育てていくことは、わが国の経済・地域の活性化の観点からも重要である。

ロ こうした認識の下、令和6年度税制改正においては、三位一体の労働市場改革の推進と併せて、成長意欲のある中堅・中小企業が、複数の中小企業をグループ化して経営資源を集約するとともに、親会社の強みを活かすことで、グループ一体となって飛躍的な成長を遂げることができるよう、中小企業事業再編投資損失準備金制度を拡充する。

ハ 具体的には、成長意欲のある中堅・中小企業が複数回のM&Aを実施する場合には、積立率を現行の70%から最大100%に拡充し、据置期間を現行の5年から10年に延長する措置を講ずる。
(前掲)

ニ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、主務大臣の確認要件の見直しを行った上で、成長志向型中堅企業に係る要件を満たす場合に機械装置等の税額控除率の引上げを行う。

ホ 賃上げ促進税制については、従来の大企業のうち、常時使用従業員数2,000人以下の企業を新たに中堅企業と位置付けた上で、従来の賃上げ率の要件を維持し、賃上げを行いやすい環境を整備する。

(前掲)

へ また、地方活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化や、「安いニッポン」の指摘に象徴される飲食料費に係るデフレマインドを払拭する観点から、交際費課税の見直しを行うこととする。

ト 具体的には、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について、会議費の実態を踏まえ、現行の1人当たり5千円以下から1万円以下に引き上げることとする。

チ 法人版事業承継税制については、平成30年1月から10年間の特例措置として、令和6年3月末までに特例承継計画の提出がなされた事業承継について抜本的拡充を行ったものである。コロナの影響が長期化したことを踏まえ、特例承継計画の提出期限を令和8年3月末まで2年延長する。

リ この特例措置は、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待ったなしの課題であるために事業承継を集中的に進める観点の下、贈与・相続時の税負担が生じない制度とするなど、極めて異例の時限措置としていることを踏まえ、令和9年12月末までの適用期限については今後とも延長を行わない。

ヌ あわせて、個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限についても2年延長する。

ル 事業承継を検討している中小企業経営者及び個人事業者の方々には、適用期限が到来することを見据え、早期に事業承継に取り組むこと及び政府・関係団体には、目的達成のため一層の支援体制の構築を図ることを強く期待する。

ヲ 沖縄の復帰に伴う激変緩和措置として設けられた揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置については、現下の原油価格の動向や燃料油価格激変緩和対策事業を実施している状況にあることなどを踏まえ、適用期限を3年延長する。次の適用期限の到来時に、本措置の趣旨、地球温暖化対策の観点、県内離島のガソリン価格への対応及び「強い沖縄経済」の実現に向けた沖縄振興策との関係などを踏まえ、そのあり方について検討する。

(2) 外形標準課税

党大綱19頁

イ 法人事業税の外形標準課税は、平成16年度に資本金1億円超の大法人を対象に導入され、平成27、28年度税制改正において、より広く負担を分かち合い、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の一

環として、所得割の税率引下げとあわせて、段階的に拡大されてきた。

ロ 外形標準課税の対象法人数は、資本金1億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約3分の2まで減少している。

ハ このような減資には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在する。

ニ また、組織再編等の際に子会社の資本金を1億円以下に設定することにより、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じている。

ホ 企業の稼ぐ力を高める法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を踏まえ、中堅・中小企業のM&Aやスタートアップへの影響が生じないよう配慮しつつ、外形標準課税の適用対象法人のあり方について制度的な見直しを行う。

ヘ まず、減資への対応として、現行基準（資本金1億円超）は維持しつつ、外形標準課税の対象である大法人に対する補充的な基準を追加する。

ト 具体的には、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には外形標準課税の対象とする。

チ なお、このように今回の見直しは、外形標準課税の対象を中小企業に広げるものではない。

リ 加えて、親会社の信用力等を背景に事業活動を行う子会社への対応として、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金が1億円以下であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものを外形標準課税の対象とする。

ヌ また、今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

(3) 土地に係る固定資産税の負担調整措置

党大綱19頁

- イ 固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であり、今後ともその税収の安定的な確保が不可欠である。
- ロ 土地に係る固定資産税については、平成9年度から負担水準の均衡化を進めてきた結果、令和2年度の商業地等における負担水準は、据置特例の対象となる60%から70%までの範囲(据置ゾーン)内にほぼ収斂するに至ったが、近年の地価上昇により、令和5年度の負担水準は、据置ゾーン内にある土地の割合が低下し、再びばらついた状態となっている。
- ハ 令和6年度評価替えに反映される令和2年から令和5年までの商業地の地価の状況を見ると、大都市を中心とした地価の上昇と地方における地価の下落が混在する状況が継続している。
- ニ このため、令和6年度評価替えにおいては、大都市を中心に、地価上昇の結果、負担水準が下落し据置ゾーンを下回る土地が増加するなど、負担水準のばらつきが拡大することが見込まれるところであり、まずは、そうした土地の負担水準を据置ゾーン内に再び収斂させることに優先的に取り組むべきである。
- ホ このような状況を踏まえ、税負担の公平性等の観点から、納税者の負担感に配慮しつつ、段階的に負担水準の均衡化を進めるため、令和6年度から令和8年度までの間、土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと地方公共団体の条例による減額制度を継続する。
- ヘ 一方、据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題がある。本来、同じ評価額の土地については同じ税負担を求めることが基本である。
- ト このため、税負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組みが求められる。
- チ これらを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、固定資産税の負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

(4) 森林環境税・森林環境譲与税

党大綱20頁

- イ 森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために創設され、令和6年度に課税が開始される。
- ロ 森林整備をはじめとする必要な施策の推進につながる方策として、これまでの譲与税の活用実績等を踏まえ、譲与税の譲与基準について、私有林人工林面積及び人口の譲与割合の見直しを行う。
- ハ その上で、今後とも、森林環境税に対する国民の理解を深めていくことが重要であることを踏まえ、全国の地方公共団体における譲与税の一層の有効活用を促していくこととする。

(5) 屋外分煙施設等の整備の促進

党大綱21頁

- イ 望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前・商店街・公園などの場所における屋外分煙施設等の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め、民間事業者への助成制度の創設その他の必要な予算措置を講ずるなど積極的に取り組むよう、各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととする。

5 円滑・適正な納税のための環境整備

(1) インボイス制度開始後初めての確定申告期に向けた対応等

党大綱21頁

- イ インボイス制度開始後初めての確定申告期に向けて、事業者においては新たな事務負担が生じていることにも配慮し、納税者や税理士が円滑に申告手続を行えるよう、売上税額から納付税額を計算できる激変緩和措置（いわゆる2割特例）等の周知に一段と努めるとともに、引き続き納税者からの相談に的確かつ丁寧に対応できるように万全の相談体制を確保する。

- ロ また、賃上げ促進税制においても、インボイス制度の実施に伴い、消費税の免税事業者との適切な関係の構築の方針についても記載が行われるよう、マルチステークホルダー方針の記載事項を明確化する。(前掲)

(2) 税務手続のデジタル化・キャッシュレス化による利便性の向上

党大綱2 1 頁

- イ 経済社会のデジタル化に伴い、事業経営や取引・財務に関する情報処理、決済の分野でもデジタル化が急速に進展しており、納税者が簡便かつ適正に申告・納付を行うことができるよう、税務手続のデジタル化を推進していく必要がある。
- ロ このため、電子申告等の手続の簡素化や処分通知等の電子交付の拡充、法定調書の電子提出を一層進めていくための措置等を講ずる。
- ハ 近年のクラウド会計ソフト等の普及に伴う事業者のデジタル化の進展等を踏まえ、デジタルを最大限に活用し、納税者の事務負担の軽減等及び適正・公平な課税・徴収の実現を図る観点から、取引に係るやり取りから会計・税務までのデジタル化について中長期的に検討していく。
- ニ また、デジタル化やキャッシュレス化に対応した税制のあり方や納付方法の多様化について引き続き検討していく。

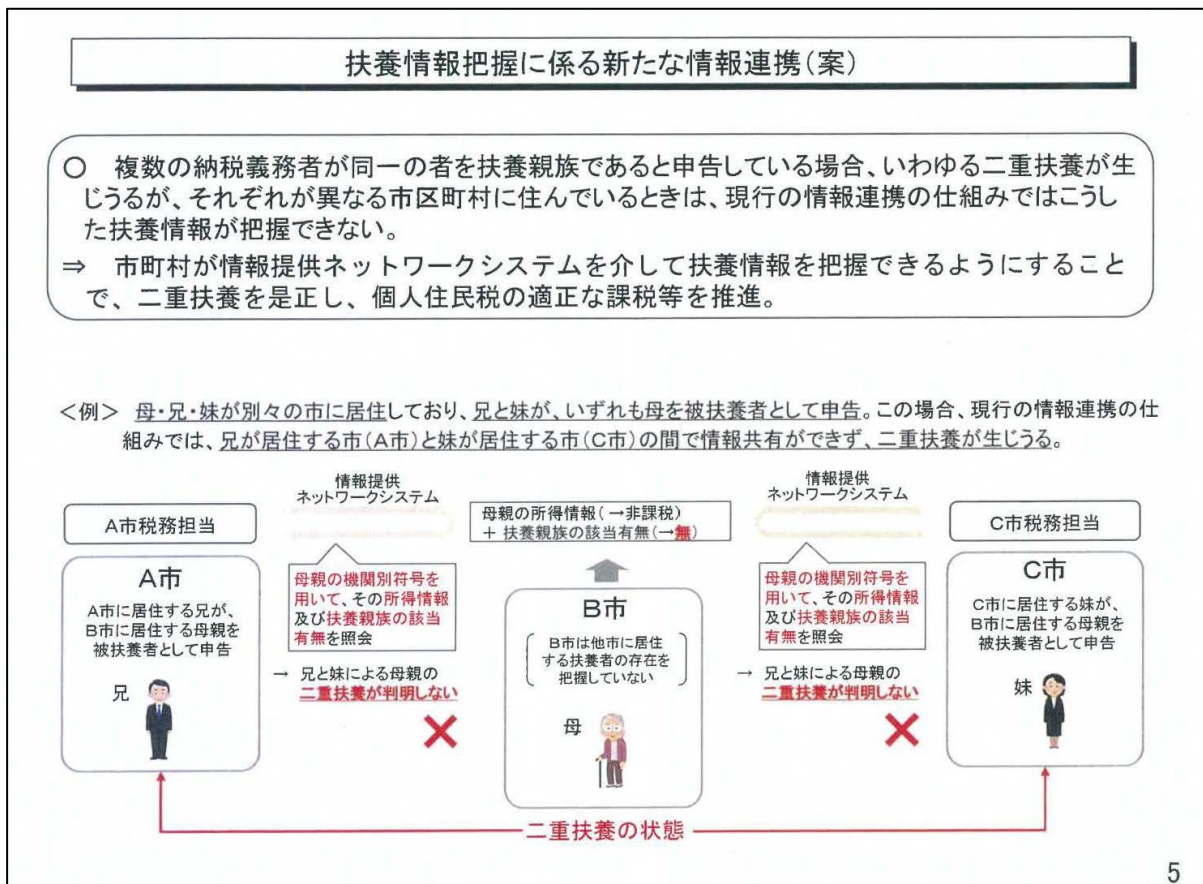
(3) 地方税務手続のデジタル化

党大綱2 2 頁

- イ 地方税においても更なるデジタル化に向け、地方税関係通知のうち、固定資産税、自動車税種別割等の納税通知書等について、e L T A X及びマイナポータルの変更・改修スケジュール等を考慮しつつ、納税者等からの求めに応じて、e L T A X及びマイナポータルを活用して電子的に送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。
- ロ また、e L T A Xを通じた電子納付の対象に地方税以外の地方公金を追加するための措置を講ずる。

ハ 個人住民税において、扶養控除等を公正に適用するため、税務システムの標準化等のスケジュールを考慮しつつ、市町村が扶養に関する情報をより効率的に把握できる情報連携の仕組みを検討する。

ニ 今後、デジタル社会の基盤として個人番号（マイナンバー）を活用することがますます重要になる。このため、課税情報とマイナンバーの紐付けが確実に行われることが必要であることから、地方公共団体において適切かつ速やかな紐付け及び副本登録が確実に行われるよう促すこととし、令和6年度中を目途に地方公共団体における実施状況のフォローアップを行う。



＜令和6年度改正／自民党税制調査会配布資料より＞

(4) 課税・徴収関係の整備・適正化

党大綱22頁

イ 誠実に納税を行う納税者の税に対する公平感を損なうことがないよう、近年見られる新たな事例に対応していく必要がある。

- ロ 納税者が申告後に税額の減額を求めることができる更正の請求において、仮装・隠蔽が行われているものの、現行制度上、重加算税等が課されない事例が把握されていることを踏まえ、重加算税等の見直しを行う。
- ハ また、法人の代表者等が不正申告を行い、法人の財産を散逸させて納税義務を免れる事例等が把握されていることを踏まえ、不正申告を行った法人の代表者等に対する徴収手続の整備等の所要の措置を講ずる。
- ニ さらに、税務調査に対する非協力や納税者の不正への第三者による加担行為への対応について中期的に検討していく。

(5) 外国人旅行者向け免税制度の見直し

- イ 外国人旅行者向け免税制度は、平成26年度税制改正以降、免税対象に消耗品を加えるなどの大幅な制度の見直しにより、免税店数の拡大と外国人旅行者の利便性向上を図り、インバウンド消費拡大の重要な政策ツールとなってきた。
- ロ 観光立国の実現に向けて、引き続き、本制度の活用を推進していくことが肝要である。
- ハ 他方で、足下では多額・多量の免税購入物品が国外に持ち出されず国内での横流しが疑われる事例が多発している。
- ニ また、出国時に免税購入物品を所持していない旅行者を捕捉し即時徴収を行っても、その多くが滞納となり、本制度の不正利用は看過できない状況となっている。
- ホ こうした不正を排除しつつ、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とする。
- ヘ 実務的には、免税店が販売時に外国人旅行者から消費税相当額を預かり、出国時に持ち出しが確認された場合に、旅行者にその消費税相当額を返金する仕組みとなる。
- ト 新制度の検討に当たっては、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、空港等での混雑防止の確保を前提として、令和7年度税制改正において、制度の詳細について結論を得る。

チ さらに令和6年度税制改正においても、横流しされた免税購入物品と知りつつ仕入れた場合に、その仕入税額控除を認めないこととする措置を講ずる。

6 扶養控除等の見直し

党大綱23頁

イ 児童手当については、所得制限が撤廃されるとともに、支給期間について高校生年代まで延長されることとなる。

ロ これを踏まえ、16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分(国税38万円、地方税33万円)に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分(国税25万円、地方税12万円)を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。

ハ さらに、扶養控除の見直しにより、課税総所得金額や税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないように、当該制度等の所管府省において適切な措置を講じるとともに、独自に事業を実施している地方公共団体においても適切な措置が講じられるようにする必要がある。

ニ 具体的には、各府省庁において、今回の扶養控除の見直しにより影響を受ける所管制度等を網羅的に把握し、課税総所得金額や税額等が変化することによる各制度上の不利益が生じないように適切な対応を行うとともに、各地方公共団体において独自に実施している事業についても同様に適切な対応を行うよう周知するなど所要の対応を行う必要がある。

ホ 扶養控除の見直しについては、令和7年度税制改正において、これらの状況等を確認することを前提に、令和6年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る。

ヘ ひとり親控除について、とりわけ困難な境遇に置かれているひとり親の自立支援を進める観点から、対象となるひとり親の所得要件について、現行の合計所得金額500万円以下を1,000万円以下に

引き上げる。

ト また、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。

チ 合わせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げる。

リ こうした見直しについて、令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について扶養控除の見直しと合わせて結論を得る。

7 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

党大綱25頁

イ 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置については、令和5年度税制改正大綱に則って取り組む。

ロ なお、たばこ税については、加熱式たばこと紙巻たばことの間で税負担の不公平が生じている。

ハ 同種・同等のものには同様の負担を求める消費課税の基本的考え方に沿って税負担差を解消することとし、この課税の適正化による増収を防衛財源に活用する。

ニ その上で、国税のたばこ税率を引き上げることとし、課税の適正化による増収と合わせ、3円/1本相当の財源を確保することとする。

ホ あわせて、令和5年度税制改正大綱及び上記の基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずる趣旨を令和6年度の税制改正に関する法律の附則において明らかにするものとする。

8 <参考1>子育て支援のまとめ

(1) 子育て支援政策の背景

イ 子ども未来戦略方針がその背景となっている。

「こども未来戦略方針」(抄)	
	令和5年6月13日 閣議決定
Ⅱ-2. 3つの基本理念(抜粋)	
(1) 若い世代の所得を増やす	
○ こうした取組と併せて、Ⅲで掲げる「加速化プラン」において、 <u>ライフステージを通じた経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組、こども・子育て支援の拡充、共働き・共育てを支える環境整備などを一体として進め、若者・子育て世帯の所得を増やすことで、経済的な不安を覚えることなく、若者世代が、希望どおり、結婚、妊娠・出産、子育てを選択できるようにしていく。</u>	
(3) 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する	
○ 第三に、様々なこども・子育て支援に関しては、親の就業形態にかかわらず、どのような家庭状況にあっても分け隔てなく、ライフステージに沿って切れ目なく支援を行い、多様な支援ニーズにはよりきめ細かい対応をしていくこと、すなわち「 <u>全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援すること</u> 」が必要である。	
○ これまでも保育所の整備、幼児教育・保育の無償化など、こども・子育て政策を強化してきたが、この10年間で社会経済情勢は大きく変わるとともに、今後、取り組むべきこども・子育て支援の内容も変化して	
○ 具体的には、経済的支援の拡充、社会全体の構造・意識の改革に加え、こども・子育て支援の内い内容についても、	
・ 親が働いていても、家にいても、全ての子育て家庭を等しく支援すること	
・ 幼児教育・保育について、量・質両面からの強化を図ること、その際、待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すこと	
・ これまで比較的支援が手薄だった、妊娠・出産期から0～2歳の支援を強化し、妊娠・出産・育児を通じて、全ての子育て家庭の様々な困難・悩みに応えられる伴走型支援を強化するなど、量・質両面からの強化を図ること	
・ 貧困の状況にある家庭、障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこどもを育てる家庭、ひとり親家庭などに対してよりきめ細かい対応を行うことなどが必要となっている。	
	2

<令和6年度改正／自民党税制調査会配布資料より>

(2) 子育て支援に係る税制の骨格

イ 子育て支援に対する税制の骨格は、「住宅支援税制の拡充」、「生命保険料控除の拡充」、「扶養控除の見直し」、「ひとり親控除の見直し」からなる。

ロ 令和7年度の税制改正大綱において本格的に検討され、実施される。

ハ 住宅支援税制の拡充については、住宅価額が急激に上昇しており、住宅ローン控除の借入限度額が令和6年から縮小されることから、令和6年限りの措置として先行的に実施される。

(3) 住宅支援税制の拡充

イ 子育て世帯等に対して、①借入限度額の据え置き、②床面積要件の緩和、③子育てのためのリフォーム工事が対象とされる。

住宅ローン減税の借入限度額及び床面積要件の維持(所得税・個人住民税)						
2024年入居等の場合の借入限度額及び床面積要件について、以下(※今回の改正内容は下線)のとおり措置する。						
<入居年>		2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年	
控除率：0.7%					与党大綱 R7年度税制改正にて R6と同様の方向性で検討	
借入限度額	新築住宅 買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯* :5,000万円【今回改正内容】	4,500万円	
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円 子育て世帯・若者夫婦世帯* :4,500万円【今回改正内容】	3,500万円	
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円 子育て世帯・若者夫婦世帯* :4,000万円【今回改正内容】	3,000万円	
		その他の住宅	3,000万円	0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)		
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円			
		その他の住宅	2,000万円			
控除期間		13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)				
所得要件		2,000万円				
床面積要件		50㎡(新築の場合、 2024(R6)年までに建築確認：40㎡【今回改正内容】 (所得要件：1,000万円))				

※「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」

-14-

<国土交通省・令和6年度国土交通省税制改正概要>

ロ 詳細は、「Ⅱ 令和6年度税制改正の具体的内容」の「1 個人所得課税」の「(3) 子育て支援に関する政策税制」の項を参照

(4) 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

イ 令和7年度の税制改正大綱において本格的に検討され、実施される。

ロ 新生命保険料に係る一般枠(遺族保障)について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円上乘せされ、6万円とされる。

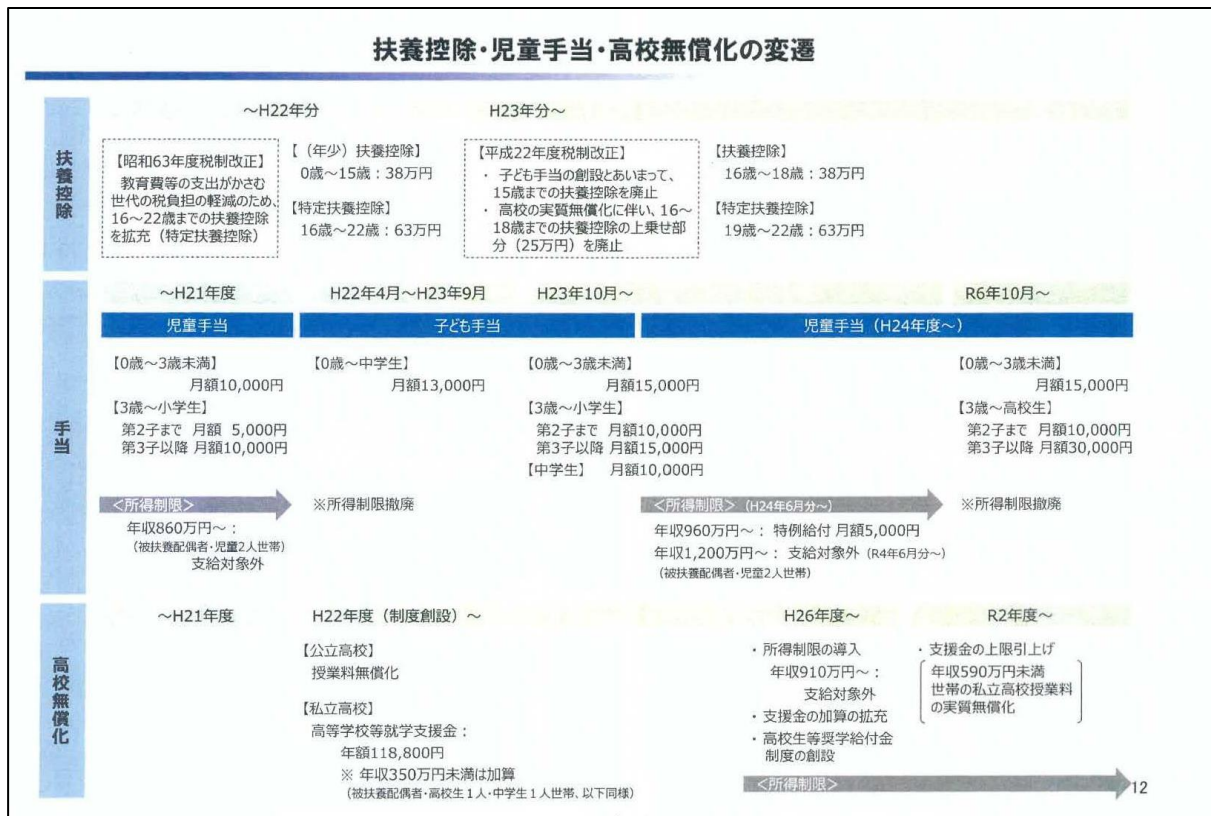
ハ 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の合計適用限度額については、実

際の適用控除額の平均が限度額を大きく下回っている実態を踏まえ、現行の12万円のままとされる。

- ニ 一時払生命保険については、既に資産を一定程度保有している者が利用していると考えられ、万が一のリスクへの備えに対する自助努力への支援という本制度の趣旨と合致しないことから、控除の適用対象から除外される。

(5) 扶養控除の見直し

- イ 令和7年度の税制改正大綱において本格的に検討される。
- ロ 児童手当について、所得制限が撤廃されるとともに支給期間が高校生年代まで延長されることから、16歳から18歳までの扶養控除について、15歳以下の取扱いとのバランスを踏まえつつ、高校生年代は子育て世帯において教育費等の支出がかさむ時期であることに鑑み、現行の一般部分（国税38万円、地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税25万円、地方税12万円）を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることが目指される。
- ハ 扶養控除の見直しについては、令和7年度税制改正において、令和6年10月からの児童手当の支給期間の延長が満年度化した後の令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について検討される。



＜令和6年度改正／自民党税制調査会配布資料より＞

(6) ひとり親控除の見直し

- イ 令和7年度の税制改正大綱において本格的に検討される。
- ロ ひとり親控除について、とりわけ困難な境遇に置かれているひとり親の自立支援を進める観点から、対象となるひとり親の所得要件について、現行の合計所得金額500万円以下を1,000万円以下に引き上げられる。
- ハ ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円が38万円に引き上げられる。
- ニ 合わせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円が33万円に引き上げられる。
- ホ こうした見直しについて、令和8年分以降の所得税と令和9年度分以降の個人住民税の適用について扶養控除の見直しと合わせて結論を得る。

(7) 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（参考）

令和5年度改正時の内容

【令和5年4月1日以後に行われる贈与に適用】

閣大綱21頁

- (1) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。
- ① 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。
- (注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税について適用する。
- ② 受贈者が30歳に達した場合等において、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとする。
- (注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用する。
- ③ 本措置の対象となる教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等を加える。
- (注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後に支払われる教育資金について適用する。
- ④ その他所要の措置を講ずる。
- (2) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等において、非課税抛出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとした上、その適用期限を2年延長する。
- (注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用する。

① 改正の背景と目的

<「令和5年度税制改正の基本的な考え方」から再掲>

イ 経済対策として現在講じられている贈与税の非課税措置は、資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、不断の見直しを行っていく必要がある。

ロ 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、近年利用件数が減少しており、また、資産を多く保有する者による利用が多い等の状況にある。節税的な利用につながらないよう所要の見

直しを行った上で、適用期限を3年延長するが、次の期限到来時には、利用件数や利用実態等を踏まえ、制度のあり方について改めて検討する。

ハ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、節税的な利用につながらないよう所要の見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。令和3年度税制改正大綱で「制度の廃止も含め、改めて検討」とされた後も、引き続き利用件数が低迷している等の状況にあり、次の適用期限の到来時には、利用件数や利用実態等を踏まえ、制度の廃止も含め、改めて検討する。

② 改正の概要（教育資金の一括贈与の特例）

イ 贈与者が死亡した場合において、相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等でも、その死亡の日における残額を、当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。

ロ 受贈者が30歳に達した場合等において、残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとする。

ハ イ、ロの改正は、節税のための利用を防ぐことに目的があると解される。

ニ 教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等を加える。

ホ 適用期限を3年延長する。

<前回改正時（令和3年度改正）の内容>

① 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において、受贈者が次のいずれかに該当する場合を除く。）には、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額を、受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。

イ 23歳未満である場合

ロ 学校等に在学している場合

ハ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(注) 上記の「管理残額」とは、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額をいう（②において同じ。）。

② 上記①により相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対

象とする。

<令和元年度における新規適用者数828件（平成25年度創設時67,581件）>

③ 改正の概要（結婚・子育て資金の一括贈与の特例）

イ 受贈者が50歳に達した場合等において、残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとする。

ロ イの改正は、節税のための利用を防ぐことに目的があると解される。

ハ 適用期限を2年延長する。

<前回改正時（令和3年度改正）の内容>

① 贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額について、当該贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対象とする。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、贈与の多くが扶養義務者による生活費等の都度の贈与や基礎控除の適用により課税対象とならない水準にあること、利用件数が極めて少ないこと等を踏まえ、次の適用期限の到来時に、制度の廃止も含め、改めて検討する。

<令和元年度における新規適用者数212件（平成27年度創設時4,712件）>

9 <参考2> 過年度分の大綱より

(1) 平成29年度税制改正大綱

(2) 今後の個人所得課税改革の方向性

上記の配偶者控除・配偶者特別控除の見直しは、個人所得課税改革の第一弾であり、今後も改革を継続していく。

経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組みを進める必要があるが、個人所得課税においては、所得再分配機能の回復を図ることが重要であり、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく必要がある。

基礎控除をはじめとする人的控除等については、現在、「所得控除方式」を採用しているが、高所得者ほど税負担の軽減効果が大きいことから、主要諸外国における負担調整の仕組みも参考にしつつ、来年度の税制改正において控除方式のあり方について検討を進める。具体的には、収入にかかわらず税負担の軽減額が一定となる「ゼロ税率方式」や「税額控除方式」の導入のほか、現行の「所得控除方式」を維持しつつ高所得者について税負担の軽減額が逡減・消失する仕組みの導入が考えられる。

雇用の流動化や、労働者に近い形態で働く自営業主の割合の増加など、働き方が様々な面で多様化している。現在の個人所得課税は、所得の種類に応じた負担調整の仕組みを採用しているが、人的な事情に配慮を行いつつ、ライフスタイルに合わせて多様な働き方を自由に選択できるようにすることが重要である。こうした観点から、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と基礎控除などの「人的控除」のあり方を全体として見直すことを検討していく。

<党大綱5頁>

(2) 平成30年度税制改正大綱

1 個人所得課税の見直し

(1) 平成30年度税制改正における対応

個人所得課税については、平成29年度税制改正大綱において、見直しに向けた基本的方向性をとりまとめた。この基本的方向性に沿って、平成30年度税制改正においては、以下のとおり個人所得課税の見直しを進める。

① 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

経済社会の著しい構造変化の中で、働き方が様々な面で多様化している。かつては、「学校卒業後、1つの会社で定年まで勤めあげ、年金生活に入る」といったライフコースが典型的であったが、特定の企業や組織に属さず専門分野の能力等を活かしてフリーランスとして業務単位で仕事を請け負

う、子育てをしながら会社員時代に培った技能を活かして在宅で仕事を請け負う、高齢者が長年培った能力や経験を活かし業務単位の仕事の請負や起業支援等の形で活躍するなど、多様な働き方が増えつつある。人生100年を生きる時代には、さらにこうした傾向が強まることが想定される。

他方、わが国の個人所得課税は、こうした多様な働き方の拡大を想定しているとは言い難い。様々な収入の中でも、給与収入と公的年金等収入のみに給与所得控除や公的年金等控除といった所得計算上の控除が認められ、働き方や収入の稼得方法により所得計算が大きく異なる仕組みとなっている。

様々な形で働く人をあまねく応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除から、どのような所得にでも適用される基礎控除に、負担調整の比重を移していくことが必要である。こうした基本的考え方の下、負担の変動が急激なものとならないようにするため、まずは、給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げることとする。

② 給与所得控除の見直し

給与所得控除については、平成26年度税制改正大綱において「現行の水準は、所得税の課税ベースを大きく浸食しており、実際の給与所得者の勤務関連支出に比しても、また主要国の概算控除額との比較においても過大となっていることから、中長期的には主要国並みの控除水準とすべく、漸次適正化のための見直しが必要である」との基本的方向性が示され、同年度改正において、給与所得控除の上限を245万円（給与収入1,500万円超）から220万円（給与収入1,000万円超）に25万円引き下げた。

平成30年度税制改正においても、この方針に沿って、引き続き給与所得控除の上限の引下げを行う。具体的には、給与収入が850万円を超える場合の給与所得控除額を195万円（①の見直しによる10万円引下げ分を含む。）に引き下げる。ただし、子育てや介護に対して配慮する観点から、22歳以下の扶養親族が同一生計内にいる者や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者については、負担増が生じないよう措置を講ずる。

③ 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除については、給与所得控除とは異なり収入が増加しても控除額に上限はなく、年金以外の所得がいくら高くても年金のみで暮らす者と同じ額の控除が受けられるなど、高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みとなっている。また、諸外国は、基本的に、拠出段階、給付段階のいずれかで課税される仕組みとなっているが、わが国は、拠出段階では全額控除され、給付段階でも公的年金等控除が受けられ、拠出・給付の両段階で十分な課税がなされない仕組みとなっている。

こうした点を踏まえ、世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等控除について、公的年金等収入が1,000万円を超える場合、控除額に上限（見直し後の上限額：195.5万円（①の見直しによる10万円引下げ分を含む。））を設けることとする。また、公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円を超える場合には控除額を10万円引き下げ、2,000万円を超える場合には控除額を20万円引き下げることとする。

④ 基礎控除の見直し

わが国の基礎控除については、所得の多寡によらず一定金額を所得から控除する所得控除方式が採用されているが、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性は乏しいのではないか、高所得者ほど税負担の軽減額が大きいことは望ましくないのではないかとの指摘がある。

主要国においては、一定の課税所得までは税率をゼロとする「ゼロ税率方式」や、課税所得に累進税率を適用した後に一定の控除額を差し引く「税額控除方式」、所得控除方式を維持しつつ高所得者について控除額を逡減・消失させる「逡減・消失型の所得控除方式」が採用されており、いずれもわが国の所得控除方式と比べて所得再分配機能が高い。

「ゼロ税率方式」や「税額控除方式」は、所得再分配機能の強化に寄与するものの、現行の所得控除方式から変更した場合、負担の変動が急激なものとなりかねないことから、「逡減・消失型の所得控除方式」を採用する。基礎控除は、人的控除の中で最も基本的な控除であり、より広い所得階層に適用されるべきものであることを踏まえ、所得金額2,400万円超から逡減し、2,500万円超で消失する仕組みとする。

⑤ 所得情報を活用している社会保障制度等における対応

今回の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替を行うことにより、税負担は増加しないが、総所得金額等や合計所得金額が増加する場合は生じうる。

この変化に伴い、所得税又は個人住民税の総所得金額等や合計所得金額を活用している社会保障制度等の給付や負担の水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、当該制度等の所管府省において、適切な措置を講じなければならない。

(2) 今後の見直しに向けた基本的方向性

今回の個人所得課税の見直しにおいては、働き方の多様化への対応とともに、所得再分配機能の回復の観点から、各種控除の見直しを行ったところである。今後も、所得再分配機能の回復や税負担のあり方の観点から、引き続き見直しを継続していく。

経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、税制のみならず、社会保障制度、労働政策等の面を含め、総合的な取組みを進める必要がある。

給与所得控除や公的年金等控除といった所得計算上の控除については、働き方の多様化の進展状況等も踏まえ、基礎控除への更なる振替を検討するとともに、今回の見直しの考え方やこれまでの税制改正大綱に示された方針を踏まえ、そのあり方について引き続き丁寧に検討する。また、経済社会のICT化等の動向や諸外国の制度も踏まえ、適正な記帳の確保に向けた方策を講じつつ、事業所得等の適正な申告、所得把握に向けた取組みを進める。

人的控除については、平成29年度税制改正及び今回の改正により、基礎控除、配偶者控除及び配偶者特別控除について、逡減・消失型の所得控除方式が採用されることとなる。今後の制度のあり方については、給与所得控除等からの振替による影響を見極めるとともに、所得再分配機能をどの程度強化すべきかという点も踏まえながら、引き続き検討する。

老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、

保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

個人住民税については、地域の住民サービスを支える基幹税としての役割の重要性に鑑み、充実強化を図ることを基本として、制度のあり方を検討していく。その際、個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するとの性格を有すること、応益課税としての性格を明確化する観点から比例税率により課税されていることなど、その性格や仕組み等に留意する必要がある。

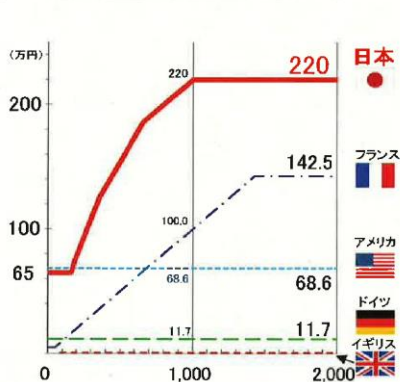
個人所得課税の見直しについては、個人の負担に直結するものであることから、累次の改正の影響も見極めつつ、国民の理解を得ながら、引き続き丁寧に議論を進めていくこととする。

<党大綱3頁>

給与所得控除の適正化（案）

- 給与所得控除は、実際の勤務関連経費を大幅に上回る水準。諸外国の水準と比べても圧倒的に高い。
- 「控除額を主要国並みに漸次適正化する」との方針の下、近年、引き下げてきたところ。
(給与1,500万円 → 1,200万円 → 1,000万円)
(参考) 平成26年度与党税制改正大綱(抄)
給与所得控除については、税制抜本改革法において、そのあり方について検討することとされている。現行の水準は、所得税の課税ベースを大きく浸食しており、実際の給与所得者の業務関連支出に比しても、また、主要国の概算控除額との比較においても過大となっていることから、中長期的には主要国並みの控除水準とすべく、漸次適正化のための見直しが必要である。

給与所得控除の国際比較



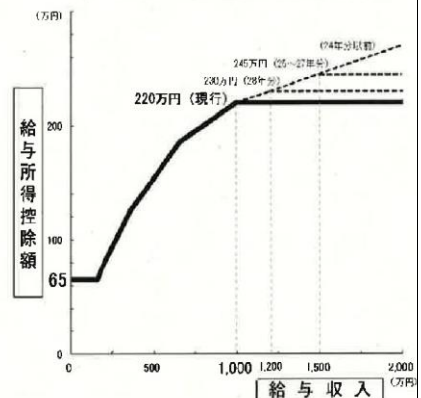
サラリーマンの経費

「家計支出」のうち、サラリーマンの勤務関連経費と考えられる支出品目を幅広く抜き出し、計算

	世帯年収	サラリーマンの勤務関連経費(注)
平均	632万円	25.2万円
年収5分位階級の最上位平均(903万円以上)	1,030万円	39.8万円

(注) 衣料品、身の回り品、理容・洗濯、文具、新聞・書籍、こつがい、つきあい費(家計調査調べ)

これまでの見直し



<平成30年度税制改正に係る自民党税制調査会配付資料より>

(3) 平成31年度税制改正大綱

1 消費税率の引上げに伴う対応等

(2) 軽減税率制度の実施

また、軽減税率制度の導入に当たっての安定的な恒久財源の確保については、歳入面においては、平成30年度税制改正の個人所得課税の見直し及びたばこ税の見直し並びにインボイス制度の導入によるものとし、<以下略>

<注> 平成30年度税制改正大綱の個人所得課税の見直し

- ・給与所得控除額の上限を1,000万円から850万円への引き下げ
- ・公的年金等控除額の上限を1,000万円に設定
- ・他の合計所得金額が1,000万円を越える場合は公的年金等控除額を遡減
- ・基礎控除に適用限度を設け、合計所得金額2,500万円までとする

7 円滑・適正な納税のための環境整備

仮想通貨取引やインターネットを通じた業務請負など、経済取引の多様化・国際化が進展する中、経済取引の健全な発展を図る観点からも、適正な課税を確保することが重要である。

このため、取引の仲介業者等が保有するデータやスマートフォンを活用して電子申告を行う仕組みを構築するなど、納税者が自主的に簡便・正確な申告等を行うことができる利便性の高い納税環境の整備に向けて、官民が協働して取組みを進める。

(4) 令和2年度税制改正大綱

(2) 人生100年時代に対応するための環境整備

① 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、老後の生活に備えるための支援について、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制の構築が求められている。諸外国を見ると、例えばイギリスやカナダにおいては、加入する私的年金の組み合わせにかかわらず同様の非課税拠出が行えるように、各種私的年金に共通の非課税拠出限度額が設けられている。こういった諸外国の例も参考に、わが国においても、働き方によって税制上の取扱いに大きな違いが生じないような姿を目指す必要がある。

年金課税については、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保することが必要である。諸外国を見ると、日本の公的年金等控除のような、年金収入に対する大きな控除はなく、基本的に拠出段階、給付段階のいずれかで課税される仕組みとなっている。わが国においてもこういった例を参考に、世代内・世代間の公正性を確保する観点から検討を進めていく。

また、現在の退職給付は一時金での受け取りが多いが、税制についても、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立ではないという課題がある。また、一時金払いの場合、勤続期間が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みとなっており、転職などの増加に対して対応していないといった指摘もある。税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするべく、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについても考

える必要がある。

あわせて、金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援する制度の普及状況や所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。

令和2年度税制改正においては、高齢期の長期化や就労の拡大・多様化等に対応するための確定拠出年金等の加入可能年齢の見直しや、中小企業向け制度の対象範囲の拡大等の私的年金の見直しに伴い、現行の税制上の措置を適用することとする。

<党大綱12頁>

(5) 令和3年度税制改正大綱

① 個人所得課税における諸控除の見直し

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針や、令和2年分所得から適用となった改正の影響等も踏まえ、働き方の多様化を含む経済社会の構造変化への対応や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除のあり方等を検討する。

② 記帳水準の向上等

今般の感染症の感染拡大においては、中小・小規模事業者への給付金の支給や融資に際し、売上や資産・負債等の状況が適切に記録されていないため申請に手間取るなど、日々の適正な記帳の重要性が改めて浮き彫りになった。

小規模事業者の半数以上が帳簿を手書きで作成しており、また、個人事業者の場合、正規の簿記の原則に従った記帳を行っている者は約3割にとどまっているのが現状である。

記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態を可視化し、経営の対応力を向上させる上でも重要である。近年、普及しつつあるクラウド会計ソフトを活用することにより、小規模事業者であっても大きな手間や費用をかけずに正規の簿記を行うことが可能な環境が整ってきていることも踏まえ、正規の簿記の普及を含め、個人事業者の記帳水準の向上等に向けた検討を行う。

<党大綱15頁>

② 資産移転の時期の選択に中立的な相続税・贈与税に向けた検討

高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にある。

高齢世代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活

用を通じた、経済の活性化が期待される。このため、資産の再分配機能の確保に留意しつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を構築することが重要な課題となっている。

わが国の贈与税は、相続税の累進回避を防止する観点から、高い税率が設定されており、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある。一方で、現在の税率構造では、富裕層による財産の分割贈与を通じた負担回避を防止するには限界がある。

諸外国では、一定期間の贈与や相続を累積して課税すること等により、資産の移転のタイミング等にかかわらず、税負担が一定となり、同時に意図的な税負担の回避も防止されるような工夫が講じられている。

今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。

<党大綱18頁>

主要国における相続税の概要

(2020年1月現在)

区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税方式	法定相続分課税方式 (併用方式)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
最低税率	10%	18%	40% ^(注4)	7% ^(注6)	5% ^(注6)
最高税率	55%	40%		30% ^(注6) (最高税率 50%)	45% ^(注6) (最高税率 60%)
税率の刻み数	8	12	1 ^(注4)	7	7
基礎控除等	3,000万円 +600万円×法定相続人数 (別途、配偶者の税額を控除)	基礎控除: 1,158万ドル ^(注2, 3) (12.6億円) ※税額控除ベースで458万ドル 配偶者: 免税	基礎控除: 32.5万ポンド ^(注4, 5) (4,583万円) 配偶者: 免税	配偶者 ^(注7, 8, 10) : 剰余調整分 +75.6万ユーロ (9,148万円) 子 ^(注8, 9, 10) : 40万ユーロ (4,840万円)	配偶者(免税) ^(注8, 10) : 直系血族: 10万ユーロ (1,210万円)
累積制度	相続前3年間に ^(注1) 贈与された財産	相続前(全期間)に 贈与された財産	相続前7年間に 贈与された財産 ^(注4)	相続前10年間に 贈与された財産	相続前15年間に 贈与された財産

- (注1) 相続時精算課税制度を選択している場合には、その選択後、相続開始までにその被相続人から贈与された財産が相続財産の価額に加算される。
- (注2) アメリカの基礎控除は、贈与税と遺産税に共通な生涯累積分の基礎控除であり、毎年インフレ調整が行われる。
- (注3) アメリカでは、遺産税の計算において、生前に贈与された全ての財産価額を遺産価額に累積・合算して税額を計算する(過去の納付贈与税額は、遺産税額から控除可)。贈与税にかかると年間の控除額(受贈者1人あたり1.5万ドル(164万円))を贈与財産の価額から控除した額について、遺産価額に合算する。
- (注4) イギリスの相続税率は原則40%。ただし、贈与のうち一定の信託への譲渡等については税率20%で課税されるが、個人間の贈与等については贈与時には課税されず、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される(贈与後7年を経過した財産については非課税)。なお、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価額から贈与税にかかる年間の控除額(贈与者1人あたり3,000ポンド(42万円)、残額は翌年度にのみ繰り越し可)を控除した残額を、相続財産価額に合算する。
- (注5) イギリスでは、居住している住宅やその持ち分を直系子孫が相続する場合は、基礎控除が15万ポンド(2,115万円)加算される(ただし、相続財産総額が200万ポンド(2億8,200万円)を超える場合、超過額2ポンドにつき1ポンドずつ同加算額が減減する)。
- (注6) ドイツの税率は配偶者及び子、孫等、フランスの税率は直系血族の税率によった。
- (注7) ドイツでは、配偶者に対する相続において、剰余調整分(婚姻中における夫婦それぞれの財産増加額の差額の2分の1)が非課税になるほか、基礎控除50万ユーロ(6,050万円)及び特別扶養控除25.6万ユーロ(3,098万円)が認められる。
- (注8) ドイツ及びフランスでは、ドイツについては贈与後10年以内、フランスについては贈与後15年以内に贈与者が死亡した場合、各期間中に贈与された財産の価額を相続財産価額に累積・合算して税額を計算する(各累積期間中の納付贈与税額については、相続税額から控除可)。
- (注9) ドイツでは、子に対する相続において、基礎控除40万ユーロ(4,840万円)のほか、27歳以下の子には10,300ユーロ(125万円)~52,000ユーロ(629万円)の特別扶養控除が認められる。
- (注10) ドイツでは両親や兄弟姉妹等に対して、フランスでは兄弟姉妹等に対しても、一定額の基礎控除が存在する。
- (備考1) 遺産課税方式は、人が死亡した場合にその遺産を対象として課税する制度であり、遺産取得課税方式は、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。
- (備考2) 邦貨換算レートは、1ドル=109円、1ポンド=141円、1ユーロ=121円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 令和2年(2020年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

<令和3年度税制改正に係る自民党税制調査会配付資料より>

主要国における贈与税の概要

(2020年1月現在)

	日本		アメリカ	イギリス ^(注6)	ドイツ	フランス
	暦年課税	相続時精算課税				
納税義務者	受贈者	受贈者 ^(注3)	贈与者	贈与者	受贈者	受贈者
税率	最低税率	10%	18%	—	7% ^(注8)	5% ^(注9)
	最高税率	55% ^(注1)	40%	—	30% ^(注8)	45% ^(注9)
	税率の割合	8 ^(注1)	1	12	—	7
累 積 制 度	なし	あり(過去全て)	あり(過去全て)	あり(過去7年分)	あり(過去10年分)	あり(過去15年分)
相続財産への合算	過去3年分	精算課税適用分	過去全て	過去7年分	過去10年分	過去15年分
基礎控除等	基礎控除(年間) ^(注2) :110万円	特別控除(累積) ^(注2) :2,500万円	(生涯累積:遺産税と共通) ^(注4,5) 1,158万ドル(12.6億円) ※税額控除ベースで458万ドル 配偶者:免税	(7年累積:相続税と共通) ^(注7) 32.5万ポンド (4,583万円) 配偶者:免税	(10年累積:相続税と共通) ^(注9) ・配偶者:50万ユーロ (6,050万円) ・子:40万ユーロ (4,840万円) 等	(15年累積:相続税と共通) ^(注9) ・配偶者:80,724ユーロ (977万円) ・直系血族:10万ユーロ (1,290万円) 等

(注1)直系尊属から20歳(令和4年4月1日以後の贈与については、18歳)以上の者への贈与とそれ以外の贈与とで税率が異なる。
(注2)日本の暦年課税の基礎控除の本則は60万円であり、相続時精算課税の特別控除は限度金額まで複数回にわたって使用可能である。
(注3)日本の相続時精算課税は、60歳以上の者から贈与を受けた20歳(令和4年4月1日以後の贈与については、18歳)以上の子及び孫が適用可能であり、一度適用すると、その贈与者からの贈与には暦年課税を適用できない。
(注4)アメリカでは、贈与・相続時点までに贈与者が贈与した全ての財産価値を累積・合算して税額を計算する(過去の納付贈与税額は、贈与税・遺産税額から控除可)。贈与財産の価値から年間の控除額(受贈者1人あたり15,000ドル(164万円))を控除した額について、贈与財産価値・遺産価値に合算する。
(注5)アメリカでは、生涯累積分の基礎控除と年間の控除額について毎年インフレ調整が行われる。
(注6)イギリスでは、贈与のうち一定の信託への譲渡等については税率20%で課税されるが、個人間の贈与等については贈与時には課税されず、贈与後7年以内に贈与者が死亡した場合に、贈与者に対して、経過年数に応じて、8~40%の税率で課税される(贈与後7年を経過した財産については非課税)。
(注7)イギリスでは、相続税の計算においては、各年の贈与財産の価値から年間の控除額(贈与者1人あたり3,000ポンド(42万円))を控除した残額を、相続財産価値に合算する。なお、年間の控除額に残額がある場合は、翌年度にのみ繰り越すことができる。また、居住している住宅やその持ち分を直系子孫に贈与(相続)する場合は、7年累積分の基礎控除が15万ポンド(2,115万円)加算される(ただし、贈与(相続)財産総額が200万ポンド(2億8,200万円)を超える場合、超過額2ポンドにつき1ポンドずつ同加算額が減減する)。
(注8)ドイツの税率は配偶者及び子、孫等、フランスの税率は配偶者等の税率によった。
(注9)ドイツ及びフランスでは、ドイツについては贈与・相続時点以前10年以内、フランスについては贈与・相続時点以前15年以内に受贈者が贈与された財産の価値を贈与財産・相続財産価値に累積・合算して税額を計算する(各累積期間中の納付贈与税額については、贈与税・相続税額から控除可)。
(備考)邦貨換算レートは、1ドル=109円、1ポンド=141円、1ユーロ=121円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和2年(2020年)1月中適用)。なお、端数は四捨五入している。

<令和3年度税制改正に係る自民党税制調査会配付資料より>

(6) 令和4年度税制改正大綱

(1) 個人所得課税のあり方

① 諸控除の見直し

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。

多様で柔軟な働き方が一層拡大する中、働く意欲を阻害せず、公平で、働き方に中立的な税制を構築していくことが重要である。

今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針や、令和2年分所得から適用となった改正の影響等も踏まえ、各種控除のあり方等を検討する。

② 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、老後の生活に備えるための支援について、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制を構築することが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

こうした観点から、令和3年度税制改正大綱では、私的年金等の拠出・給付段階の課税について、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするべく、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要性について指摘した。

私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しに向けて、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、老後に係る税制について、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

なお、高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。

その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う。

<党大綱9頁>

主な私的年金制度、非課税貯蓄・投資制度の概要

制度	掛金等の負担	非課税措置の概要				払出制限	
		事業主拠出時	本人拠出時	運用時	給付時		
私的年金	確定給付企業年金(DB) ・あらかじめ加入者が将来受け取る年金給付の算定方法が決まっている制度	原則、事業主が拠出(本人も一部拠出可能) ※拠出限度額なし	全額損金 算入	一部控除 〔生命保険料 控除〕	課税停止 (注)	なし (中途引出し可)	
	確定拠出年金(DC) ・あらかじめ定められた拠出額と運用収益の合計額を基に給付額が決まる制度 (掛金は個人ごとに管理され、本人が資産を運用)	【企業型DC】 原則、事業主が拠出(本人も一部拠出可能) 【個人型DC】(iDeCo) 原則、本人が拠出 ※企業型、個人型共に拠出限度額あり		全額控除 〔小規模企業 共済等掛金 控除〕		【年金払い】 雑所得 (公的年金等 控除)	支給開始年齢 まで払出不可
	厚生年金基金 ・企業が基金を設立し上乗せ給付等を行う制度 ※平成26年度以降新設不可	原則、事業主と本人の折半 (一定の範囲で事業主の負担割合を増加可能) ※拠出限度額なし		全額控除 〔社会保険料 控除〕		【一時金払い】 退職所得又は 一時所得	支給開始年齢 まで払出不可
	適格退職年金 ・一定の要件の下で企業が退職金を積み立てる制度 ※平成23年度末で廃止	規約により設定 ※拠出限度額なし		一部控除 〔生命保険料 控除〕		一部 課税	なし (中途引出し可)
非課税貯蓄・投資	NISA ・非課税口座内の少額上場株式等の譲渡益及び配当等について非課税	【一般NISA】 投資限度額:年120万円(非課税期間5年間) 【つみたてNISA】 投資限度額:年40万円(非課税期間20年間)	〔事業主拠出なし〕	税引き後 所得から 拠出	非課税	-	なし
	財形住宅(年金)貯蓄 ・特定目的の給与天引きの貯蓄について利子等非課税	財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄の合算で元本550万円が上限		課税	非課税	非課税	住宅取得・年金支払以外の払出は 遡及課税

(注)積立金の残高について1.173%の特別法人税を課税。ただし、平成11年4月から令和5年3月までは課税停止とされている。
(備考)上記は、企業に勤める者が加入対象の主な制度を記載。上記のほか、自営業者等が加入する国民年金基金や公務員等が加入する退職等年金給付などがあることに留意。

<令和4年度税制改正に係る自民党税制調査会配付資料より>

③ 記帳水準の向上等

記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態を可視化し、経営の対応力を向上させる上でも重要である。

加えて、今般の感染症への対応においては、中小・小規模事業者への給付金の支給や融資に際し、売上や資産・負債等の状況が適切に記録されていないため申請に手間取るなど、日々の適正な記帳の重要性が改めて浮き彫りになった。

小規模事業者の半数以上が帳簿を手書きで作成しており、また、個人事業者の場合、正規の簿記の原則に従った記帳を行っている者は約3割にとどまっているのが現状である。

また、個人の青色申告における簡易簿記は複式簿記に移行するための準備的な段階としての役割も期待されているところであるが、簡易簿記での申告者の3分の1超が10年以上簡易簿記による記帳を続けている状況にある。

近年、普及しつつある会計ソフトを活用することにより、小規模事業者であっても大きな手間や費用をかけずに正規の簿記を行うことが可能な環境が整ってきていることも踏まえ、複式簿記による記帳を更に普及・一般化させる方向で、納税者側での対応可能性も十分踏まえつつ、所得税の青色申告制度の見直しを含めた個人事業者の記帳水準向上等に向けた検討を行う。

<党大綱10頁>

令和3年6月15日
第5回専門家会合
全国青色申告会総連合提出資料

(3) 記帳指導の拡充に向けた課題

① 記帳実態の把握

白色申告者の記帳は、複式簿記か簡易帳簿、パソコン会計か手書き記帳等の実態の把握ができていない。決算書(収支内訳書)または申告書に記帳方法を記載する欄を設けて、実態を明確化してはどうか。確定申告会場をおとずれる個人事業者には、帳簿の持参を求めているかどうか。

② 情報リテラシー向上に取り組み、デジタル格差の解消

高齢の個人事業者を対象にパソコン研修、会計ソフト研修の実施。
記帳の高度化、e-Taxや電子証明書等の利用へ誘導。

③ 記帳指導機関に所属していない個人事業者に対するアプローチ

実店舗や事務所を持たない個人事業者(フリーランス・ギグワーカー等)が増えている。青色申告会などの記帳指導機関は、こうした事業者と接点をもつ機会が少ない。「規模が小さいフリーランス・ギグワーカー等の記帳指導は青色申告会へ!!!」等のPRに努めたい。

④ 主たる所得が雑所得となるフリーランス・ギグワーカー等への対応

社会保障制度と整合性をとりつつ、事業所得・雑所得の再定義が必要ではないか。

⑤ 行政(国税庁・経済産業省・中小企業庁)の連携・協調

併設会の運営に携わる商工会などの経営指導員から、経営指導に重点が置かれ、記帳指導の業務比重が低下している(記帳指導は評価されない)との声がきこえてくる。

(7) 令和5年度税制改正大綱

(3) 税務手続のデジタル化・キャッシュレス化による利便性の向上税務手続のデジタル化・キャッシュレス化により、納税者の利便性を向上させ適正な申告・納付を促すため、申告手続の簡素化や申告・納付手続の一体化等の見直しを講ずる。

さらに、第三者から提出された報告（法定調書等）の電磁的記録を納税者等の申告・納付情報に活用する措置等について引き続き検討していく。

地方税においても更なる税務手続のデジタル化に向け、納税通知書や各種証明書などの地方税関係通知について、eLTAX及びマイナポータルの変更・改修スケジュールや納税者等の利便性及び地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、電子的に送付する仕組みを検討する。また、令和5年4月から地方税統一QRコード等を活用した地方税の納付が開始されることを踏まえ、地方税以外の地方公金に係るeLTAX経由での納付について必要な検討を進める。

デジタル化やキャッシュレス化に対応した税制のあり方や納付方法の多様化について引き続き検討していく。

<党大綱20頁>

(4) 課税・徴収関係の整備・適正化

仮装・隠蔽の積極的な行為を伴わないため重加算税等の対象とならず、税に対する公平感を大きく損なうような事例が生じている中、申告義務を認識していなかったとは言い難い無申告について所要の措置を講ずる。

さらに、税務調査に対する非協力や申告後の仮装・隠蔽、納税者の不正への第三者による加担行為への対応について中期的に検討していく。

また、適正・公平な課税・徴収を確保するため、滞納処分に関する調査に係る質問検査権の整備等の所要の措置を講ずるほか、外国人旅行者向け免税制度における免税購入物品が国内で横流しされる事例に対応するため、即時徴収の対象者を見直す。あわせて、外国人旅行者の利便性や免税店の事務負担等を踏まえつつ、引き続き効果的な不正対策を検討していく。

<党大綱21頁>

6. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳出・歳入両面から安定的な財源を確保する。税制部分については、令和9年度に向けて複数年かけて段階的に実施することとし、令和9年度において、1兆円強を確保する。具体的には、法人税、所得税及びたばこ税について、以下の措置を講ずる。

① 法人税

法人税額に対し、税率4～4.5%の新たな付加税を課す。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとする。

② 所得税

所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課す。現下の家計を取り巻く状況に配慮し、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間を延長する。延長期間は、復興事業の着実な実施に影響を与えないよう、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとする。

廃炉、特定復興再生拠点区域の整備、特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた具体的な取組みや福島国際研究教育機構の構築など息の長い取組みをしっかりと支援できるよう、東日本大震災からの復旧・復興に要する財源については、引き続き、責任を持って確実に確保することとする。

③ たばこ税

3円／1本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する。

以上の措置の施行時期は、令和6年以降の適切な時期とする。

<党大綱21頁>

II 令和6年度税制改正の具体的内容

※1 国税と地方税が合わせて改正されるもののうち、地方税の記載を省略している場合があります。地方税については大綱の該当箇所をご確認ください。

※2 項目の右の表示は次のとおりです。

創 設	制度の創設
見直し	従来の制度の見直し
廃 止	従来の制度の廃止
継 続	従来の政策税制についてそのままの継続
見直し継続	従来の政策税制について見直しを行った上で継続

1 個人所得課税

(1) 所得税・個人住民税の定額減税 創 設

措法41の3の3～10、措令26の4の2～5、措規18の23の3～7

【所得税は令和6年分、住民税は令和6年度分に適用】

閣大綱1頁

(国 税)

令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除を次により実施する。

- (1) 居住者の所得税額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。
- (2) 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得税額を超える場合には、所得税額を限度とする。
 - ① 本人 3万円
 - ② 同一生計配偶者又は扶養親族（居住者に該当する者に限る。以下「同一生計配偶者等」という。）1人につき3万円
- (3) 特別控除の実施方法は、次による。
 - ① 給与所得者に係る特別控除の額の控除
イ 令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等（賞与を含むものとし、給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由した給与等の支払者が支払うものに限る。）につき源泉徴収をされるべき所得税の額（以下「控除前源泉徴収税額」という。）から特別控除の額に相当する金額

(当該金額が控除前源泉徴収税額を超える場合には、当該控除前源泉徴収税額に相当する金額を控除する。

ロ 特別控除の額に相当する金額のうち、上記イ及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払われる当該給与等(同年において最後に支払われるものを除く。)に係る控除前源泉徴収税額から、順次控除する。

(注1) 上記イ及びロにより控除する同一生計配偶者等に係る特別控除の額は、原則として源泉控除対象配偶者で合計所得金額が48万円以下である者又は扶養親族で居住者に該当する者について算出する。

(注2) 源泉徴収の際の上記イ及びロによる控除は、現行の源泉徴収をされるべき額から行う。

(注3) 上記イ及びロについて、給与所得者の扶養控除等申告書に記載した事項の異動等により特別控除の額に異動が生ずる場合には、年末調整により調整する。

ハ 上記イ及びロにより控除された後の所得税額をもって、それぞれの給与等につき源泉徴収をされるべき所得税の額とする。

ニ 令和6年分の年末調整の際に、年税額から特別控除の額を控除する。

ホ 上記イ及びニによる控除について、給与等の支払者が同一生計配偶者等を把握するための措置を講ずる。

ヘ 上記イの給与等の支払者は、上記イ又はロによる控除をした場合には、支払明細書に控除した額を記載することとする。

ト 上記イの給与等の支払者は、源泉徴収票の摘要の欄に控除した額等を記載することとする。

② 公的年金等の受給者に係る特別控除の額の控除

イ 令和6年6月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等(確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。)につき源泉徴収をされるべき所得税の額について、上記①イからハまで(上記①ロ(注3)を除く。)に準じた取扱いとする。

(注) 上記イについて、公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載した事項の異動等により特別控除の額に異動が生ずる場合には、確定申告により調整する。

ロ 上記イの公的年金等の支払者は、源泉徴収票の摘要の欄に控除した額等を記載することとする。

③ 事業所得者等に係る特別控除の額の控除

イ 令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額(7月)から本人分に係る特別控除の額に相当する金額を控除する。

ロ 特別控除の額に相当する金額のうち、第1期分予定納税額から控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分予定納税額(11月)から控除する。

(注) 予定納税に係る上記イ及びロによる控除は、現行の納付すべき額から行う。

ハ 予定納税額の減額の承認の申請により、第1期分予定納税額及び第2期分予定納税額について、同一生計配偶者等に係る特別控除の額に相当する金額の控除の適用を受けることができることとする。

ニ 上記ハの措置に伴い、令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額の納期を令和6年7月1日から9月30日までの期間（現行：同年7月1日から同月31日までの期間）とするとともに、同年6月30日の現況に係る予定納税額の減額の承認の申請の期限を同年7月31日（現行：同月15日）とする。

ホ 令和6年分の所得税に係る確定申告書を提出する事業所得者等は、その提出の際に所得税額から特別控除の額を控除する。

(4) その他所要の措置を講ずる。

(注) 今回の特別控除の緊要性に鑑み、これを円滑かつ早急に実施するため財務省・国税庁は直ちに必要な準備作業に着手すること。具体的には、源泉徴収義務者が早期に準備に着手できるよう、財務省・国税庁は、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表するとともに、源泉徴収義務者向けのパンフレットの作成等広報活動を開始し、給付金担当を含む関係省庁や地方公共団体ともよく連携しながら、制度の趣旨・内容等について、丁寧な周知広報を行うこと。

(地方税)

令和6年度分の個人住民税について、定額による所得割の額の特別控除を次により実施する。

(1) 納税義務者の所得割の額から、特別控除の額を控除する。ただし、その者の令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下である場合に限る。

(2) 特別控除の額は、次の金額の合計額とする。ただし、その合計額がその者の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とする。

① 本人 1万円

② 控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く。） 1人につき1万円

(注) 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く。）については、令和7年度分の所得割の額から、1万円を控除する。

(3) 特別控除の実施方法は、次による。

① 給与所得に係る特別徴収の場合

イ 特別徴収義務者は、令和6年6月に給与の支払をする際は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収する。

ロ 地方公共団体は、令和6年度分の給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）に控除した額等を記載することとする。

ハ 特別徴収義務者は、令和6年分の給与支払報告書の摘要の欄に所得税額から控除した額等を記載することとする。

② 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の場合

イ 令和6年10月1日以後最初に厚生労働大臣等から支払を受ける公的年金等につき特別徴収をされるべき個人住民税の額（以下「各月分特別徴収税額」という。）から特別控除の額に相当

する金額（当該金額が各月分特別徴収税額を超える場合には、当該各月分特別徴収税額に相当する金額）を控除する。

ロ 特別控除の額に相当する金額のうち、上記イ及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後令和6年度中に特別徴収される各月分特別徴収税額から、順次控除する。

ハ 地方公共団体は、令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人住民税の税額決定通知書に控除した額等を記載することとする。

ニ 特別徴収義務者は、令和6年分の公的年金等支払報告書の摘要の欄に所得税額から控除した額等を記載することとする。

③ 普通徴収の場合

イ 令和6年度分の個人住民税に係る第1期分の納付額から特別控除の額に相当する金額（当該金額が第1期分の納付額を超える場合には、当該第1期分の納付額に相当する金額）を控除する。

ロ 特別控除の額に相当する金額のうち、上記イ及びここに定めるところにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分以降の納付額から、順次控除する。

ハ 地方公共団体は、令和6年度分の個人住民税の税額決定通知書に控除した額等を記載することとする。

(4) 道府県民税及び市町村民税における特別控除の額は以下のとおりとする。

① 道府県民税における特別控除の額は、特別控除の額に、その者の道府県民税所得割の額をその者の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額とする。

(注) 上記の「道府県民税所得割の額」とは、特別控除の額を控除する前の道府県民税所得割の額をいい、上記の「市町村民税所得割の額」とは、特別控除の額を控除する前の市町村民税所得割の額をいう。

② 市町村民税における特別控除の額は、特別控除の額から道府県民税における特別控除の額を控除して得た金額とする。

(5) 特別控除の額は、他の税額控除の額を控除した後の所得割の額から控除することとする。

(6) 以下の額の算定の基礎となる令和6年度分の所得割の額は、特別控除の額を控除する前の所得割の額とする。

① 都道府県又は市区町村に対する寄附金税額控除（ふるさと納税）の特例控除額の控除上限額

② 公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額

(7) 特別控除による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

(8) その他所要の措置を講ずる。

(注) 今回の特別控除の緊要性に鑑み、これを円滑かつ早急に実施するため、総務省は直ちに必要な準備作業に着手すること。具体的には、地方公共団体や特別徴収義務者が早期に準備に着手でき

るよう、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表するとともに、関係省庁ともよく連携しながら、制度の趣旨・内容等について、丁寧な周知広報を行うこと。

① 改正の背景と目的

<「令和6年度税制改正の基本的な考え方」から再掲>

- イ 前述のとおり、経済はデフレ脱却の千載一遇のチャンスにあるが、賃金上昇・消費拡大・投資拡大の好循環の実現にはまだ至っていない。
- ロ このため、デフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年の所得税・個人住民税の定額減税を実施し、賃金上昇と相まって、国民所得の伸びが物価上昇を上回る状況をつくり、デフレマインドの払拭と好循環の実現につなげていく。
- ハ 具体的には、納税者（合計所得金額1,805万円超（給与収入のみの場合、給与収入2,000万円超に相当）の高額所得者については対象外とする。）及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うこととし、令和6年6月以降の源泉徴収・特別徴収等、実務上できる限り速やかに実施することとする。
- ニ なお、定額減税による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。
- ホ この定額減税の円滑な実施に向け、源泉徴収義務者・特別徴収義務者や地方公共団体が早期に準備に着手できるよう、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表する。
- ヘ また、給付金の担当部局を含めた関係省庁や地方公共団体ともよく連携しながら、制度の趣旨・内容等について、丁寧な周知・広報を行う。
- ト 今後、賃金、物価等の状況を勘案し、必要があると認めるときは、所要の家計支援の措置を検討する。

② 改正の概要（所得税）

イ 全 般

(イ) 一人当たりの控除額

- i 令和6年分の所得税から3万円

ii 令和6年度分の住民税から1万円

iii 定額減税の額を控除した後の金額が、令和6年分の所得税額、令和6年度分の住民税額になる。したがって控除しきれない場合は、それぞれの税額はゼロになり、控除しきれない額が翌年に繰り越されることはなく、その場合はその不足額に見合う給付が市区町村から行われる。

(ロ) 控除の方法

- i 本人が確定申告で行う方法
- ii 給与の支払者が源泉徴収を通じて行う方法
- iii 公的年金等の支払者が源泉徴収を通じて行う方法

(ハ) 定額減税の控除単位

- i 定額減税は、本人とその同一生計配偶者、扶養親族をまとめて行う。
- ii 同一生計配偶者とは、本人と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の者をいう（所法2①三十三）。
- iii 扶養親族とは、本人と生計を一にする扶養親族等で、合計所得金額が48万円以下の者をいう（所法2①三十四）。
- iv 同一生計配偶者も扶養親族も、事業専従者に該当するものは除かれる。
- v つまり、同一生計配偶者も扶養親族も、所得金額が基礎控除額以下なので所得税額がなく、控除ができないため本人でまとめて控除を行うのだと理解できる。

(ニ) 定額減税対象者の居住者要件

- i 定額減税の対象者は、「居住者」であることが要件とされている。
- ii 居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所（きょしょ）を有している個人をいう（所法2①三）。
- iii 居所とは、住所とはいえないが、現にそこで生活している場所をいう。

- iv 居住者に該当しない者は「非居住者」といい（所法2①五）、一般に国外に住所を有する者をいう。
- v 非居住者であっても、要件を満たせば配偶者控除や扶養控除を受けることは可能であるが、その場合でも、定額減税は受けることができない。
- vi 居住者でない配偶者や扶養親族の有無については、扶養控除等申告書の「非居住者である親族」の欄で確認できる。
- vii 居住者でない者（＝非居住者）の具体例としては、外国に赴任している者（※）、外国に住む留学生、外国人である従業員の本国に住む配偶者・扶養親族などが該当する。
- viii 本人が、年の途中で出国した場合は、出国日を末日として確定申告又は年末調整を行うが、出国日までは居住者に該当するので、定額減税を受けることができる。

（ホ）定額減税対象者の所得要件

- i 定額減税を受けることができるのは、合計所得金額が1,805万円以下である者に限られる。
- ii 合計所得金額とは、総所得金額、退職所得金額、山林所得金額の合計額に、租税特別措置法による申告分離課税の所得金額を加えた金額をいう（所法2①三十など）。
- iii 総所得金額とは、利子所得※、配当所得※、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得※、一時所得、雑所得の合計金額をいう。
※を付した所得は総合課税の対象となるものに限る。
- iv 長期の譲渡所得と一時所得はそれぞれ特別控除後の金額の1/2を合算する。
- v 退職所得がある場合は、源泉徴収だけで課税が完結するので加算を失念する恐れがある。
- vi 租税特別措置法の申告分離課税による譲渡所得は、特別控除の額を控除する前の金額が所得金額になる。
- vii 例えば居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除を受けた場合は、特別控除前の金額が合計所得金額を構成するので注意が必要。

- viii 年間の給与収入が2,000万円だと給与所得金額は1,805万円になるが、23歳未満の扶養親族を有する場合や、本人、同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する場合は、所得金額調整控除が適用され（措法41の3の4）、給与収入が2,015万円の場合に給与所得金額は1,805万円になる。

ロ 給与の支払者が源泉徴収を通じて行う定額減税の処理

(イ) 基本

- i 給与の源泉徴収における定額減税は、主たる給与を受ける者だけに適用される。
- ii つまり、受給者が給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出し、源泉徴収税額表の甲欄が適用されている場合に限られる。
- iii 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出せず、又は「従たる給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出して、源泉徴収税額表の乙欄、又は丙欄が適用される者は、源泉徴収で行う定額減税の対象にはならない。
- iv 源泉徴収を通じて定額減税を受けられなかった場合は、自分で確定申告を行うことによって定額減税を受けることになる。

(ロ) 所得税法で定義する配偶者と扶養親族のパターン

同一生計配偶者 居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（第57条第1項（事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等）に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するもの（第33号の4において「青色事業専従者等」という。）を除く。）のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいう。（所法2①三十三）【本人の所得金額は問わない。】

源泉控除対象配偶者 居住者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の配偶者でその居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等を除く。）のうち、合計所得金額が95万円以下である者をいう。（所法2①三十三の四）【給与等の支払者が源泉徴収をする際に、人数の算定の対象となる配偶者を指す。】

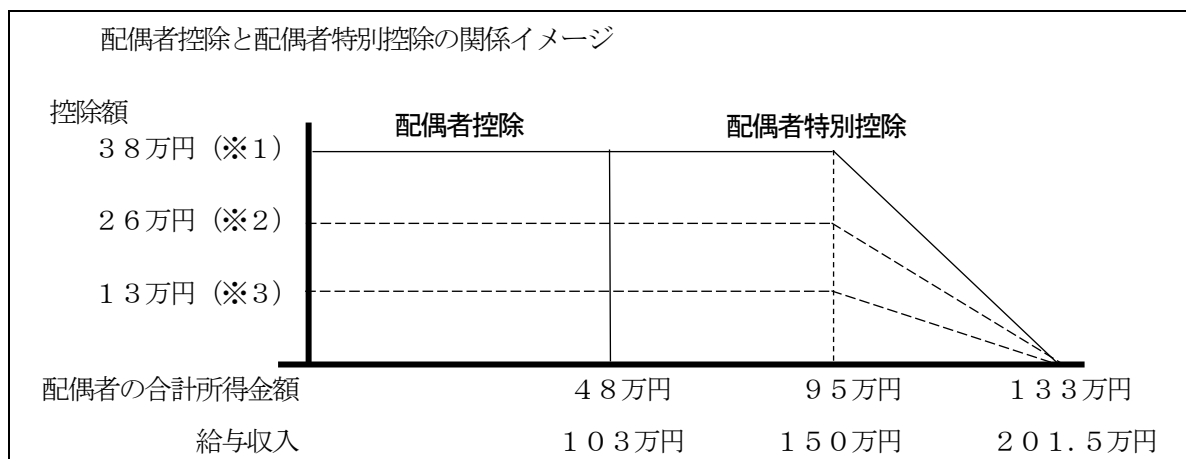
控除対象配偶者 同一生計配偶者のうち、合計所得金額が千万円以下である居住者の配偶者をいう。（所法2①三十三の二）（地法23①八、292①八同義）【配偶者控除の対象となる配偶者を指す。】

区 分	本人の所得要件	配偶者の所得要件
同一生計配偶者	なし	48万円以下
源泉控除対象配偶者	900万円以下	95万円以下
控除対象配偶者	1千万円以下	48万円以下

扶養親族 居住者の親族（その居住者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号（都道府県の採るべき措置）の規定により同法第六条の四（定義）に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第3号（市町村の採るべき措置）の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその居住者と生計を一にするもの（第57条第1項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、合計所得金額が48万円以下である者をいう。（所法2①三十四）

控除対象扶養親族 扶養親族のうち、次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める者をいう。

- イ 居住者 年齢16歳以上の者
- ロ 非居住者 年齢16歳以上30歳未満の者及び年齢70歳以上の者並びに年齢30歳以上70歳未満の者であつて次に掲げる者のいずれかに該当するもの
 - (1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
 - (2) 障害者
 - (3) その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を三十八万円以上受けている者（所法2①三十四の二）



- ※1 本人の合計所得金額が900万円以下の場合
- ※2 本人の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合
- ※3 本人の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合

給与所得控除額の計算式

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

(ハ) 合算される配偶者の抽出処理

- i 定額減税で対象となる「同一生計配偶者」と月々の源泉徴収事務で把握している「源泉控除対象配偶者」との相違点を整理すると次のようになる。

	定額減税	源泉徴収
区 分	同一生計配偶者	源泉控除対象配偶者
配偶者の合計所得金額	48万円以下	95万円以下
本人(受給者)の合計所得金額	なし	900万円以下

- ii 源泉徴収事務で把握している源泉控除対象配偶者の範囲から、合計所得金額が48万円を超える者を排除する。

- iii 源泉控除対象配偶者の合計所得金額は、扶養控除等申告書の「令和6年中の所得の見積額」で確認できる。
- iv 本人（受給者）の合計所得金額が900万円を超え、かつ配偶者の合計所得金額が48万円以下である者を、定額減税の対象に追加する。
- v この処理は、本人（受給者）から新たに「源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の提出を受けて確認する。
- vi 6月に支給する給与を計算するまでに提出を受けた場合は6月に支給する給与から控除を行い、年末調整を行うまでに提出を受けた場合は年末調整で控除する。

(二) 合算される扶養親族の抽出処理

- i 定額減税での扶養親族には年齢要件がない。
- ii 雇用者が源泉徴収を行う際に把握している「控除対象扶養親族」には年齢要件が設けられている。
- iii 源泉徴収事務で把握している控除対象扶養親族に、年齢16歳未満の者を加える。
- iv この処理は、扶養控除等申告書の「住民税に関する事項」の記載を参考にするか、本人（受給者）から、6月に支給する給与の計算を行うまでに「源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の提出を受けて確認する。
- v 控除対象扶養親族から非居住者を除外する処理は、既に「定額減税対象者の居住者要件」で説明している。

(ホ) 月次減税と年調減税

- i 月次減税とは、令和6年6月1日に在職する者に対して、6月1日以後に支給する給料・賞与から定額減税額を月々控除していく処理をいう。
- ii 5月以前の未払給与を6月以後に支払う場合も控除できるが、令和6年分の未払給与に限られる。
- iii 年調減税とは、年末調整の際に定額減税額を控除する処理をいう。

- iv 月次減税も年調減税も、主たる給与を受ける者に限って受けることができる。
- v その者が居住者に該当するかどうか、本人(受給者)の合計所得金額は1,805万円以下かどうか、配偶者・扶養親族の合計所得金額は48万円以下かどうか、配偶者・扶養親族は本人と生計を一にするかどうかは、年末時点で判定するので、年調減税は必須の処理とされる。
- vi 6月2日以後に雇用されて主たる給与を受ける者には、月次減税は適用されないが、年調減税は適用されるので、結果的に定額減税を受けることになる。
- vii 本人の合計所得金額が1,805万円を超えるかどうかの最終確認は、本人から年末調整時に提出された「基礎控除申告書」で行う。
- viii 合計所得金額が1,805万円を超える者については、月次減税で定額減税の控除をいったん行った上で、給与の支給額が2,000万円以下の場合は年調減税で定額減税額を戻し、給与の支給額が2,000万円を超える場合は年調減税では行わず、確定申告で戻すことになる。

ix 月次減税と年調減税の比較

	月次減税	年調減税
対象者の範囲	令和6年6月1日の在職者	年末調整の対象者
国内に居住・非居住の区分	6月1日時点での居住者に限る	年末時点(※)での居住者に限る
給与の主従	6月1日時点で主たる給与を受け る場合(甲欄適用者)に限る	年末時点(※)で主たる給与を受け る場合(甲欄適用者)に限る
本人(受給者)の合計所得金額 が1,805万円を超える場合	対象者として扱う	対象者から除外する
配偶者・扶養親族の範囲	6月1日時点の判定による同一生 計配偶者、扶養親族に限る	年末時点(※)の判定による同一生 計配偶者、扶養親族に限る
扶養控除等申告書で把握しき れない場合に提出する書類	令和6年分源泉徴収に係る定額減 税のための申告書	令和6年分年末調整に係る定額減 税のための申告書
控除を行う時期	6月1日以後に支払う給料・賞与か ら月々順次控除	年末調整時

※ 令和6年6月1日以後に本人が死亡又は出国を行った場合は、本人の死亡又は出国時点で判定して年調減税を行う。

ハ 個人住民税の定額減税

- (イ) 個人住民税は所得税と異なり、市区町村長が職権で住民税を課税する賦課課税方式が採用されているので、給与の支払者は市区町村から送付されてきた特別徴収税額通知書に記載された内容に従って、受給者から徴収して市区町村に納付するだけで完了する。
- (ロ) 個人住民税の定額減税は、令和6年度分の住民税額から控除される。
- (ハ) 各月の徴収税額は、6月はゼロとし、定額減税を控除した後の金額を11等分して、7月から翌年5月まで月々徴収して納付する。
- (ニ) 令和6年度分の住民税額は、令和5年分の所得を対象に計算されるので、令和5年分の所得が小さくて令和6年分の所得が大きい場合には、住民税の定額減税は控除しきれない反面、所得税は全額の控除が可能であるなどの事態が生じる場合もあり得る。

ニ その他

(イ) 住宅ローン控除がある場合

- i 住宅ローン控除の適用を受ける場合は、定額減税を受ける前の年税額から先に住宅ローン控除の額を控除し、その残額が定額減税の対象になる。

(ロ) ふるさと納税を受ける場合の限度額

- i ふるさと納税の限度額を計算する際の住民税額は、定額減税を受ける前の住民税額が基準とされ、従来と同様の限度額が維持される。

(ハ) 月次減税を行わずに年調減税だけで対応することは可能か

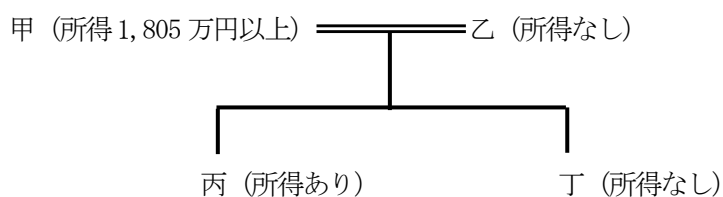
- i 月次減税は法律の定めによる処理であり（措法41の3の7）、源泉徴収義務者の任意とする規定は見当たらない。
- ii 形式上は、過大に徴収し、かつ過大に納付したことになると解される。
- iii 厚生労働省労働基準局は、定額減税を先送りして年末調整で定額減税を行った場合には、6月以後の過大な税額を控除することになり、労働基準法24条1項違反になるとの通達を5月30日付で発出した模様

(二) 復興特別所得税との関係

- i 定額減税は復興特別所得税を計算する前に控除する。したがって復興特別所得税の額は、定額減税を控除した後の所得税額の2.1%になる。
- ii ただし月次減税では、源泉徴収税額表に記載されている徴収税額が復興特別所得税を含めた額であるので、復興特別所得税を含めた後の金額から控除することになる。

(ホ) 主たる所得者の付け替えは可能か

- i 同一生計内に、甲、乙（甲の同一生計配偶者）、丙（甲の扶養親族でない子）、丁（甲の扶養親族である子）の4人がおり、甲の合計所得金額が1,805万円を超える場合、甲とともに乙、丁も定額減税を受けることができない。
- ii この場合、乙と丁を丙の扶養親族にすると、乙と丁は定額減税の対象になるか。



令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

所轄税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名
税務署長	給与の支払者の 住所	あなたの住所 又 は、居 所

記載のしかたはこちら

二次元
コード

～記載に当たってのご注意～

- ◎ この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(住民税に関する事項)を含みます。以下同じです。)
- ◎ この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出した給与の支払者にしか提出することはできません。

【源泉徴収に係る申告書として使用】…令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(給与を含みます。)の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。

令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(給与を含みます。)の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。

- ※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した源泉徴収対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額の加算が含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。
- ※ この申告書に同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受ける際には、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。

【年末調整に係る申告書として使用】…年末調整を行うときまでに、この申告書を給与の支払者に提出してください。

年末調整において、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。

- ※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額の加算が含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。
- ※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に配偶者の氏名等を記載して提出した場合であっても、年末調整の際には、同一生計配偶者の氏名等を記載した申告書を提出する必要があります。この場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する人は、この申告書への記載は不要となりますので、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」(兼用様式)を使用して提出してください。
- ※ 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に扶養親族を記載して提出した場合であっても、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載していない扶養親族については、この申告書の「扶養親族の氏名等」に記載してください。

(注) 使用する目的に応じて、いずれかの□にチェックを付けてください。

◎ 同一生計配偶者の氏名等

※ 記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

氏名	フリガナ	個人番号	生年月日	配偶者の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
	明 昭		・ ・ ・ ・		<input type="checkbox"/>	
	大 平		・ ・ ・ ・		<input type="checkbox"/>	

◎ 扶養親族の氏名等

※ 記載しようとする親族の本年中の合計所得金額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

氏名	フリガナ	個人番号	続柄	生年月日	扶養親族の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
1			明平 大令 昭	・ ・ ・ ・		<input type="checkbox"/>	
2			明平 大令 昭	・ ・ ・ ・		<input type="checkbox"/>	
3			明平 大令 昭	・ ・ ・ ・		<input type="checkbox"/>	

令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所得税務署長 給与の支払者の名称(氏名) 給与の支払者の住所
 給与の支払者の氏名 給与の支払者の住所
 給与の支払者の番号 給与の支払者の住所
 給与の支払者の住所 給与の支払者の住所

基・配・所

二次元コード

記載に当たってのご注意

① 基礎控除申告書(配偶者控除申告書)は、基礎控除申告書の区分I欄(配偶者控除申告書の区分I欄)に記載していただきます。
 ② 上記1以外である場合は、「基礎控除申告書」の「配偶者控除等申告書」に記載してください。
 ③ 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「基礎控除申告書」の「配偶者控除等申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合は、所得金額調整控除の適用を受けることができます。

給与所得者の基礎控除申告書

あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (D)と(E)の合計額

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (D)と(E)の合計額		

控除額の計算 (A)～(D)を記載

判定	(A) 900万円以下	(B) 48万円超	(C) 1,000万円以下	(D) 1,805万円以下
判	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 「区分1」(基礎控除)の額及び「本人控除減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の結果を参考に記載してください。

所得金額調整控除申告書

あなたの本年中の所得金額調整控除の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「特別障害者」欄にその該当する者について記載してください。
 ※ 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることによって差し支えありません。
 ※ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	(右の★欄のみを記載)	(右の★欄及び★欄を記載)	(右の★欄及び★欄を記載)	(右の★欄のみを記載)
★ 特別障害者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
★ 特別障害者(注)が特別障害者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
★ 扶養親族が特別障害者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
★ 扶養親族が年額24万6千円(平成14.1.2以後発生)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得のみの場合は、給与の収入金額が100万円以下)の人をいいます。

給与所得者の配偶者控除等申告書(同一生計配偶者に係る申告)

配偶者の氏名 (フリガナ) 配偶者の住所
 配偶者の生年月日 配偶者の生年月日
 配偶者の収入金額 配偶者の収入金額
 配偶者の所得金額 配偶者の所得金額
 配偶者の控除額 配偶者の控除額

配偶者の控除額
 配偶者特別控除の額
 配偶者定額減税対象

※ (A)～(D)であり、かつ、(D)であってはなりません。

配偶者の控除額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (D)と(E)の合計額		

控除額の計算 (A)～(D)を記載

判定	(A) 48万円以下	(B) 32万円超	(C) 16万円超	(D) 11万円超
判	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 「区分2」(配偶者控除)の額及び「配偶者特別控除」欄は上記の「控除額の計算」の結果を参考に記載してください。

配偶者の控除額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (D)と(E)の合計額		

控除額の計算 (A)～(D)を記載

判定	(A) 48万円以下	(B) 32万円超	(C) 16万円超	(D) 11万円超
判	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※ 「区分2」(配偶者控除)の額及び「配偶者特別控除」欄は上記の「控除額の計算」の結果を参考に記載してください。

ホ 事業所得者等に係る控除方法

- (イ) 令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額（7月）から本人分に係る特別控除の額を控除する（同一生計配偶者等の分は控除しない。）。
- (ロ) 特別控除の額に相当する金額のうち、第1期分予定納税額から控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分予定納税額（11月）から控除する。
（注）予定納税に係る上記による控除は、現行の納付すべき額から行う。
- (ハ) 予定納税額のない者は、確定申告時に控除する。
- (ニ) 予定納税額の減額の承認の申請により、第1期分予定納税額及び第2期分予定納税額について、同一生計配偶者等に係る特別控除の額に相当する金額の控除の適用を受けることができることとする。
- (ホ) 上記(ニ)に伴い、令和6年分の所得税に係る第1期分予定納税額の納期を令和6年7月1日から9月30日までの期間（現行：同年7月1日から同月31日までの期間）とするとともに、同年6月30日の現況に係る予定納税額の減額の承認の申請の期限を同年7月31日（現行：同月15日）とする。
- (ヘ) 令和6年分の所得税に係る確定申告書を提出する事業所得者等は、その提出の際に所得税額から特別控除の額を控除する。

③ 改正の概要（住民税）

イ 全 般

- (イ) 令和6年度分の所得割の額から、本人1万円、控除対象配偶者（所得税は「同一生計配偶者」）又は扶養親族（国外居住者を除く）1人につき1万円の特別控除の額を控除する。
- (ロ) 所得税と異なり、令和5年分の所得を対象とする住民税額から控除することになる。
- (ハ) その合計額がその者の所得割の額を超える場合には、所得割の額を限度とする。
- (ニ) 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く）については、令和7年度分の所得割の額から、1万円を控除する。

- (ホ) その者の令和6年度分の個人住民税に係る合計所得金額（＝令和5年分の合計所得金額）が1,805万円以下である場合に限る。

ロ 給与所得者の特別徴収における控除方法

- (イ) 特別徴収義務者は、令和6年6月に給与の支払をする際は特別徴収を行わず、特別控除の額を控除した後の個人住民税の額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払をする際毎月徴収する。
- (ロ) 地方公共団体は、令和6年度分の給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）に控除した額等を記載することとする。
- (ハ) 特別徴収義務者は、令和6年分の給与支払報告書の摘要の欄に所得税額から控除した額等を記載することとする。

ハ 普通徴収における控除方法

- (イ) 令和6年度分の個人住民税に係る第1期分の納付額から特別控除の額に相当する金額（※）を控除する。
- ※ 当該金額が、第1期分の納付額を超える場合には、当該第1期分の納付額に相当する金額とする。
- (ロ) 特別控除の額に相当する金額のうち、上記により控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、第2期分以降の納付額から、順次控除する。
- (ハ) 地方公共団体は、令和6年度分の個人住民税の税額決定通知書に控除した額等を記載することとする。
- (ニ) 特別控除の額は、他の税額控除の額を控除した後の所得割の額から控除する。
- (ホ) 以下の額の算定の基礎となる令和6年度分の所得割の額は、特別控除の額を控除する前の所得割の額とする。
- i 都道府県又は市区町村に対する寄附金税額控除（ふるさと納税）の特例控除額の控除上限額
 - ii 公的年金等に係る所得に係る仮特別徴収税額
- (ハ) 特別控除による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

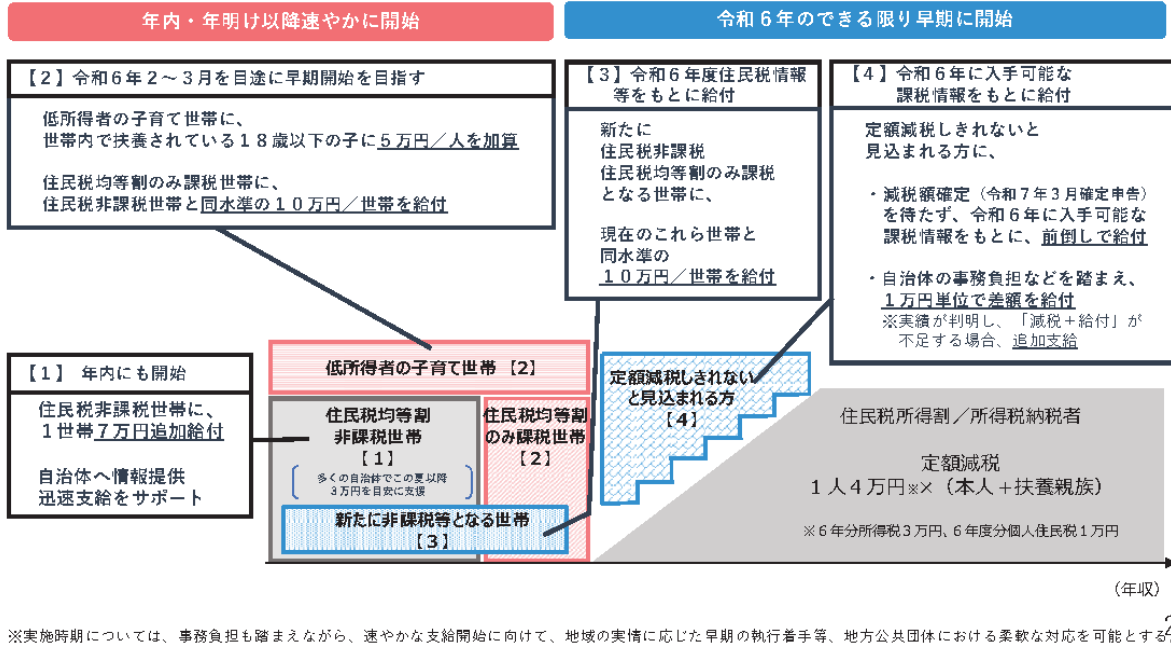
新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

2023.12.15 大臣閣議後記者会見公表資料

2023年12月

内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「簡素 (わかりやすく事務負担が少ない)」「迅速 (特に低所得の方々)」「適切 (できるだけ公平に)」のバランス



⑤「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付（調整給付）について

1. 対象者(個人単位)

定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の「令和6年分推計所得税額」(令和5年分所得税額)又は「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る者

定額減税可能額: 所得税分 = 3万円 × 減税対象人数
個人住民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数
減税対象人数: 納税者本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族(16歳未満扶養親族を含む)の数

2. 給付額

(1)+(2)の合算額(合算額を万円単位に切り上げる)

- (1) 所得税分定額減税可能額 - 令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額) ((1) < 0の場合は0)
- (2) 個人住民税所得割分減税可能額 - 令和6年度分個人住民税所得割額 ((2) < 0の場合は0)

なお、令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が確定した後、給付額に不足があることが判明した場合には、追加で給付する。

3. 実施主体

住民税課税市町村
(特別区を含む)

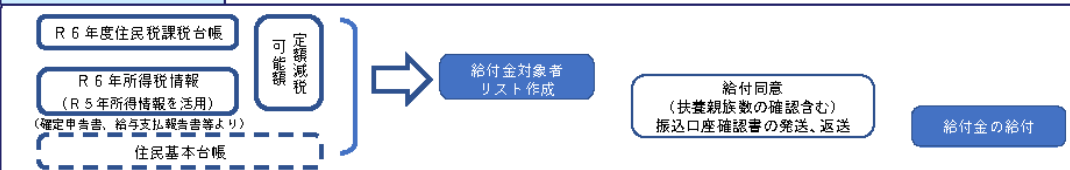
4. ①実施主体決定日/②事務処理基準日

- ①令和6年1月1日
②具体の日付は別途通知予定

5. 交付金

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
【給付金・定額減税一体支援枠】

6. 給付実務イメージ



※ 令和6年のできる限り早期の給付開始に向けて、事務負担も踏まえながら、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする方向で調整中。

11

④ 関連条文

租税特別措置法

(令和六年分における所得税額の特別控除)

措法・第四十一条の三の三 居住者の令和六年分の所得税については、その者のその年分の所得税の額から、令和六年分特別税額控除額を控除する。ただし、その者のその年分の所得税に係るその年の合計所得金額（所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額をいう。以下この節において同じ。）が千八百五万円を超える場合については、この限りでない。

- 2 前項に規定する令和六年分特別税額控除額は、居住者について三万円（同一生計配偶者（所得税法第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者をいい、居住者に限る。以下この節において同じ。）又は扶養親族（同条第一項第三十四号に規定する扶養親族をいい、居住者に限る。以下この節において同じ。）を有する居住者については、三万円に当該同一生計配偶者又は当該扶養親族一人につき三万円を加算した金額）とする。
- 3 前二項の場合において、その者が同一生計配偶者又は扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日（その居住者がその年の中途において死亡し、又は出国（所得税法第二条第一項第四十二号に規定する出国をいう。以下この項において同じ。）をする場合には、その死亡又は出国の時）の現況による。ただし、その判定に係る者がその当時既に死亡している場合は、その死亡の時の現況による。
- 4 所得税法第九十二条第二項の規定は、第一項の規定による控除をすべき金額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の規定による控除」とあるのは「前項及び租税特別措置法第四十一条の三の三第一項（令和六年分における所得税額の特別控除）の規定による控除」と、「当該控除をすべき金額」とあるのは「これらの控除をすべき金額の合計額」と読み替えるものとする。
- 5 居住者の令和六年分の所得税の確定申告書の提出に係る所得税法第二百十条第一項の規定の適用については、同項中「配当控除の額」とあるのは、「配当控除の額と租税特別措置法第四十一条の三の三第一項（令和六年分における所得税額の特別控除）の規定により控除される金額との合計額」とする。
- 6 令和六年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第四十一条の三の三第一項（令和六年分における所得税額の特別控除）」とする。
- 7 第一項の規定による控除は、所得税法第二編第三章第二節の規定、第四十一条第一項の規定その他の財務省令で定める規定の適用がある場合には、これらの規定を適用した後に行うものとする。

(令和六年分の所得税に係る予定納税額の納期等の特例)

措法・第四十一条の三の四 居住者の令和六年分の所得税に係る予定納税額（所得税法第二条第一項第三十六号に規定する予定納税額をいう。以下この条及び第四十一条の三の六において同じ。）の納期及び予定納税額の減額の承認の申請の期限については、次に定めるところによる。

- 一 所得税法第百四条の規定の適用については、同条第一項中「同月三十一日」とあるのは、「九月三十日」とする。
- 二 所得税法第百十一条の規定の適用については、同条第一項中「その年七月十五日」とあるのは「その年七月三十一日」と、同条第三項中「経過した日」とあるのは「経過した日（第一項の申請の期限に係る同日が令和六年七月三十一日以前である場合には、同日）」とする。

(令和六年分の所得税に係る予定納税に係る特別控除の額の控除)

措法・第四十一条の三の五 居住者（所得税法第百七条第一項各号に掲げる居住者を除く。）の令和六年分の所得税に係る前条第一号の規定により読み替えて適用される同法第百四条第一項の規定により同項に規定する第一期（次条第三項第一号及び第四項第一号において「第一期」という。）において納付すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額から予定納税特別控除額を控除した金額に相当する金額とする。

- 2 所得税法第百七条第一項各号に掲げる居住者の令和六年分の所得税に係る同項の規定により同法第百四条第一項に規定する第二期（次条第三項第二号、第四項及び第五項において「第二期」という。）において納付すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額から予定納税特別控除額を控除した金額に相当する金額とする。
- 3 前二項に規定する予定納税特別控除額は、三万円とする。
- 4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第

一項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は所得税法第百四条第一項の規定により納付すべき所得税の額と、第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は同法第百七条第一項の規定により納付すべき所得税の額とみなす。

(令和六年分の所得税の予定納税額の減額の承認の申請の特例)

措法・第四十一条の三の六 居住者(第四十一条の三の三第二項に規定する令和六年分特別税額控除額が三万円を超えるの見込まれ、かつ、令和六年分の所得税に係るその年の合計所得金額が千八百五万円以下であると見込まれる者に限る。)の令和六年分の所得税につき予定納税額から減額の承認に係る予定納税特別控除額の控除を受けようとする場合における第四十一条の三の四第二号の規定により読み替えて適用される所得税法第百十一条第一項又は第二項の規定による申請については、同条第一項中「申告納税見積額が予定納税基準額」とあるのは「申告納税見積額から租税特別措置法第四十一条の三の六第六項(令和六年分の所得税の予定納税額の減額の承認の申請の特例)に規定する減額の承認に係る予定納税特別控除額を控除した金額が予定納税基準額から同法第四十一条の三の五第三項(令和六年分の所得税に係る予定納税に係る特別控除の額の控除)に規定する予定納税特別控除額を控除した金額」と、「第一期及び第二期」とあるのは「第一期又は第二期」と、同条第二項中「申告納税見積額が」とあるのは「申告納税見積額から租税特別措置法第四十一条の三の六第六項に規定する減額の承認に係る予定納税特別控除額を控除した金額が」と、同項第一号中「(前項)とあるのは「から租税特別措置法第四十一条の三の五第三項に規定する予定納税特別控除額を控除した金額(前項)と、「申告納税見積額」とあるのは「申告納税見積額から同法第四十一条の三の六第六項に規定する減額の承認に係る予定納税特別控除額を控除した金額」と、同項第二号中「予定納税基準額」とあるのは「予定納税基準額から租税特別措置法第四十一条の三の五第三項に規定する予定納税特別控除額を控除した金額」として、同条の規定を適用することができる。

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法第百十三条の規定の適用については、同条第一項中「(という。)」とあるのは「(という。)及び減額の承認に係る予定納税特別控除額(租税特別措置法第四十一条の三の六第六項(令和六年分の所得税の予定納税額の減額の承認の申請の特例)に規定する減額の承認に係る予定納税特別控除額をいう。以下この条において同じ。)」と、「若しくは申告納税見積額」とあるのは「若しくは申告納税見積額及び減額の承認に係る予定納税特別控除額」と、同条第二項各号中「申告納税見積額が」とあるのは「申告納税見積額から減額の承認に係る予定納税特別控除額を控除した金額が」と、「予定納税基準額又は申告納税見積額」とあるのは「予定納税基準額から租税特別措置法第四十一条の三の五第三項(令和六年分の所得税に係る予定納税に係る特別控除の額の控除)に規定する予定納税特別控除額を控除した金額又は申告納税見積額から減額の承認に係る予定納税特別控除額を控除した金額」と、同条第三項中「その認めた申告納税見積額及び当該申告納税見積額」とあるのは「その認めた申告納税見積額及び減額の承認に係る予定納税特別控除額並びにこれらの金額」と、「その定めた申告納税見積額及び当該申告納税見積額」とあるのは「その定めた申告納税見積額及び減額の承認に係る予定納税特別控除額並びにこれらの金額」と、同条第四項中「申告納税見積額」とあるのは「申告納税見積額から減額の承認に係る予定納税特別控除額を控除した金額」と、「予定納税基準額を」とあるのは「予定納税基準額から租税特別措置法第四十一条の三の五第三項に規定する予定納税特別控除額を控除した金額を」とする。

3 令和六年分の所得税につき第四十一条の三の四第二号の規定により読み替えて適用される所得税法第百十一条第一項の規定による申請をした居住者が同項の承認を受けた場合における同法第百十四条第一項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第一期において納付すべき予定納税額は、所得税法第百十四条第一項に規定する三分の一に相当する金額から予定納税特別控除額(前条第三項に規定する予定納税特別控除額をいう。第五項において同じ。)(第一項の規定の適用がある場合には、減額の承認に係る予定納税特別控除額)を控除した金額に相当する金額(第一項に規定する合計所得金額が千八百五万円を超えると見込まれる場合には、当該三分の一に相当する金額)とする。この場合において、当該減額の承認に係る予定納税特別控除額が当該三分の一に相当する金額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該三分の一に相当する金額とする。

二 前号の場合において、減額の承認に係る予定納税特別控除額を同号の三分の一に相当する金額から控除してもなお控除しきれない金額(以下この号において「控除未済予定納税特別控除額」という。)があるときは、第二期において納付すべき予定納税額は、所得税法第百十四条第一項に規定する三分の一に相当する金額から当該控除未済予定納税特別控除額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該控除未済予定納税特別控除額が当該三分の一に相当する金額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該三分の一に相当する金額とする。

4 令和六年分の所得税につき所得税法第百十一条第二項の規定による申請をした同項第一号に掲げる居住者が同項の承

認を受けた場合における同法第百十四条第二項の規定の適用については、第二期において納付すべき予定納税額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 第一項の規定により減額の承認に係る予定納税特別控除額を第四十一条の三の四第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第百四条第一項の規定により第一期において納付すべき所得税の額に相当する金額（以下この号において「**控除前第一期予定納税額**」という。）から控除してもなお控除しきれない金額その他の財務省令で定める金額（以下この号において「**控除未済等予定納税特別控除額**」という。）がある場合、同法第百十四条第二項の申告納税見積額から控除前第一期予定納税額を控除した金額の二分の一に相当する金額から当該控除未済等予定納税特別控除額（当該控除未済等予定納税特別控除額が当該二分の一に相当する金額を超える場合には、当該二分の一に相当する金額）を控除した金額に相当する金額
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合、同号の二分の一に相当する金額
- 5 令和六年分の所得税につき所得税法第百十一条第二項の規定による申請をした同項第二号に掲げる居住者が同項の承認を受けた場合における同法第百十四条第三項の規定の適用については、第二期において納付すべき予定納税額は、同項に規定する二分の一に相当する金額から予定納税特別控除額（第一項の規定の適用がある場合には、減額の承認に係る**予定納税特別控除額**（当該減額の承認に係る予定納税特別控除額が当該二分の一に相当する金額を超える場合には、当該二分の一に相当する金額）を控除した金額に相当する金額（第一項に規定する合計所得金額が千八百五万円を超えると見込まれる場合には、当該二分の一に相当する金額）とする。
- 6 第一項及び前三項に規定する減額の承認に係る予定納税特別控除額とは、第四十一条の三の四第二号の規定により読み替えて適用される所得税法第百十一条第一項又は第二項の規定による申請に係る同条第四項に規定する申告納税見積額の計算の基準となる日の現況による第四十一条の三の三第二項に規定する令和六年分特別税額控除額の見積額をいう。

（令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等）

- 措法・第四十一条の三の七** 令和六年六月一日において給与等（所得税法第百八十三条第一項に規定する給与等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の支払者から主たる給与等（給与所得者の扶養控除等申告書（同法第百九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。第三項第一号及び第二号並びに次条第二項第二号において同じ。）の提出の際に経由した給与等の支払者から支払を受ける給与等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の支払を受ける者である居住者の同日以後最初に当該支払者から支払を受ける同年中の主たる給与等（同年分の所得税に係るものに限り、同法第百九十条の規定の適用を受けるものを除く。次項及び第五項において「**第一回目控除適用給与等**」という。）につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額（以下この項及び次項において「**第一回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額**」という。）から給与特別控除額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該給与特別控除額が当該第一回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該第一回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。
- 2 前項の場合において、給与特別控除額を第一回目控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額（以下この項において「**第一回目控除未済給与と特別控除額**」という。）があるときは、当該第一回目控除未済給与と特別控除額を、前項の居住者が第一回目控除適用給与等の支払を受けた日後に当該第一回目控除適用給与等の支払者から支払を受ける令和六年中の主たる給与等（同年分の所得税に係るものに限り、所得税法第百九十条の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「**第二回目以降控除適用給与等**」という。）につき同法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額（以下この項において「**第二回目以降控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額**」という。）から順次控除（それぞれの第二回目以降控除適用給与等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。）をした金額に相当する金額をもつて、それぞれの第二回目以降控除適用給与等につき同節の規定により徴収すべき所得税の額とする。
- 3 前二項に規定する給与特別控除額は、三万円（次に掲げる者がある場合には、三万円にこれらの者一人につき三万円を加算した金額）とする。
- 一 給与所得者の扶養控除等申告書に記載された源泉控除対象配偶者（所得税法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者をいい、居住者に限る。第四十一条の三の九第三項第一号において同じ。）で合計所得金額の見積額が四十八万円以下である者
 - 二 給与所得者の扶養控除等申告書に記載された控除対象扶養親族（所得税法第二条第一項第三十四号の二に規定する控除対象扶養親族をいい、居住者に限る。次条第二項第二号及び第四十一条の三の九第三項第二号において同じ。）
 - 三 第五項に規定する申告書に記載された同一生計配偶者（第一号に掲げる者を除く。）

四 第五項に規定する申告書に記載された扶養親族（第二号に掲げる者を除く。）

- 4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第四編第二章第一節の規定により徴収すべき所得税の額とみなす。
- 5 給与等の支払を受ける第一項の居住者は、第一回目控除適用給与等の支払を受ける日までに、第三項第三号又は第四号に掲げる者に係る同項に規定する給与特別控除額について第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする旨、これらの者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）その他の財務省令で定める事項を記載した申告書を、第一項の給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の所得税法第十七条の規定による納税地（同法第十八条第二項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地。次条第四項において同じ。）の所轄税務署長に提出することができる。
- 6 前項の場合において、同項に規定する申告書をその提出の際に経由すべき給与等の支払者が受け取つたときは、当該申告書は、その受け取つた日に同項に規定する税務署長に提出されたものとみなす。
- 7 給与等の支払を受ける第一項の居住者は、第五項に規定する申告書の提出の際に経由すべき給与等の支払者が所得税法第百九十八条第二項に規定する政令で定める要件を満たす場合には、当該申告書の提出に代えて、当該給与等の支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。）により提供することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 8 前項の規定の適用がある場合における第六項の規定の適用については、同項中「申告書を」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「受け取つた」とあるのは「提供を受けた」とする。
- 9 第五項に規定する申告書の提出を受ける同項の給与等の支払者が、財務省令で定めるところにより、当該申告書に記載されるべき第三項第三号又は第四号に掲げる者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿（当該申告書の提出の前に、これらの者に係る第一項の居住者から所得税法第百九十八条第四項各号に掲げる申告書その他財務省令で定める申告書の提出を受けて作成されたものに限る。）を備えているときは、その居住者は、第五項の規定にかかわらず、当該給与等の支払者に提出する同項に規定する申告書には、当該帳簿に記載されている個人番号の記載を要しないものとする。ただし、当該申告書に記載されるべき氏名又は個人番号が当該帳簿に記載されているこれらの者の氏名又は個人番号と異なるときは、この限りでない。
- 10 第五項の規定の適用がある場合における所得税法第百九十八条第四項の規定及び第四十一条の三の十二第六項の規定の適用については、同法第百九十八条第四項中「次に掲げる申告書」とあるのは「次に掲げる申告書又は租税特別措置法第四十一条の三の七第五項（令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等）に規定する申告書」と、第四十一条の三の十二第六項中「又は所得税法第百九十八条第四項各号に掲げる申告書」とあるのは、「所得税法第百九十八条第四項各号に掲げる申告書又は第四十一条の三の七第五項に規定する申告書」とする。
- 11 給与等の支払を受ける第一項の居住者が、令和六年中の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四十五条の二第一項に規定する給与につき同法第四十五条の三の二第一項又は第三百七条の三の二第一項の規定により提出する申告書（同法第四十五条の三の二第三項又は第三百七条の三の二第三項の規定により提出する申告書を含み、扶養親族（第三項第二号に掲げる者を除く。以下この項において同じ。）について記載があるものに限る。以下この項及び次項において「地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書」という。）をその給与等の支払者に提出（地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書の提出に代えて行う同法第四十五条の三の二第五項又は第三百七条の三の二第五項に規定する電磁的方法による当該地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の提供を含む。）をした場合には、この条の規定の適用については、当該地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書が当該提出をされた日（当該提出をされた日が同年六月一日前である場合には、同日）に当該扶養親族について記載がある第五項に規定する申告書が提出をされたものとみなす。ただし、当該提出をされた日前に当該申告書が提出（当該申告書の提出に代えて行う第七項に規定する電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を含む。）をされた場合は、この限りでない。
- 12 前項本文の場合には、同項の地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書に記載された事項のうち第五項に規定する事項に相当するものは、同項に規定する申告書に記載されたものとみなす。

（令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等）

措法・第四十一条の三の八 居住者の令和六年中に支払の確定した給与等に対する所得税法第九十条の規定の適用については、同条第二号に掲げる税額は、当該税額に相当する金額から年末調整特別控除額を控除した金額に相当する金額とす

る。ただし、その者のその年分の所得税に係るその年の合計所得金額の見積額が千八百五万円を超える場合については、この限りでない。

- 2 前項に規定する年末調整特別控除額は、三万円（次に掲げる者がある場合には、三万円にこれらの者一人につき三万円を加算した金額）とする。この場合において、当該金額が令和六年中に支払の確定した給与等につき所得税法第九十条の規定（第四十一条の二の規定その他財務省令で定める規定の適用がある場合には、これらの規定を含む。）を適用して求めた同法第九十条第二号に掲げる税額を超える場合には、年末調整特別控除額は、当該税額に相当する金額とする。
 - 一 所得税法第九十五条の二第三項に規定する給与所得者の配偶者控除等申告書に記載された控除対象配偶者（同法第二条第一項第三十三号の二に規定する控除対象配偶者をいい、居住者に限る。）
 - 二 給与所得者の扶養控除等申告書に記載された控除対象扶養親族
 - 三 第四項に規定する申告書に記載された同一生計配偶者（第一号に掲げる者を除く。）
 - 四 第四項に規定する申告書に記載された扶養親族（第二号に掲げる者を除く。）
- 3 第一項の規定の適用がある場合における所得税法第二条第一項第四十五号の規定の適用については、同号中「第六章まで（源泉徴収）」とあるのは、「第六章まで（源泉徴収）及び租税特別措置法第四十一条の三の八第一項（令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等）」とする。
- 4 国内において給与等の支払を受ける居住者は、所得税法第九十条に規定する過不足の額の計算上、第二項第三号又は第四号に掲げる者に係る同項に規定する年末調整特別控除額について第一項の規定の適用を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日までに、当該第二項第三号又は第四号に掲げる者の氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名）その他の財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の同法第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- 5 前項の規定の適用がある場合における所得税法第九十八条第四項の規定及び第四十一条の三の十二第六項の規定の適用については、同法第九十八条第四項中「次に掲げる申告書」とあるのは「次に掲げる申告書又は租税特別措置法第四十一条の三の八第四項（令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等）に規定する申告書」と、第四十一条の三の十二第六項中「又は所得税法第九十八条第四項各号に掲げる申告書」とあるのは「、所得税法第九十八条第四項各号に掲げる申告書又は第四十一条の三の八第四項に規定する申告書」とする。
- 6 前条第六項から第九項までの規定は、第四項に規定する申告書の提出について準用する。
- 7 国内において給与等の支払を受ける居住者が、令和六年中の地方税法第四十五条の二第一項に規定する給与につき同法第四十五条の三の二第一項又は第三百七条の三の二第一項の規定により提出する申告書（同法第四十五条の三の二第三項又は第三百七条の三の二第三項の規定により提出する申告書を含み、扶養親族（第二項第二号に掲げる者を除く。以下この項において同じ。）について記載があるものに限る。以下この項及び次項において「地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書」という。）をその給与等の支払者に提出（地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書の提出に代えて行う同法第四十五条の三の二第五項又は第三百七条の三の二第五項に規定する電磁的方法による当該地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の提供を含む。）をした場合には、この条の規定の適用については、当該地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書が当該提出をされた日（当該提出をされた日が同年六月一日前である場合には、同日）に当該扶養親族について記載がある第四項に規定する申告書が提出をされたものとみなす。ただし、当該提出をされた日前に当該申告書が提出（当該申告書の提出に代えて行う前項において準用する前条第七項に規定する電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を含む。）をされた場合は、この限りでない。
- 8 前項本文の場合には、同項の地方税法の規定に基づく給与所得者の扶養親族等申告書に記載された事項のうち第四項に規定する事項に相当するものは、同項に規定する申告書に記載されたものとみなす。
- 9 国内において給与等の支払を受ける居住者で第一項の規定の適用を受けようとする者（同項の給与等に係る所得税法第九十五条の三第二項に規定する給与所得者の基礎控除申告書をその給与等の支払者に提出（当該給与所得者の基礎控除申告書の提出に代えて行う同法第九十八条第二項に規定する電磁的方法による当該給与所得者の基礎控除申告書に記載すべき事項の提供を含む。）をした当該居住者その他の財務省令で定める者を除く。）は、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日までに、当該給与等の支払者に対し、第一項の合計所得金額の見積額を通知しなければならない。

(令和六年六月以後に支払われる公的年金等に係る特別控除の額の控除等)

- 措法・第四十一条の三の九 所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等で政令で定めるもの(以下この項、次項及び第五項において「**特定公的年金等**」という。)の支払を受ける者である居住者の令和六年六月一日以後最初に当該特定公的年金等の支払者から支払を受ける同年分の所得税に係る特定公的年金等で政令で定めるもの(次項において「**第一回目控除適用公的年金等**」という。)につき同法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額は、当該所得税の額に相当する金額(以下この項及び次項において「**第一回目控除前源泉徴収税額**」という。)から年金特別控除額を控除した金額に相当する金額とする。この場合において、当該年金特別控除額が当該第一回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額を超えるときは、当該控除をする金額は、当該第一回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額とする。
- 2 前項の場合において、年金特別控除額を第一回目控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額から控除してもなお控除しきれない金額(以下この項において「**第一回目控除未済年金特別控除額**」という。)があるときは、当該第一回目控除未済年金特別控除額を、前項の居住者が第一回目控除適用公的年金等の支払を受けた日後に当該第一回目控除適用公的年金等の支払者から支払を受ける令和六年分の所得税に係る特定公的年金等で政令で定めるもの(以下この項において「**第二回目以降控除適用公的年金等**」という。)につき所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額に相当する金額(以下この項において「**第二回目以降控除前源泉徴収税額**」という。)から順次控除(それぞれの第二回目以降控除適用公的年金等に係る控除前源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。)をした金額に相当する金額をもつて、それぞれの第二回目以降控除適用公的年金等につき同章の規定により徴収すべき所得税の額とする。
- 3 前二項に規定する年金特別控除額は、三万円(次に掲げる者がある場合には、三万円にこれらの者一人につき三万円を加算した金額)とする。
- 一 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(所得税法第二百三条の六第八項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書をいう。次号において同じ。)に記載された源泉控除対象配偶者で合計所得金額の見積額が四十八万円以下である者
- 二 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された控除対象扶養親族
- 4 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における所得税法その他の所得税に関する法令の規定の適用については、第一項又は第二項の規定による控除をした後の金額に相当する金額は、それぞれ所得税法第四編第三章の二の規定により徴収すべき所得税の額とみなす。
- 5 特定公的年金等の支払を受ける第一項の居住者が、令和六年中の地方税法第四十五条の三の三第一項に規定する公的年金等につき同項又は同法第三百七条の三の三第一項の規定により提出する申告書(同法第四十五条の三の三第二項又は第三百七条の三の三第二項の規定により提出する申告書を含み、扶養親族(第三項第二号に掲げる者を除く。以下この項及び次項において同じ。)について記載があるもの)に限る。以下この項及び次項において「**地方税法の規定に基づく公的年金等受給者の扶養親族等申告書**」という。)をその特定公的年金等の支払者に提出(地方税法の規定に基づく公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出に代えて行う同法第四十五条の三の三第四項又は第三百七条の三の三第四項に規定する電磁的方法による当該地方税法の規定に基づく公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載すべき事項の提供を含む。次項において同じ。)をした場合には、当該扶養親族を同号に掲げる者とみなして、この条の規定を適用する。
- 6 前項の場合には、同項の地方税法の規定に基づく公的年金等受給者の扶養親族等申告書に記載された事項(地方税法第四十五条の三の三第二項又は第三百七条の三の三第二項の規定による申告書が提出をされた場合には、これらの規定に規定する記載すべき事項)のうち当該扶養親族の氏名その他財務省令で定める事項は、第三項第一号に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載されたものとみなす。

(政令への委任)

- 措法・第四十一条の三の十 第四十一条の三の三第三項から第七項まで及び第四十一条の三の四から前条までに定めるもののほか、一の居住者の配偶者がその居住者の同一生計配偶者に該当し、かつ、他の居住者の扶養親族にも該当する場合その他の場合における同一生計配偶者及び扶養親族の所属の判定に必要な事項、この節の規定の適用がある場合における所得税法その他の法令の規定の技術的読替えその他この節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

租税特別措置法施行令

(令和六年分における所得税額の特別控除)

措令・第二十六条の四の二 法第四十一条の三の三第一項の規定による控除をすべき金額は、令和六年分の所得税法第九十二条第一項に規定する所得税額から控除する。

(二以上の居住者がある場合の同一生計配偶者の所属等)

措令・第二十六条の四の三 法第四十一条の三の三第二項の場合において、一の居住者の配偶者がその居住者の同一生計配偶者(同項に規定する同一生計配偶者をいう。以下この条において同じ。)に該当し、かつ、他の居住者の扶養親族(同項に規定する扶養親族をいう。以下この条において同じ。)にも該当するときは、その配偶者は、次に定めるところにより、これらのうちいずれか一のみ該当するものとみなす。

- 一 当該配偶者が当該同一生計配偶者又は当該扶養親族のいずれに該当するかは、これらの居住者の提出するその年分の所得税法施行令第二百十八条第一項に規定する申告書等(法第四十一条の三の七第五項に規定する申告書及び法第四十一条の三の八第四項に規定する申告書を含む。以下この項において「申告書等」という。)に記載されたところによる。ただし、本文又は次号の規定により、当該配偶者が当該同一生計配偶者又は当該扶養親族のいずれかとされた後において、これらの居住者が提出する申告書等にこれと異なる記載をすることにより、その区分を変更することを妨げない。
 - 二 前号の場合において、同号の居住者が同一人をそれぞれ自己の同一生計配偶者又は扶養親族として申告書等に記載したとき、その他同号の規定により同一生計配偶者又は扶養親族のいずれに該当するかを定められないときは、その夫又は妻である居住者の同一生計配偶者とする。
- 2 法第四十一条の三の三第二項の場合において、二以上の居住者の扶養親族に該当する者があるときは、その者は、次に定めるところにより、これらの居住者のうちいずれか一の居住者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。
- 一 当該二以上の居住者の扶養親族に該当する者をいずれの居住者の扶養親族とするかは、これらの居住者の提出するその年分の所得税法施行令第二百十九条第一項に規定する申告書等(法第四十一条の三の七第五項に規定する申告書及び法第四十一条の三の八第四項に規定する申告書を含む。以下この項において「申告書等」という。)に記載されたところによる。ただし、本文又は次号の規定により、その扶養親族がいずれか一の居住者の扶養親族に該当するものとされた後において、これらの居住者が提出する申告書等にこれと異なる記載をすることにより、他のいずれか一の居住者の扶養親族とすることを妨げない。
 - 二 前号の場合において、二以上の居住者が同一人をそれぞれ自己の扶養親族として申告書等に記載したとき、その他同号の規定によりいずれの居住者の扶養親族とするかを定められないときは、次に定めるところによる。
 - イ その年において既に一の居住者が申告書等の記載によりその扶養親族としている場合には、当該親族は、当該居住者の扶養親族とする。
 - ロ イの規定によってもいずれの居住者の扶養親族とするかが定められない扶養親族は、居住者のうち所得税法施行令第二百十九条第二項第二号に規定する合計額又は当該親族がいずれの居住者の扶養親族とするかを判定すべき時における当該合計額の見積額が最も大きい居住者の扶養親族とする。
- 3 法第四十一条の三の三第二項の場合において、年の中途において居住者の配偶者が死亡し、その年中にその居住者が再婚したときにおけるその死亡し、又は再婚した配偶者のうちその居住者の同一生計配偶者に該当するものは、その死亡した配偶者又は再婚した配偶者のうち一人に限るものとする。
- 4 一の居住者の配偶者がその居住者の同一生計配偶者に該当し、かつ、他の居住者の扶養親族にも該当する場合、二以上の居住者の扶養親族に該当する者がある場合又は年の中途において居住者の配偶者が死亡し、その年中にその居住者が再婚した場合において、いずれかの居住者(以下この項において「対象居住者」という。)が、その年分の所得税につき、同一生計配偶者若しくは扶養親族に係る所得税法第七十九条から第八十一条まで、第八十三条若しくは第八十四条の規定(以下この項において「対象規定」という。)の適用を受けるとき、又は同法第九十条に規定する過不足の額の計算上、同一生計配偶者に係る同条第二号ハに掲げる障害者控除の額若しくは同号ニに掲げる配偶者控除の額に相当する金額若しくは扶養親族に係る同号ハに掲げる障害者控除の額、寡婦控除の額、ひとり親控除の額若しくは扶養控除の額に相当する金額の控除を受けるとき(これらの控除を受ける者がその年分の所得税につき確定申告書の提出をし、又は国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者である場合を除く。)における法第四十一条の三の三第二項の規定の適用については、当該対象規定の適用又は当該対象居住者が受けたこれらの控除に係る同一生計配偶者又は扶養親族は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの居住者のうち当該対象居住者の同一生計配偶者又は扶養親族にのみ該当するものと

みなす。

- 5 第一項から第三項までの規定は、法第四十一条の三の七第三項の場合について準用する。
- 6 第一項から第四項までの規定は、法第四十一条の三の八第二項の場合について準用する。この場合において、第四項中「第四十一条の三の三第二項」とあるのは、「第四十一条の三の八第二項」と読み替えるものとする。
- 7 第一項から第三項までの規定は、法第四十一条の三の九第三項の場合について準用する。

(令和六年分の所得税の予定納税額の減額承認申請に係る申告納税見積額の計算の特例)

措令・第二十六条の四の四 居住者の令和六年分の所得税につき法第四十一条の三の四第二号の規定により読み替えて適用される所得税法第百十一条第一項又は第二項の規定による申請をしようとする場合における同条第四項に規定する申告納税見積額の計算については、所得税法施行令第二百六十一条第二号中「所得税の額」とあるのは、「所得税の額（租税特別措置法第四十一条の三の七から第四十一条の三の九まで（令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額）の規定の適用がないものとした場合における源泉徴収をされる所得税の額をいう。）」とする。

(特定公的年金等の範囲等)

措令・第二十六条の四の五 法第四十一条の三の九第一項に規定する公的年金等で政令で定めるものは、次に掲げる公的年金等（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 厚生労働大臣が支給する公的年金等
 - 二 国家公務員共済組合連合会が支給する公的年金等
 - 三 地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会が支給する公的年金等
 - 四 日本私立学校振興・共済事業団が支給する公的年金等
 - 五 地方公務員の退職年金に関する条例の規定による退職を給付事由とする公的年金等
 - 六 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による公的年金等
 - 七 執行官法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十八号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例により支給されることとされる同法による改正前の執行官法（昭和四十一年法律百十一号）附則第十三条の規定による公的年金等
 - 八 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による公的年金等
 - 九 前各号に掲げるもののほか、財務省令で定める公的年金等
- 2 法第四十一条の三の九第一項及び第二項に規定する特定公的年金等で政令で定めるものは、令和七年一月三十一日までに支払を受ける同条第一項に規定する特定公的年金等とする。

租税特別措置法施行規則

(令和六年分における所得税額の特別控除)

措規・第十八条の二十三の三 法第四十一条の三の三第七項に規定する財務省令で定める規定は、所得税法第二編第三章第二節の規定、法第十条第一項、第四項及び第七項、第十条の三第三項及び第四項、第十条の四第三項、第十条の四の二第三項、第十条の五第一項及び第二項、第十条の五の三第三項及び第四項、第十条の五の四第一項から第四項まで、第十条の五の五第三項、第十条の五の六第七項から第九項まで、第二十五条第一項、第四十一条第一項、第四十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項から第八項まで並びに第四十一条の十九の四第一項及び第二項の規定、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）第二条の規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条第三項及び第四項、第十条の二第三項及び第四項、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第一項、第十条の三の二第一項並びに第十条の三の三第一項の規定とする。

(令和六年分の所得税の予定納税額の減額の承認の申請の特例)

措規・第十八条の二十三の四 法第四十一条の三の六第四項第一号に規定する財務省令で定める金額は、第二期（所得税法第百四条第一項に規定する第二期をいう。以下この条において同じ。）において法第四十一条の三の六第一項の規定の適用がある場合における減額の承認に係る予定納税特別控除額（同条第六項に規定する減額の承認に係る予定納税特別控除

額をいう。以下この条において同じ。) (第一期 (法第四十一条の三の四第一号の規定により読み替えて適用される所得税法第百四条第一項に規定する第一期をいう。以下この条において同じ。)) 及び第二期において法第四十一条の三の六第一項の規定の適用がなく、かつ、第一期において法第四十一条の三の五第一項の規定の適用を受けていない場合には、予定納税特別控除額 (同条第三項に規定する予定納税特別控除額をいう。以下この条において同じ。) に相当する金額 から、第一期において法第四十一条の三の六第四項第一号に規定する控除前第一期予定納税額から控除することができた予定納税特別控除額 (第一期において、同条第一項の規定の適用がある場合には減額の承認に係る予定納税特別控除額とし、同項及び法第四十一条の三の五第一項の規定の適用を受けていない場合には零とする。) に係る金額を控除した金額 (当該金額が零に満たない場合及び法第四十一条の三の六第四項の居住者の令和六年分の所得税に係るその年の合計所得金額 (所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額をいう。)) が千八百五万円を超えると見込まれる場合には、(零) とする。

(令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等)

措規・第十八条の二十三の五 法第四十一条の三の七第五項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第四十一条の三の七第五項に規定する給与等の支払者の氏名又は名称
 - 二 法第四十一条の三の七第五項に規定する申告書を提出する居住者 (第四号ロにおいて「申告者」という。) の氏名及び住所 (国内に住所がない場合には、居所。以下この項、次条第一項及び第十八条の二十三の七第二項において同じ。)
 - 三 法第四十一条の三の七第三項第三号又は第四号に掲げる者に係る同項に規定する給与特別控除額について同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする旨
 - 四 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項
 - イ 法第四十一条の三の七第三項第三号に掲げる者に係る同項に規定する給与特別控除額について同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合_同号に規定する同一生計配偶者の氏名、生年月日、住所及び個人番号 (個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所) 並びにその所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額 (ロ、次条第一項第三号及び第十八条の二十三の七第二項第三号において「合計所得金額」という。) の見積額
 - ロ 法第四十一条の三の七第三項第四号に掲げる者に係る同項に規定する給与特別控除額について同条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合_同号に規定する扶養親族の氏名、生年月日、住所、個人番号及び申告者との続柄 (個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日、住所及び申告者との続柄) 並びにその合計所得金額の見積額
 - 五 その他参考となるべき事項
- 2 法第四十一条の三の七第五項に規定する申告書を受理した同項に規定する給与等の支払者は、当該申告書 (同条第七項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。) に、当該給与等の支払者 (個人を除く。) の法人番号を付記するものとする。
- 3 所得税法施行規則第七十六条の二第五項から第九項までの規定は、法第四十一条の三の七第九項に規定する給与等の支払者が同項の規定により帳簿を作成する場合について、同令第七十六条の三の規定は、法第四十一条の三の七第五項に規定する給与等の支払者がその給与等の支払を受ける居住者から受理した同項に規定する申告書の保存について、それぞれ準用する。この場合において、同令第七十六条の二第五項第一号中「法第百九十八条第四項各号に掲げる申告書」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の七第五項 (令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等) に規定する申告書 (次項及び第七項において「給与特別控除額に係る申告書」という。)、同法第四十一条の三の十二第一項 (年末調整に係る所得金額調整控除) に規定する申告書又は法第百九十八条第四項各号に掲げる申告書」と、「同項に規定する源泉控除対象配偶者等」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の七第三項第三号又は第四号に掲げる者」と、同条第六項中「法第百九十八条第四項」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の七第九項」と、「同項に規定する扶養控除等申告書 (次項において「扶養控除等申告書」という。)」とあるのは「給与特別控除額に係る申告書」と、同条第七項中「法第百九十八条第四項」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の七第九項」と、「扶養控除等申告書」とあるのは「給与特別控除額に係る申告書」と、同令第七十六条の三中「法第百九十四条から第百九十六条まで (給与所得者の源泉徴収に関する申告書)」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の七第五項 (令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等)」と、「これらの規定による申告書」とあるのは「同項に規定する申告書」と、「(法第百九十八条第二項 (給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例))」とあるのは「(同条第七項) と、「これらの規定」とあるのは、「同法第四十一条の三の七第五項」と、同条ただし書中「これらの規定に規定する提出期限の属する年 (法第百九十五条第一項 (従たる給与についての扶養控除等申告書) の規定による申告書 (法第百九十八

条第二項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。)にあつては、当該申告書を法第九十五条第一項に規定する従たる給与等の支払者が受理した日(法第九十八条第二項の規定の適用がある場合には、当該申告書に記載すべき事項を当該従たる給与等の支払者が提供を受けた日)の属する年」とあるのは「同項に規定する提出期限の属する年」と読み替えるものとする。

- 4 法第四十一条の三の七第五項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第七十六条の二の規定及び第十八条の二十三の八の規定の適用については、同令第七十六条の二第五項第一号中「法第九十八条第四項各号に掲げる申告書」とあるのは「法第九十八条第四項各号に掲げる申告書又は租税特別措置法第四十一条の三の七第五項(令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等)に規定する申告書」と、「同項」とあるのは「法第九十八条第四項」と、第十八条の二十三の八第三項中「申告書」とあるのは「租税特別措置法」とあるのは「申告書」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の七第五項(令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等)に規定する申告書、同法」とする。
- 5 法第四十一条の三の七第九項に規定する財務省令で定める申告書は、同条第五項に規定する申告書及び法第四十一条の三の十二第一項に規定する申告書とする。

(令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等)

措規・第十八条の二十三の六 法第四十一条の三の八第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第四十一条の三の八第四項に規定する給与等の支払者の氏名又は名称
 - 二 法第四十一条の三の八第四項に規定する申告書を提出する居住者(次号ロにおいて「申告者」という。)の氏名及び住所
 - 三 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める事項
 - イ 法第四十一条の三の八第二項第三号に掲げる者に係る同項に規定する年末調整特別控除額について同条第一項の規定の適用を受けようとする場合__同号に規定する同一生計配偶者の氏名、生年月日、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所)並びにその合計所得金額の見積額
 - ロ 法第四十一条の三の八第二項第四号に掲げる者に係る同項に規定する年末調整特別控除額について同条第一項の規定の適用を受けようとする場合__同号に規定する扶養親族の氏名、生年月日、住所、個人番号及び申告者との続柄(個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日、住所及び申告者との続柄)並びにその合計所得金額の見積額
 - 四 その他参考となるべき事項
- 2 法第四十一条の三の八第四項に規定する申告書を受理した同項に規定する給与等の支払者は、当該申告書(同条第六項において準用する法第四十一条の三の七第七項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。)に、当該給与等の支払者(個人を除く。)の法人番号を付記するものとする。
 - 3 所得税法施行規則第七十六条の二第五項から第九項までの規定は、法第四十一条の三の八第四項に規定する給与等の支払者が同条第六項において準用する法第四十一条の三の七第九項の規定により帳簿を作成する場合について、同令第七十六条の三の規定は、法第四十一条の三の八第四項に規定する給与等の支払者がその給与等の支払を受ける居住者から受理した同項に規定する申告書の保存について、それぞれ準用する。この場合において、同令第七十六条の二第五項第一号中「法第九十八条第四項各号に掲げる申告書」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の七第五項(令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等)に規定する申告書、同法第四十一条の三の十二第一項(年末調整に係る所得金額調整控除)に規定する申告書又は法第九十八条第四項各号に掲げる申告書」と、「同項に規定する源泉控除対象配偶者等」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の八第二項第三号又は第四号(令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等)に掲げる者」と、同条第六項中「法第九十八条第四項」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の八第六項において準用する同法第四十一条の三の七第九項」と、「同項に規定する扶養控除等申告書(次項において「扶養控除等申告書」という。)」とあるのは「同法第四十一条の三の八第四項に規定する申告書(次項において「年末調整特別控除額に係る申告書」という。)」と、同条第七項中「法第九十八条第四項」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の八第六項において準用する同法第四十一条の三の七第九項」と、「扶養控除等申告書」とあるのは「年末調整特別控除額に係る申告書」と、同令第七十六条の三中「法第九十四条から第九十六条まで(給与所得者の源泉徴収に関する申告書)」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の八第四項(令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等)」と、「これらの規定による申告書」とあるのは「同項に規定する申告書」と、「(法第九十八条第二項(給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例))とあるのは「(同条第六項において準用する同法第四十一条の三の七第七項(令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等))と、「これらの規定」

とあるのは、「同法第四十一条の三の八第四項」と、同条ただし書中「これらの規定に規定する提出期限の属する年（法第九十五条第一項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の規定による申告書（法第九十八条第二項の規定の適用により当該給与等の支払者が提供を受けた当該申告書に記載すべき事項を含む。）にあつては、当該申告書を法第九十五条第一項に規定する従たる給与等の支払者が受理した日（法第九十八条第二項の規定の適用がある場合には、当該申告書に記載すべき事項を当該従たる給与等の支払者が提供を受けた日）の属する年）」とあるのは「同項に規定する提出期限の属する年」と読み替えるものとする。

- 4 法第四十一条の三の八第四項の規定の適用がある場合における所得税法施行規則第七十六条の二の規定及び第十八条の二十三の八の規定の適用については、同令第七十六条の二第五項第一号中「法第九十八条第四項各号に掲げる申告書」とあるのは「法第九十八条第四項各号に掲げる申告書又は租税特別措置法第四十一条の三の八第四項（令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等）に規定する申告書」と、「同項」とあるのは「法第九十八条第四項」と、第十八条の二十三の八第三項中「申告書」とあるのは「租税特別措置法」とあるのは「申告書」とあるのは「租税特別措置法第四十一条の三の八第四項（令和六年における年末調整に係る特別控除の額の控除等）に規定する申告書、同法」とする。
- 5 法第四十一条の三の八第六項において準用する法第四十一条の三の七第九項に規定する財務省令で定める申告書は、同条第五項に規定する申告書及び法第四十一条の三の十二第一項に規定する申告書とする。
- 6 法第四十一条の三の八第九項に規定する財務省令で定める者は、同項に規定する居住者で次に掲げる者とする。
 - 一 法第四十一条の三の八第一項に規定する給与等（以下この項において「給与等」という。）に係る所得税法第九十五条の二第三項に規定する給与所得者の配偶者控除等申告書とその給与等の支払者に提出（当該給与所得者の配偶者控除等申告書の提出に代えて行う同法第九十八条第二項に規定する電磁的方法による当該給与所得者の配偶者控除等申告書に記載すべき事項の提供を含む。）をした居住者
 - 二 給与等に係る所得税法第九十五条の三第二項に規定する給与所得者の基礎控除申告書とその給与等の支払者に提出（当該給与所得者の基礎控除申告書の提出に代えて行う同法第九十八条第二項に規定する電磁的方法による当該給与所得者の基礎控除申告書に記載すべき事項の提供を含む。）をした居住者
 - 三 給与等に係る法第四十一条の二の二第一項に規定する申告書とその給与等の支払者に提出（当該申告書の提出に代えて行う同条第四項に規定する電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を含む。）をした居住者

（令和六年六月以後に支払われる公的年金等に係る特別控除の額の控除等）

措規・第十八条の二十三の七 施行令第二十六条の四の五第一項第九号に規定する財務省令で定める公的年金等は、次に掲げる公的年金等（同項に規定する公的年金等をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は同法附則第四十八条第一項に規定する指定基金が支給する同法附則第三十三条第一項に規定する特例年金給付である公的年金等
 - 二 総務大臣が外国人（日本国政府又はその機関との契約に基づき勤務した外国人が退職した場合におけるその勤務した期間が十七年以上であり、かつ、その勤務した期間における功績が顕著であると総務大臣が認めた当該外国人に限る。）に支給する終身の年金である公的年金等
- 2 法第四十一条の三の九第六項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 法第四十一条の三の九第五項に規定する特定公的年金等の支払者の氏名又は名称
 - 二 法第四十一条の三の九第五項に規定する地方税法の規定に基づく公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出する居住者（次号において「申告者」という。）の氏名及び住所
 - 三 法第四十一条の三の九第六項に規定する扶養親族の生年月日、住所、個人番号及び申告者との続柄（個人番号を有しない者にあつては、生年月日、住所及び申告者との続柄）並びにその合計所得金額の見積額
 - 四 その他参考となるべき事項

(2) 金融・証券税制

① スタートアップ・エコシステムの強化（ストックオプション税制）

見直し継続

措法29の2

閣大綱6頁

(1) 特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等（ストックオプション税制）について、次の措置を講ずる。

① 適用対象となる新株予約権に係る契約の要件について、「新株予約権を与えられた者と当該新株予約権の行使に係る株式会社との間で締結される一定の要件を満たす当該行使により交付をされる株式（譲渡制限株式に限る。）の管理等に関する契約に従って、当該株式会社により当該株式の管理等がされること」との要件を満たす場合には、「新株予約権の行使により取得をする株式につき金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等がされること」との要件を満たすことを不要とする。

② その年における新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとする。

イ 設立の日以後の期間が5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、当該限度額を2,400万円（現行：1,200万円）に引き上げる。

ロ 一定の株式会社が付与する新株予約権については、当該限度額を3,600万円（現行：1,200万円）に引き上げる。

(注) 上記の「一定の株式会社」とは、設立の日以後の期間が5年以上20年未満である株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社又は金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社のうち上場等の日以後の期間が5年未満であるものをいう。

③ 中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提に、適用対象となる特定従事者に係る要件について、次の見直しを行う。

イ 認定新規中小企業者等に係る要件のうち「新事業活動に係る投資及び指導を行うことを業とする者が新規中小企業者等の株式を最初に取得する時において、資本金の額が5億円未満かつ常時使用する従業員の数が900人以下の会社であること」との要件を廃止する。

ロ 社外高度人材に係る要件について、次の見直しを行う。

(イ) 「3年以上の実務経験があること」との要件を、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社の役員については「1年以上の実務経験があること」とし、国家資格を有する者、博士の学位を有する者及び高度専門職の在留資格をもって在留している者については廃止する。

(ロ) 社外高度人材の範囲に、次に掲げる者を加える。

- a 教授及び准教授
 - b 金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社の重要な使用人として、1年以上の実務経験がある者
 - c 金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の一定の会社の役員及び重要な使用人として、1年以上の実務経験がある者
 - d 製品又は役務の開発に2年以上従事した者であって、本邦の公私の機関の従業員として当該製品又は役務の開発に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該機関の全ての事業の試験研究費等が40%以上増加し、かつ、終了時点における当該機関の全ての事業の試験研究費等が2,500万円以上であること等の一定の要件を満たすもの
 - e 製品又は役務の販売活動に2年以上従事した者であって、本邦の公私の機関の従業員として当該製品又は役務の販売活動に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該機関の全ての事業の売上高が100%以上増加し、かつ、終了時点における当該機関の全ての事業の売上高が20億円以上であること等の一定の要件を満たすもの
 - f 資金調達活動に2年以上従事した者であって、本邦の公私の機関の従業員等として当該資金調達活動に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該機関の資本金等の額が100%以上増加し、かつ、終了時点における当該機関の資本金等の額が1,000万円以上であること等の一定の要件を満たすもの
- ④ 権利者が新株予約権に係る付与決議の日において当該新株予約権の行使に係る株式会社の大口株主等に該当しなかったことを誓約する書面等の提出に代えて、電磁的方法により当該書面等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供できることとする等、所要の措置を講ずる。
- ⑤ その他所要の措置を講ずる。

イ 改正の背景と目的

<「令和6年度税制改正の基本的な考え方」から再掲>

- (イ) スタートアップは、イノベーションを生み出す主体として、生産性向上を通じて、日本経済の潜在成長率を高める重要な存在である。
- (ロ) 一方で、全体として資金や人材面で課題を抱えており、そうした課題への対応を後押ししていく必要がある。
- (ハ) その際、課題や措置の必要性等がスタートアップのステージ毎に異なる点に留意し、ステージ毎のきめ細やかでメリハリの利いた対応を行うことが重要であり、特に資金調達に係る措置については、各ステージのリスクに応じた優遇措置とする必要がある。
- (ニ) ときに特例的な優遇措置を設ける必要もあるが、その際は、対象がスタートアップに限定される

よう制度設計をし、その政策効果や必要性をよく見極める必要がある。

- (ホ) また、優遇税制が租税回避に用いられやすい点にも留意し、適切な執行体制を確保することも重要である。
- (ハ) 特に所得税の優遇措置に当たっては、過度な富裕層優遇となる可能性にも留意し、公平性の観点にも配慮した制度設計を行う必要がある。
- (ト) こうしたスタートアップ関連税制に対する基本的な考え方の下、昨年度に引き続き、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための税制措置を講ずる。
- (チ) 「出口」について、現在はIPO<株式新規公開 (Initial Public Offering)>に偏重しているが、事業規模が未拡大の段階でIPOが行われ、その後に成長が鈍化する傾向にあるとの指摘がある点は令和5年度税制改正大綱でも記載した。
- (リ) M&Aを促進することで、スタートアップが既存企業の資金や人材といった経営資源を活用できるようになり、その後の「事業展開」において、より力強い成長を実現することが期待される。
- (ヌ) この観点から、ストックオプション税制における保管委託要件について、企業買収時において機動的に対応できるよう、スタートアップ自身による管理の方法を新設する。
- (ル) さらに、主としてレイト期の人材確保に資するよう、ストックオプション税制の年間の権利行使価額の上限を、スタートアップが発行したものについて、最大で現行の3倍となる年間3,600万円への引上げを実施する。

ロ 改正の概要

- (イ) スタートアップ・エコシステムとは、スタートアップを支援するための環境をいう。
ecosystem 生態系
- (ロ) スタートアップとは、革新的なビジネスモデルによって短期間で急成長を目指し、最後は株式上場によるIPO（新規株式公開）などによって出口での利益回収を予定して設立された企業をいう。
- (ハ) スタートアップは、生産性向上を通じて日本経済の潜在成長率を高める重要な存在として認識されている。

(e) 一方で、スタートアップ企業は、資金や人材面で課題を抱えている。

(f) このため、M&Aによって既存企業を吸収し、その資金や人材などの経営資源を活用して、より力強い成長を実現する環境すなわちエコシステムの拡充が期待される。

(g) このため、ストックオプション税制における保管委託要件について、企業買収時において機動的に対応できるよう、スタートアップ自身による管理の方法が創設された。

(h) また、レイト期の人材確保に資するよう、ストックオプション税制の年間の権利行使価額の上限を引き上げ、年間3,600万円とされる。

(3-1) スtockオプション税制の拡充 (所得税・個人住民税)

(特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の拡充)

拡充

● スタートアップの人材確保や従業員のモチベーション向上に資する**ストックオプション税制**について、①**発行会社自身による株式管理スキーム**を創設するとともに、②**年間権利行使価額の限度額**を最大で現行の3倍となる**3,600万円へ引上げ**、③**社外高度人材への付与要件を緩和・認定手続を軽減する等の拡充**を行う。

現行制度	改正概要
<p>① 株式保管委託要件： 非上場段階で権利行使後、証券会社等に保管委託することが必要</p> <p>② 権利行使価額の限度額：1,200万円/年</p> <p>③ 社外高度人材： 一定の要件を満たした社外高度人材が対象</p>	<p>① 株式保管委託要件：新たな株式管理スキームを創設し、発行会社による株式の管理も可能とする</p> <p>② 権利行使価額の限度額： 設立5年未満の会社が付与したものは、2,400万円/年 設立5年以上20年未満の会社*が付与したものは、3,600万円/年 <small>*非上場又は上場後5年未満の上場企業</small></p> <p>③ 社外高度人材：新たに、非上場企業の役員経験者等を追加し、国家資格保有者等に求めていた3年以上の実務経験の要件を撤廃するなど、対象を拡大</p>

26

＜経済産業省・令和6年度経済産業関係税制改正について＞

(f) スtockオプション税制について

- a 権利行使価額 1,000万円
- b 権利行使時の時価 2,000万円
- c 権利行使時の処理

ストックオプション税制非適用の場合 有価証券 2,000万円／現預金 1,000万円
給与 1,000万円

ストックオプション税制が適用された場合 有価証券 1,000万円／現預金 1,000万円

- d 株式譲渡時の時価 4,000万円

e 株式譲渡時の処理

ストックオプション税制非適用の場合 現預金 4,000万円／有価証券 2,000万円
譲渡益 2,000万円

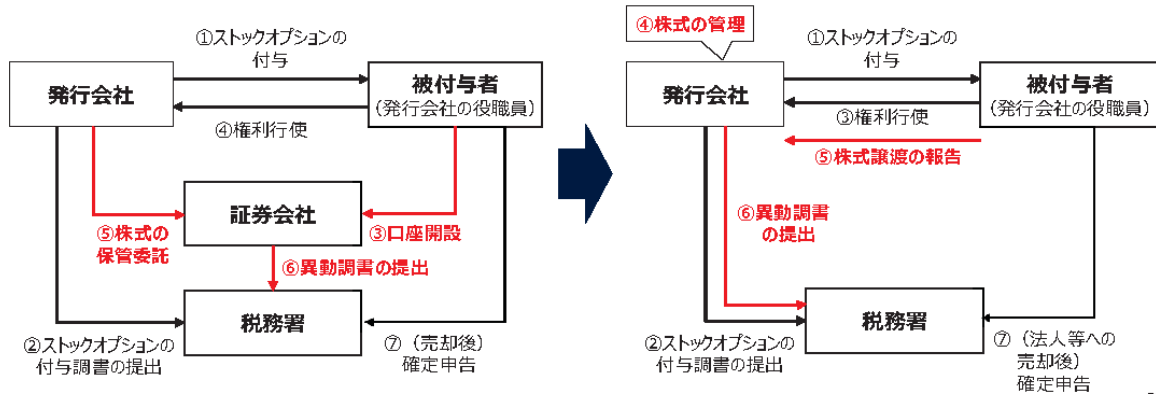
ストックオプション税制が適用された場合 現預金 4,000万円／有価証券 1,000万円
譲渡益 3,000万円

(参考1) 発行会社自身による株式管理スキームの創設

- 非上場の段階で税制適格ストックオプションを行使し、株式に転換した場合、税制の対象となるには、**証券会社等と契約し、専用の口座を従業員ごとに開設した上で当該株式を保管委託する必要がある。**
- こうした対応には、**金銭コスト・時間・手続負担がかかる**との声がある。特にM&Aについては短期間での権利行使が必要となる場合もあり、**スタートアップの円滑なM&AによるEXITを阻害**するとの声もある。
- このような状況を踏まえ、**譲渡制限株式**について、**発行会社による株式の管理等がされる場合には、証券会社等による株式の保管委託に代えて発行会社による株式の管理も可能とする。**

証券会社等への株式保管委託（現行）

発行会社による株式の管理（改正後新設）

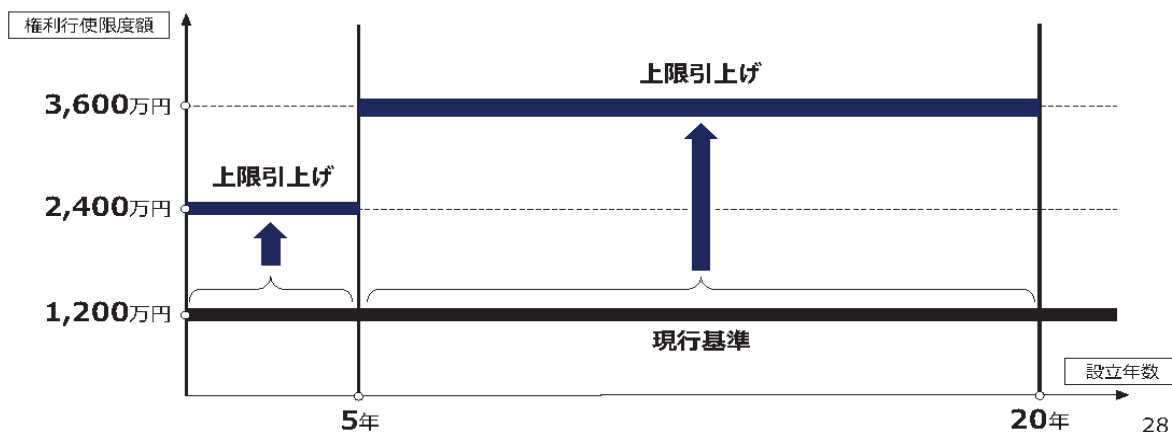


27

<経済産業省・令和6年度経済産業関係税制改正について>

(参考2) 年間の権利行使価額の限度額の引上げ

- ユニコーン企業を目指して**スタートアップが大きく成長するためには**、レイトー期から上場前後の**企業価値が高くなった時期に更なる成長に必要な優秀な人材を採用する必要がある**。
- スタートアップの人材獲得力向上のため、一定の株式会社が付与するストックオプションについて**年間の権利行使価額の限度額を引き上げる**。
 - **上限2,400万円/年への引上げ**：**設立5年未満の株式会社が付与するストックオプション**
 - **上限3,600万円/年への引上げ**：**設立5年以上20年未満の株式会社のうち、非上場又は上場後5年未満の上場企業が付与するストックオプション**



<経済産業省・令和6年度経済産業関係税制改正について>

② スタートアップ・エコシステムの強化（エンジェル税制）

見直し継続

閣大綱8頁

(2) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等、特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等並びに特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずる。

① 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、次の措置を講ずる。

イ 適用対象となる特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される特定株式の取得に要した金額の範囲に、当該特定株式が当該株式会社等により発行された一定の新株予約権の行使により取得をしたものである場合における当該新株予約権の取得に要した金額を加える。

ロ 中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提に、適用対象に、特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される特定株式を一定の信託を通じて取得をした場合を加える。

ハ 本特例の適用を受けた控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法について、特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の適用を受けた控除対象特定新規株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法と同様とする見直しを行う。

② 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、次の措置を講ずる。

イ 適用対象となる国家戦略特別区域法に規定する特定事業を行う株式会社に係る確認手続にお

いて、次に掲げる書類については、国家戦略特別区域担当大臣へ提出する申請書への添付を要しないこととした上、その株式会社により発行される株式の発行期限を2年延長する。

(イ) 株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し

(ロ) 個人が取得した株式の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

ロ 適用対象となる地域再生法に規定する特定地域再生事業を行う株式会社に係る確認手続において、次に掲げる書類については、認定地方公共団体へ提出する申請書への添付を要しないこととした上、その株式会社により発行される株式の発行期限を2年延長する。

(イ) 株式の発行を決議した株主総会の議事録の写し、取締役の決定があったことを証する書面又は取締役会の議事録の写し

(ロ) 個人が取得した株式の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

ハ 上記①イ及びロと同様の措置を講ずる。

③ その他所要の措置を講ずる。

イ 改正の背景と目的

<「令和6年度税制改正の基本的な考え方」から再掲>

(イ) 「入口」、「事業展開」に関して、エンジェル税制については、令和5年度税制改正により措置されたスタートアップへの再投資に係る非課税措置を含め、再投資期間の延長について、令和7年度税制改正において引き続き検討する。

ロ 改正の概要

(3-2) エンジェル税制の拡充等 (所得税・個人住民税)

拡充等

- エンジェル税制について、株式譲渡益を元手としたスタートアップへの再投資に対する非課税措置も含め、**一定の新株予約権の取得金額も対象に加える**ほか、**信託を通じた投資の対象化等**の拡充を行う。
- さらに、与党税制改正大綱において、**株式譲渡益を元手とする再投資期間の延長**について、**令和7年度税制改正において、引き続き検討**する方針が明記された。

税制措置の概要

投資時点	以下のいずれかの措置を利用可能	
	エンジェル投資	優遇措置A ・(投資額-2,000円)をその年の総所得金額から控除し課税繰延 ・控除上限は800万円 or 総所得金額×40%のいずれか低い方
		優遇措置B ・投資額をその年の株式譲渡益から控除し課税繰延 ・控除上限はなし
		プレシード・シード特例 ・投資額をその年の株式譲渡益から控除し 非課税 ・控除上限はなし (年間20億円までは 非課税)
起業	起業特例 ・投資額をその年の株式譲渡益から控除し 非課税 ・控除上限はなし (年間20億円までは 非課税)	
株式譲渡時点	譲渡損失 が発生した場合※、その年の 他の株式譲渡益と通算可能 (翌年以降3年にわたり可能) なお、破産、解散等した場合も可能	

※スタートアップへ投資した年に優遇措置を受けた場合には、その控除対象金額のうち、課税繰延分を取得価額から差し引いて譲渡損失(譲渡益)を算定

拡充等の主な内容

- 1 新株予約権の取得金額も対象に**
 現行制度は株式の取得のみが対象となっているところ、**一定の新株予約権を行使して株式を取得した際に要件を満たせば、当該新株予約権の取得金額も税制の対象に加える。**
- 2 信託を通じた投資も対象に**
 現行制度ではスタートアップへの直接投資のほか、民法上の任意組合や投資事業有限責任組合(LPS)経由の投資が対象となっているが、**指定金銭信託(単独運用)を通じた投資も加える。**
※このほか、都道府県が交付する確認書の電子化等の利便性向上を行う。
- 3 再投資期間の延長は継続検討**
 与党税制改正大綱において、株式譲渡益を元手とする再投資期間の延長は、**令和7年度税制改正において引き続き検討する方針が明記**された。

令和7年度税制改正にて検討

30

<経済産業省・令和6年度経済産業関係税制改正について>

(3) 子育て支援に関する政策税制

創 設

措法41、41の2 41の19の3、4

閣大綱11頁

(国 税)

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずる。

- ① 個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者（以下「子育て特例対象個人」という。）が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得（以下「認定住宅等の新築等」という。）をして令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

- ② 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、令和6年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用できることとする。

③ その他所要の措置を講ずる。

(注1)「認定住宅等」とは、認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅をいい、「認定住宅」とは、認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅をいう。以下同じ。

(注2)「買取再販認定住宅等」とは、認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたものをいう。

(注3)上記①及び②について、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とする。

(2) 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、次の措置を講ずる。

- ① 子育て特例対象個人である住宅被災者が、認定住宅等の新築等をして令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の再建住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）を次のとおりとして本特例の適用ができることとする。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	
省エネ基準適合住宅	

- ② 上記(1)②と同様の措置を講ずる。

(注) 上記について、その他の要件等は、現行の東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例と同様とする。

(3) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、当該居住用の家屋を令和6年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象に追加し、その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できることとする。

(注1) 上記の「一定の子育て対応改修工事」とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥間取り変更工事(一定のものに限る。)であって、その工事に係る標準的な工事費用相当額(補助金等の交付がある場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額)が50万円を超えること等一定の要件を満たすものをいう。

(注2) 上記の「標準的な工事費用相当額」とは、子育て対応改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に当該子育て対応改修工事を行った箇所数等を乗じて計算した金額をいう。

(注3) 上記の税額控除は、その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には適用しない。

(注4) その他の要件等は、既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除と同様とする。

(地方税)

個人住民税について、所得税における(1)及び(2)の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

① 改正の背景と目的

<「令和6年度税制改正の基本的な考え方」から再掲>

イ 子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、子どもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々なニーズを抱えており、子育て支援を進めるためには、税制においてこうしたニーズを踏まえた措置を講じていく必要がある。

ロ そうした観点から、以下のイ、ロについて、「6. 扶養控除等の見直し」と併せて行う子育て支援税制として、令和7年度税制改正において以下の方向性で検討し、結論を得る。

ハ ただし、イ及びロについては、現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、令和6年限りの措置として先行的に対応する。

② 改正の概要

イ 子育て特例対象個人に対する住宅ローン控除の拡充

- (イ) 「子育て特例対象個人」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - i 本人の年齢が40歳未満で、配偶者を有する者
 - ii 本人の年齢が40歳以上で、40歳未満の配偶者を有する者
 - iii 本人の年齢が40歳以上で、19歳未満の扶養親族を有する者
- (ロ) 子育て特例対象個人における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せが行われる。
- (ハ) 具体的には、新築等の認定住宅については500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅については1,000万円の借入限度額の上乗せ措置が講じられる。
- (ニ) 具体的には、令和5年までの借入限度額が維持される。
- (ホ) 子育て世帯においては、住宅取得において駅近等の利便性がより重視されること等を踏まえ、新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。
- (ヘ) 東日本大震災の被災者向け措置についても、同様に、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ措置を講ずる。

子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充（案）

**令和6年限りの措置
として先行的に対応**

- 現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、子育て支援の観点からの上乗せを行う。
- 新築住宅の床面積要件について合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

【現行（令和6年・7年入居）】

新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ
借入限度額	4,500万円	3,500万円	3,000万円

↓

【改正案（令和6年入居に限る）】

新築・買取再販住宅	認定	ZEH	省エネ	
借入限度額	子育て世帯等	5,000万円	4,500万円	4,000万円
	それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

（注） 子育て世帯等：18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者
床面積要件について、合計所得金額1,000万円以下の者に限り40㎡に緩和する。

※ 被災地向けの措置についても、上記同様に借入限度額の子育て世帯等への上乗せを行うほか、床面積要件の緩和を継続する。
※ 所得税額から控除しきれない額については、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

＜令和6年度改正／自民党税制調査会配布資料より＞

□ 住宅ローン控除の概要（改正前）

		入居年				
		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
借入限度額	新築・買取再販	認定住宅	5,000万円		4,500万円	
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円		3,500万円	
		省エネ基準適合住宅	4,000万円		3,000万円	
		その他の住宅	3,000万円		2,000万円(※1)	
	既存住宅	認定住宅	3,000万円			
		ZEH水準省エネ住宅				
		省エネ基準適合住宅				
		その他の住宅	2,000万円			
控除率		0.7%				
控除期間	新築・買取再販	13年(※2)				
	既存住宅	10年				
合計所得金額要件		2,000万円				
床面積要件		50㎡(※3)以上				
築年数要件		昭和57年以降に建築された住宅				

※1 令和6年以後に建築確認を受ける新築住宅は適用外

※2 令和6、7年に入居した「その他の住宅」は10年

※3 令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅は、40㎡以上とされる。ただし、合計所得金額が1,000万円以下の年に限って適用される。

ハ 子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制（税額控除）の拡充

(イ) 既存住宅のリフォームに係る特例措置について、子育て世代の居住環境の改善の観点から、子育て世帯及び若者夫婦世帯が行う一定の子育て対応改修工事が対象に加えられる。

(ロ) 具体的には次の工事が対象になる。

- i 住宅内における子どもの事故を防止するための工事
- ii 対面式キッチンへの交換工事
- iii 開口部の防犯性を高める工事
- iv 収納設備を増設する工事
- v 開口部・界壁・床の防音性を高める工事
- vi 一定の間取り変更工事

(ハ) 令和6年4月1日から同年12月31日までに居住の用に供した場合に限る。

(ニ) 税額控除の率は、標準的な工事費相当額（250万円が限度）の10%とされ、これを超えた部分についても、一定の範囲まで5%の控除が可能。

(ホ) その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合には適用できない。

既存住宅のリフォームに係る特例措置の拡充・延長(所得税)

既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置を2年間延長するとともに、こども・子育て政策の抜本的強化に向けて、「こどもまんなかまちづくり」を推進するため、子育てに対応した住宅へのリフォームに係る所得税の特例措置を新たに講じる。

施策の背景

- 2022年の出生数は約77万人と過去最低で、**少子化は危機的状況**。
- 子育てに対する不安や負担が大きいことが少子化の要因の一つであることを踏まえ、**住宅のハード面の性能向上により子育ての負担の軽減**を図る必要がある。

⇒ **子育てに対応した住宅へのリフォーム**を支援し、**子育て世帯の居住環境を改善**。

経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)

- こども・子育て政策は**最も有効な未来への投資**であり、「**こども未来戦略方針**」に沿って、政府を挙げて取組を抜本強化し、**少子化傾向を反転させる**。
- 子育てしやすい地方への移住や子育てを**住まい**と周辺環境の観点から応援する「**こどもまんなかまちづくり**」を推進する

こども未来戦略方針(令和5年6月13日閣議決定)

- …子育てに**やさしい住まいの拡充**を目指し、**住宅支援を強化**する。
- 具体的には、…**既存の民間住宅ストックの活用を進める**。


要望の結果

① 現行の措置を2年間(令和6年1月1日～令和7年12月31日)延長する。


② **子育て世帯等^{※1}が子育てに対応した住宅へのリフォーム^{※2}を行う場合に、標準的な工事費用相当額の10%等^{※3}を所得税から控除する。(適用期限:令和6年12月31日)**

与党大綱 R7年の措置について、R7年度税制改正にて同様の方向性で検討


対象工事	対象工事限度額	最大控除額(対象工事)	
耐震	250万円	25万円	
バリアフリー	200万円	20万円	
省エネ	250万円(350万円) ^{※4}	25万円(35万円) ^{※4}	
三世代同居	250万円	25万円	
長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性	500万円(600万円) ^{※4}	50万円(60万円) ^{※4}
	耐震or省エネ+耐久性	250万円(350万円) ^{※4}	25万円(35万円) ^{※4}
子育て[拡充]	250万円	25万円	




転落防止の手すりの設置



可動式間仕切り壁の設置



対面式キッチンへの交換



防音性の高い床への交換

※1 「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」
 ※2 ①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥間取り変更工事(一定のものに限る。)
 ※3 対象工事の限度額超過分及びその他増設等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除 ※4 カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合

2 資産課税

(1) 住宅資金贈与の非課税措置

見直し継続

【令和6年1月1日以後の贈与から適用】

閣大綱25頁

(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講ずる。

① 適用期限を3年延長する。

② 非課税限度額の上乗せ措置の適用対象となるエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋の要件について、住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合にあっては、当該住宅用家屋の省エネ性能が断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上（現行：断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上）であることとする。

(注1) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

(注2) 令和6年1月1日以後に住宅取得等資金の贈与を受けて住宅用家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をする場合において、当該住宅用家屋の省エネ性能が断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上であり、かつ、当該住宅用家屋が次のいずれかに該当するものであるときは、当該住宅用家屋をエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋とみなす。

イ 令和5年12月31日以前に建築確認を受けているもの

ロ 令和6年6月30日以前に建築されたもの

(2) 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例の適用期限を3年延長する。

① 改正の概要

イ エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋の要件について、省エネ性能の基準が見直される。

ロ 適用期限が3年延長される。

**住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の延長(贈与税・相続税)
認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除の延長(所得税)**

住宅取得環境が悪化する中、住宅取得に係る負担の軽減及び良質な住宅の普及を促進するため、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等を3年間延長するとともに、認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除を2年間延長する。

要望の結果

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等

○ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、以下のとおり3年間(令和6年1月1日～令和8年12月31日)延長する。

贈与税非課税限度額	質の高い住宅 1,000万円	一般住宅 500万円
床面積要件	50㎡以上 ※合計所得金額が1,000万円以下の受贈者に限り、40㎡以上50㎡未満の住宅についても適用。	
質の高い住宅の要件	以下のいずれかに該当すること。	
新築住宅	①断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上 ※令和5年末までに建築確認を受けた住宅又は令和6年6月30日までに建築された住宅は、断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上 ②耐震等級2以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級3以上	
既存住宅・増改築	①断熱等性能等級4又は一次エネルギー消費量等級4以上 ②耐震等級2以上又は免震建築物 ③高齢者等配慮対策等級3以上	

○ 親の年齢が60歳未満であっても相続時精算課税制度を選択できる特例措置についても、3年間延長する。

認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除

○ 以下のとおり、2年間(令和6年1月1日～令和7年12月31日)延長する。

控除額	標準的な性能強化費相当額※×10%	※ 45,300円×床面積(上限:650万円)
取得する住宅の要件	長期優良住宅・低炭素住宅・ZEH水準省エネ住宅のいずれかに該当すること。	
所得要件	合計所得金額が2,000万円以下	

(2) 事業承継税制

見直し継続

閣大綱26頁

- (3) 個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、個人事業承継計画の提出期限を2年延長する。
- (4) 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を2年延長する。

① 改正の背景と目的

<「令和6年度税制改正の基本的な考え方」から再掲>

イ 法人版事業承継税制については、平成30年1月から10年間の特例措置として、令和6年3月末までに特例承継計画の提出がなされた事業承継について抜本的拡充を行ったものである。コロナの影響が長期化したことを踏まえ、特例承継計画の提出期限を令和8年3月末まで2年延長する。

ロ この特例措置は、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待たない課題であるために事業承継を集中的に進める観点の下、贈与・相続時の税負担が生じない制度とするなど、極めて異例の時限措置としていることを踏まえ、令和9年12月末までの適用期限については今後とも延長を行わない。

ハ あわせて、個人版事業承継税制における個人事業承継計画の提出期限についても2年延長する。

ニ 事業承継を検討している中小企業経営者及び個人事業者の方々には、適用期限が到来することを見据え、早期に事業承継に取り組むこと及び政府・関係団体には、目的達成のため一層の支援体制の構築を図ることを強く期待する。

ホ 上記の下線を付した部分は、事業承継計画の提出期限を1年延長した令和4年度税制改正大綱の該当箇所に、さらに追加された部分を示す。

法人版及び個人版事業承継税制に係る承継計画の提出期限の延長

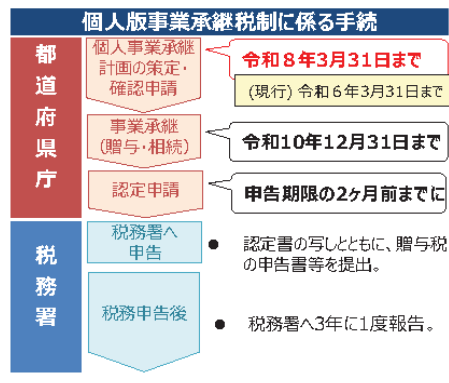
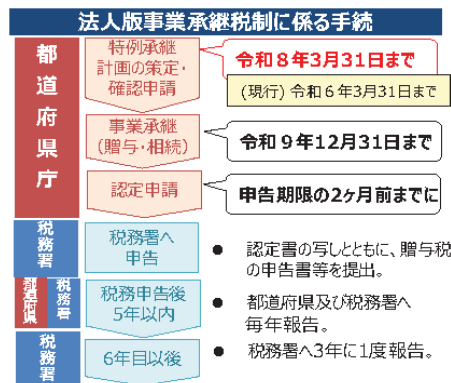
(相続税、贈与税) (中金庁と共同要望)

1 大綱の概要

法人の非上場株式等や個人の事業用資産の事業承継に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、承継計画の確認申請（提出）の期限を2年延長する。

2 制度の内容

- 事業承継税制※は、事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロにする時限措置。
(※法人版：平成30年度抜本拡充、個人版：平成31年度新設)
- コロナの影響が長期化したことを踏まえ、都道府県知事に提出する承継計画の確認申請（提出）の期限を2年延長し、**令和8年3月31日**（現行令和6年3月31日）までとする。
※赤字は令和6年度改正による変更点



26

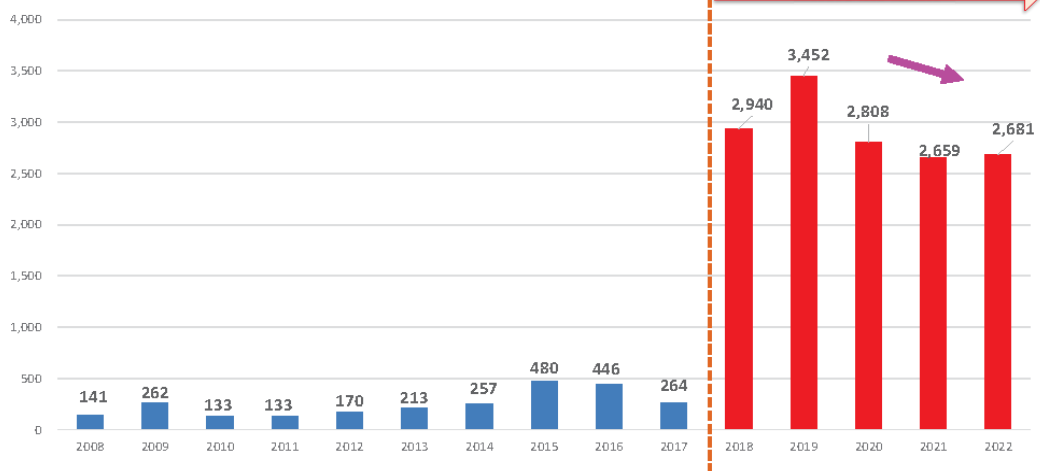
<厚生労働省・令和6年度税制改正の概要（厚生労働省関係）>

(参考) 事業承継税制の活用状況

- 事業承継税制は、**地域の経済や雇用を支え、成長を志向する中小企業に多く活用されている。**
- 特例承継計画（法人版）の**活用件数は、コロナ禍前（2018・2019年）は増加したもののコロナ禍（2020年～2022年）は落ち込んだ。急激な経営環境の変化により、中小企業の事業承継の検討が遅れている。**

コロナ等による活用の遅れ

●活用件数の推移



※2017年度以前は計画認定件数、2018年度以降は特例承継計画申請件数をカウント。

19

<経済産業省・令和6年度経済産業関係税制改正について>

3 法人課税

措法10の5の4、42の12の5

【令和6年4月1日以後に開始する事業年度から適用】

(1) 構造的な賃上げの実現 見直し継続

閣大綱40頁

(1) 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度について、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。

① 全法人向けの措置について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

イ 原則の税額控除率を10%（現行：15%）に引き下げる。

ロ 税額控除率の上乗せ措置を次の場合の区分に応じそれぞれ次のとおりとする。

(イ) 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上である場合 税額控除率に5%（その増加割合が5%以上である場合には10%とし、その増加割合が7%以上である場合には15%とする。）を加算する。

(ロ) 教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合 税額控除率に5%を加算する。

(ハ) プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を受けている場合税額控除率に5%を加算する。

ハ 本措置の適用を受けるために「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」を公表しなければならない者に、常時使用する従業員の数が2,000人を超えるものを加える。

ニ 本措置の適用を受けるために公表すべき「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」における取引先に消費税の免税事業者が含まれることを明確化する。

② 青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員の数が2,000人以下であるもの（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の常時使用する従業員の数の合計数が1万人を超えるものを除く。）が、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の10%の税額控除ができる措置を加える。この場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が4%以上であるときは、税額控除率に15%を加算し、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上であるときは、税額控除率に5%

を加算し、当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はえるぼし認定（3段階目）を受けた事業年度であるときは、税額控除率に5%を加算する。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする。

（注）資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り、適用があるものとする。

③ 中小企業向けの措置について、次の見直しを行い、控除限度超過額は5年間の繰越しができることとした上、その適用期限を3年延長する。

イ 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置について、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が5%以上であり、かつ、教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合に税額控除率に10%を加算する措置とする。

ロ 当期がプラチナくるみん認定若しくはプラチナえるぼし認定を受けている事業年度又はくるみん認定若しくはえるぼし認定（2段階目以上）を受けた事業年度である場合に税額控除率に5%を加算する措置を加える。

（注）繰越税額控除制度は、繰越税額控除をする事業年度において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限り、適用できることとする。

④ 給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」に看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算その他の役務の提供の対価の額が含まれないこととする。

⑤ その他所要の措置を講ずる。

① 改正の背景と目的

<「令和6年度税制改正の基本的な考え方」から再掲>

イ 物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に広げ、効果を深めるため、賃上げ促進税制を強化する。

ロ 具体的には、従来の大企業のうち、物価高に負けない賃上げの牽引役として期待される常時使用従業員数2,000人超の大企業については、より高い賃上げへのインセンティブを強化する観点から、継続雇用者の給与等支給額の3%以上増加との現行の賃上げ率の要件は維持しつつ、継続雇用者の給与等支給額の増加に応じた控除率の上乗せについて、さらに高い賃上げ率の要件を創設し、従来の4%に加え、5%、さらには7%の賃上げを促していく。

ハ また、従来の大企業のうち、地域における賃上げと経済の好循環の担い手として期待される常時使

用従業員数2,000人以下の企業については、新たに「中堅企業」と位置付けた上で、従来の賃上げ率の要件を維持しつつ、控除率を見直し、より高い賃上げを行いやすい環境を整備する。

ニ 一方で、中小企業においては、未だその6割が欠損法人となっており、税制措置のインセンティブが必ずしも効かない構造となっている。しかし、わが国の雇用の7割は中小企業が担っており、広く国民の構造的・持続的な賃上げを果たしていくためには、こうした企業に賃上げの裾野を拡大していくことは極めて重要な課題である。

ホ こうした観点から、本税制をより使いやすいものとしていくため、従来の賃上げ要件・控除率を維持しつつ、新たに繰越控除制度を創設し、これまで本税制を活用できなかった赤字企業に対しても賃上げにチャレンジいただく後押しをする。

へ 具体的には、賃上げ促進税制の税額控除の額について、当期の税額から控除できなかった分を5年間という前例のない期間にわたって繰り越すことを可能とする。

ト また、持続的な賃上げを実現する観点から、繰越控除する年度については、全雇用者の給与等支給額が対前年度から増加していることを要件とすることとする。

チ これらの措置に加え、雇用の環境を改善するため、人材投資や働きやすい職場づくりへのインセンティブも付与することとする。具体的には、教育訓練費を増加させた場合の上乗せ要件については、令和4年度の適用実態等を踏まえ、その適用に当たって一定程度の教育訓練費を確保するための措置を講じた上で、適用要件の緩和を行い、活用を促進することとする。

リ 併せて、子育てと仕事の両立支援や女性活躍の推進の取組みを後押しする観点から、こうした取組みに積極的な企業に対する厚生労働省による認定制度（「くるみん」、「えるぼし」）を活用し、控除率の上乗せ措置を講ずる。

ヌ これにより、賃上げ促進税制の最大控除率は、大企業・中堅企業については、現行の30%から見直し後は35%に、中小企業については、現行の40%から見直し後は45%に引き上がることとなる。その結果、賃上げ促進税制の位置付けは、賃金だけでない「働き方」全般にプラスの効果を及ぼすような税制措置となる。

ル 中小企業の賃上げには、中小企業自身の取組みに加え、大企業等の取引先への労務費も含めた適切な価格転嫁も重要な要素となる。こうした観点から、「従業員への還元」や「取引先への配慮」が必要なマルチステークホルダー方針の公表が要件となる企業の範囲を、中堅企業枠の創設に伴い拡大することとする。

ヲ また、インボイス制度の実施に伴い、消費税の免税事業者との適切な関係の構築の方針についても記載が行われるよう、マルチステークホルダー方針の記載事項を明確化する。

ワ また、多額の内部留保を抱えながら賃上げや国内投資に消極的な企業に対し、その活用を促す等の観点から、特定税額控除規定の不適用措置について、要件を強化する。

カ 構造的・持続的な賃上げの動きを上げていくことは、日本経済が成長と分配の好循環を果たしていく上で欠かすことのできない要素である。企業が支払う賃金は、賃上げ分を含めて全額が損金算入される中、これに加えて賃上げ分の最大35～45%を税額控除する本税制は、税制としては異例のものである。

ヨ 賃上げを思い切って後押しするためにこうした異例の措置を講じている中、企業に対しては、新たに強化された賃上げ促進税制を活用し、賞与や一時金だけではなく、ベースアップによって、強力に賃上げを実現することを期待したい。

② 改正の概要（大企業向け）

イ 雇用者給与等支給額（※）の対前年増加額に乗ずる控除率は、「継続雇用者給与等支給額の増加割合」、「教育訓練費の増加割合」、「仕事と子育ての両立支援・女性活躍支援の水準」の3要素ごとに判定される割合の合計とされる。

※ 国内雇用者（役員及びその親族を除く）に対するすべての給与の額をいう。

ロ 継続雇用者給与等支給額の増加割合による控除率は、次のとおりとされる（かっこ内は改正前）。

(増加割合)	(控除率)
3%以上	10% (15%)
4%以上	15% (25%)
5%以上	20%
7%以上	25%

ハ 教育訓練費の増加割合による控除率は、次のとおりとされる（かっこ内は改正前）。

(増加割合)	(控除率)
10% (20%) 以上 (※)	5%

※ 教育訓練費の額が、雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合に限ることとされた。

ニ 両立支援（くるみん）または女性活躍支援（えるぼし）の水準

（種類）	（水準）	（控除率）
両立支援（くるみん）	プラチナ	5%
女性活躍支援（えるぼし）	プラチナ	5%

ホ 最高の控除率は、35%（25%+5%+5%）になる。

ヘ 法文上は、大企業への制限はなく、すべての法人が適用の対象になる。

ト 控除上限は、法人税額の20%とされる。

③ 改正の概要（中堅企業向け）

イ 中堅企業とは、常時使用する従業員数が2,000人以下の企業をいう。

ロ 雇用者給与等支給額（※）の対前年増加額に乗ずる控除率は、「継続雇用者給与等支給額の増加割合」、「教育訓練費の増加割合」、「両立支援・女性活躍支援の水準」の3要素ごとに判定される割合の合計とされる。

※ 国内雇用者（役員及びその親族を除く）に対するすべての給与の額をいう。

ハ 継続雇用者給与等支給額の増加割合による控除率は、次のとおりとされる（カッコ内は改正前）。

（増加割合）	（控除率）
3%以上	10%（15%）
4%以上	25%（25%）

ニ 教育訓練費の増加割合による控除率は、次のとおりとされる（カッコ内は改正前）。

（増加割合）	（控除率）
10%（20%）以上（※）	5%

※ 教育訓練費の額が、雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合に限ることとされた。

ホ 両立支援（くるみん）または女性活躍支援（えるぼし）の水準

（種類）	（水準）	（控除率）
両立支援（くるみん）	プラチナ	5%
女性活躍支援（えるぼし）	3段目以上	5%

へ 最高の控除率は、35% (25%+5%+5%) になる。

ト 法文上は、資本金が1億円以下の法人も適用の対象になる。

チ 控除上限は、法人税額の20%とされる。

④ 改正の概要 (中小企業向け)

イ 中小企業とは、原則として資本金1億円以下の法人、又は常時使用する従業員数が1,000人以下の個人企業をいう。

ロ 雇用者給与等支給額 (※) の対前年増加額に乗ずる控除率は、「雇用者給与等支給額の増加割合」、「教育訓練費の増加割合」、「両立支援・女性活躍支援の水準」の3要素ごとに判定される割合の合計とされる。

※ 国内雇用者 (役員及びその親族を除く) に対するすべての給与の額をいう。

ハ 雇用者給与等支給額の増加割合による控除率は、次のとおりとされる (かっこ内は改正前)。

(増加割合)	(控除率)
1.5%以上	15% (15%)
2.5%以上	30% (30%)

ニ 教育訓練費の増加割合による控除率は、次のとおりとされる (かっこ内は改正前)。

(増加割合)	(控除率)
5% (10%) 以上 (※)	10%

※ 教育訓練費の額が、雇用者給与等支給額の0.05%以上である場合に限ることとされた。

ホ 両立支援 (くるみん) または女性活躍支援 (えるぼし) の水準

(種類)	(水準)	(控除率)
両立支援 (くるみん)	トライ以上	5%
女性活躍支援 (えるぼし)	2段目以上	5%

へ 最高の控除率は、45% (30%+10%+5%) になる。

ト 控除上限は、法人税額の20%とされる。

チ 控除できなかった額については、5年間の繰越し可能とされる。ただし繰越額を控除する年度にお

いて、雇用者給与等支給額が前年度よりも増加していることが必要。

リ 最高の控除率である45%の適用を受けるためには、給与等の増加額の2.25倍の法人税額が必要になる。

$$\text{法人税額} \times 0.2 \geq \text{雇用者給与等支給増加額} \times 0.45$$

$$\text{法人税額} \geq \text{雇用者給与等支給増加額} \times 2.25$$

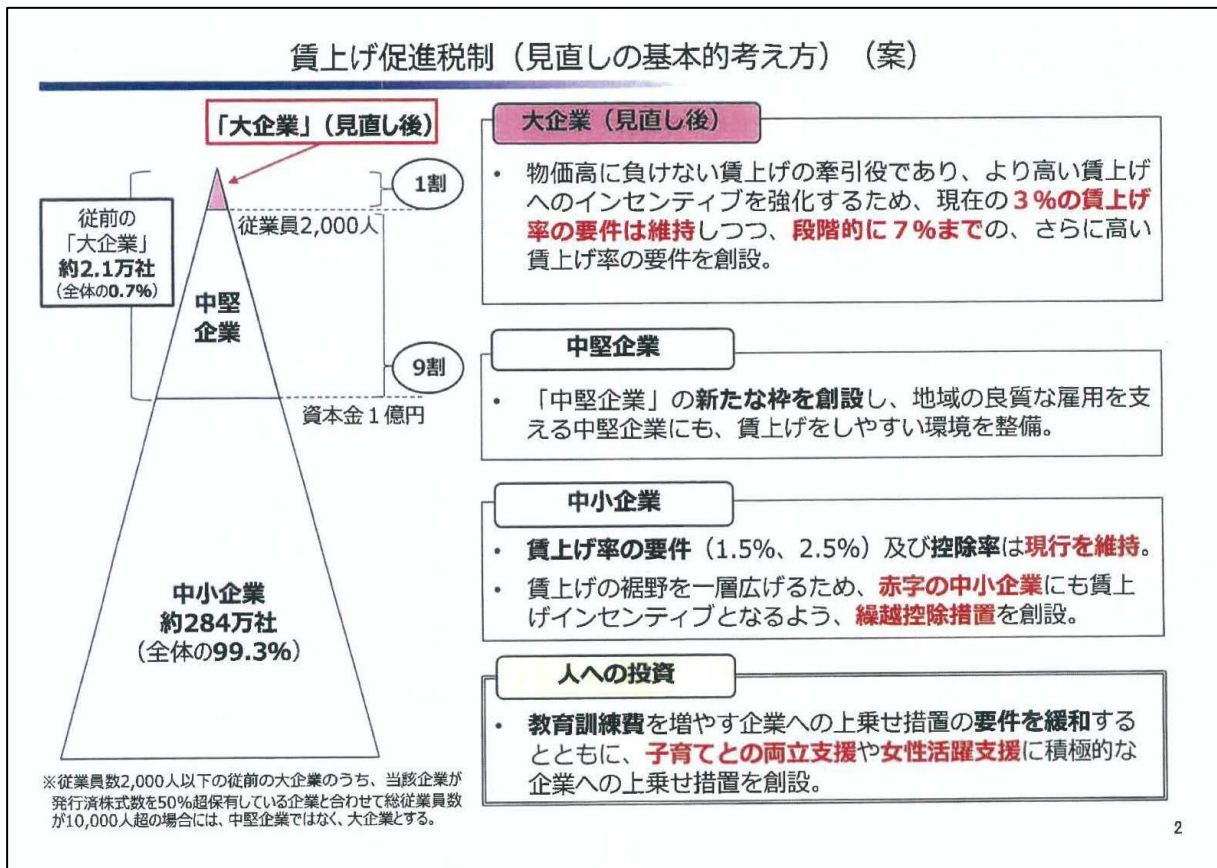
雇用者給与等支給増加額が100万円とした場合に必要とする法人税額：225万円

法人税額が225万となるためには、所得金額が1,252.6万円必要

$$800\text{万円} \times 15\% = 1,200,000\text{円}$$

$$452.6\text{万円} \times 23.2\% = 1,050,000\text{円}$$

$$\text{計} \quad 2,250,000\text{円}$$



(1-3) 賃上げ促進税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

- 30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現**することを目指す。

	改正後【措置期間：3年間】						改正前【措置期間：2年間】					
	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比) ^{※4}	税額 控除率 ^{※6}	教育 訓練費 ^{※7} (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
大企業 ※1	+3%	10%	+10%	5% 上乗せ	両立支援 女性活躍 プラチナくるみ or プラチナえるぼし	5% 上乗せ	35%	+3%	15%	+20%	5% 上乗せ	30%
	+4%	15%						+4%	25%			
	+5%	20%						-	-			
中堅企業 ※2	+3%	10%	+10%	5% 上乗せ	両立支援 女性活躍 プラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ	35%	+3%	15%	+10%	10% 上乗せ	40%
	+4%	25%						+4%	25%			
中小企業 ※3	+1.5%	15%	+5%	10% 上乗せ	両立支援 女性活躍 くるみ or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ	45%	+1.5%	15%	+10%	10% 上乗せ	40%
	+2.5%	30%						+2.5%	30%			

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

- ※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。
- ※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
- ※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度的全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

8

<経済産業省・令和6年度経済産業関係税制改正について>

⑥ 仕事と子育ての両立や女性活躍支援の促進

- **仕事と子育ての両立や女性の活躍推進に積極的な企業へのインセンティブ**をどうすべきか。

○くるみん

(概要) 仕事と子育ての両立サポートや、多様な労働条件・環境整備等に積極的に取り組む企業に対する認定

	認定基準（一部抜粋）	
	男性育休取得率	女性育休取得率
トライくるみん	7%	75%
くるみん	10%	75%
プラチナくるみん	30%	75%

○えるぼし

(概要) 女性の活躍推進に関する状況や取組等が優良な企業に対する認定

	基本の5つの基準	認定基準（一部抜粋）
	えるぼし（1段階目）	1.採用 (男女の競争倍率が同程度・正社員に占める女性比率が産業平均以上)
えるぼし（2段階目）	2.継続就業 (女性の平均勤続年数が男性の7割以上等)	5基準のうち3つ又は4つを充足
えるぼし（3段階目）	3.労働時間等の働き方 (平均残業45h/月未満等)	5基準全て充足
プラチナえるぼし	4.管理職比率 (女性の管理職比率が産業平均以上) 5.多様なキャリアコース (正社員への転換、子育て世代女性の正社員採用)	5基準全て充足 (通常のえるぼし基準よりも厳しい基準：女性の平均勤続年数が男性の8割以上、女性の管理職比率が産業平均の1.5倍以上等)かつ行動計画の目標の達成が義務

<令和6年度改正/自民党税制調査会配布資料より>

(2) 中小企業等事業再編投資損失準備金制度

見直し継続

措法56

閣大綱42頁

(3) 中小企業事業再編投資損失準備金制度について、産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から令和9年3月31日までの間に産業競争力強化法の特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた認定特別事業再編事業者（仮称）であるものが、その認定に係る特別事業再編計画に従って他の法人の株式等の取得（購入による取得に限る。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その株式等の取得価額が100億円を超える金額又は1億円に満たない金額である場合及び一定の表明保証保険契約を締結している場合を除く。）において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額に次の株式等の区分に応じそれぞれ次の割合を乗じた金額以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できる措置を加える。

① その認定に係る特別事業再編計画に従って最初に取得をした株式等 90%

② 上記①に掲げるもの以外の株式等 100%

この準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩すほか、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から10年を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入する。

① 改正の背景と目的

<「令和6年度税制改正の基本的な考え方」から再掲>

イ 「成長と分配の好循環」を実現するためには、三位一体の労働市場改革など、わが国の生産性を引き上げる構造的な改革が必要となる。その中で、多くの国民の生活基盤である地域経済において、経済活動の大黒柱である中小企業の実業性の向上や経営基盤の強化を促し、中堅企業へと成長を後押ししていくことが重要となる。

ロ こうした認識の下、令和6年度税制改正においては、中小企業事業再編投資損失準備金制度を拡充することとする。

ハ 具体的には、成長意欲のある中堅・中小企業が、複数の中小企業を子会社化し、グループ一体となって成長していくことを後押しするため、複数回のM&Aを実施する場合には、積立率を現行の70%から最大100%に拡充し、据置期間を現行の5年から10年に延長する措置を講ずる。

ニ こうした措置により、中小企業の従業員の雇用を確保しつつ、成長分野への円滑な労働移動を確保することとする。

② 改正の概要

イ 令和3年度税制改正において、中小企業がM&Aによって取得した株式について簿外債務や偶発債務が将来顕在化することによるリスクに備えるため、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けて他の法人の株式等を購入によって取得した場合には、その株式等の取得対価の額の70%以下の金額を「中小企業事業再編投資損失準備金」として積み立てた額を損金の額に算入し、その5年後から5年間で均等に取り崩して益金の額に算入する制度が創設された。

ロ 今回の改正において、グループ化に向けた複数回のM&Aを念頭に置いた産業競争力の改正に対応するため、従来の制度に加えて「拡充枠」として積立限度額を増大するなどの見直しが行われた。

ハ 産業競争力強化法の改正法の施行日から令和9年3月31日までの間に、産業競争力強化法の特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた認定特別事業再編事業者（仮称）が対象になる。

ニ 認定を受けた特別事業再編計画に従って、他の法人の株式等を購入するM&Aを行い、取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合に適用が認められる。

ホ 将来、取得した法人に関して簿外債務や経営統合リスク等の発生によって株式等の価格が低落することによる損失に備えるため、中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入が認められる。

ヘ 損金算入限度額は、グループ化に向けた複数のM&Aによる取得に備えるために、株式の取得価額に対して1社目は取得価額の90%、2社目以後は100%（従来制度は70%）とされる。

ト 中小企業等事業再編投資損失準備金は、拡充枠については10年間据え置いた後、5分の1ずつを均等に取り崩して益金の額に算入する。

チ 中小企業等事業再編投資損失準備金は、繰越利益剰余金の取り崩しによって純資産の部に積み立て、申告調整によって損金算入を行う。

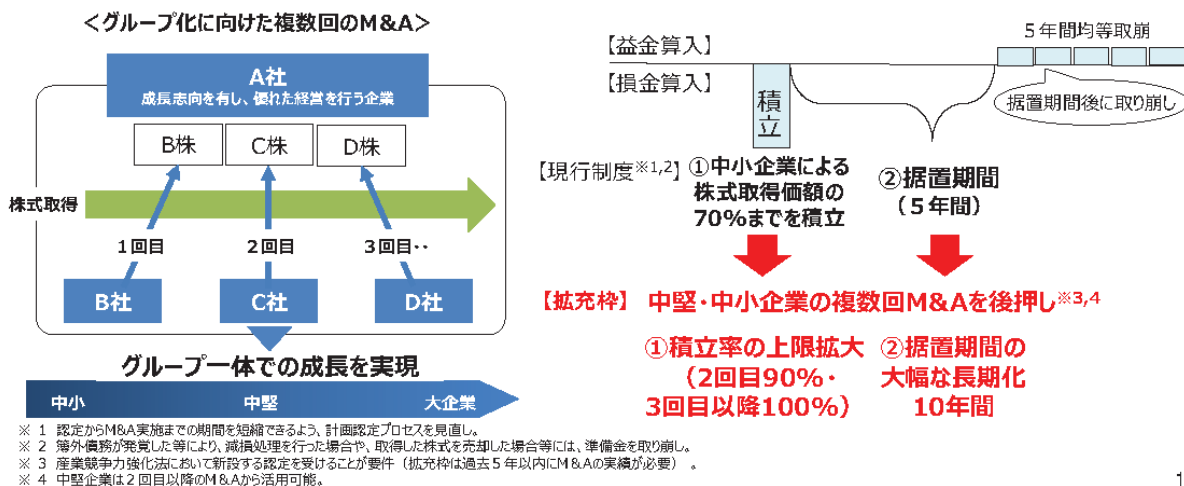
(2-2) 中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長 (中堅・中小グループ化税制)

拡充・延長

(法人税・法人住民税・事業税)

- **成長意欲のある中堅・中小企業が**、複数の中小企業を子会社化し、**親会社の強みの横展開や経営の効率化**によって、**グループ体となって飛躍的な成長**を遂げることが期待される中、グループ化に向けて**複数回のM&Aを実施**する場合、**簿外債務リスクや経営統合リスクといった減損リスクが課題**。
- こうしたリスクも踏まえ、**現行の中小企業事業再編投資損失準備金を拡充・延長**し、中堅・中小企業によるグループ化に向けた**複数回M&Aを集中的に後押し**するため**積立率や据置期間を深掘りする新たな枠を創設**する。

改正概要 ※赤字が改正箇所 【適用期限：令和8年度末】



17

＜経済産業省・令和6年度経済産業関係税制改正について＞

(3) 戦略分野国内生産促進税制の創設

創設

措法10の5の6、42の12の7

閣大綱43頁

2 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進

(国 税)

(1) 戦略分野国内生産促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から令和9年3月31日までの間にされた産業競争力強化法の事業適応計画の認定に係る同法の認定事業適応事業者（その事業適応計画にその計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として同法の産業競争力基盤強化商品（仮称）の生産及び販売を行う旨の記載があるものに限る。）であるものが、その事業適応計画に記載された産業競争力基盤強化商品の生産をするための設備の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産（以下「産業競争力基盤強化商品生産用資産」という。）の取得等をして、国内にある事業の用に供したときは、その認定の日以後10年以内（以下「対象期間」という。）の日を含む各事業年度において、その産業競争力基盤強化商品生産用資産により生産された産業競争力基盤強化商品のうちその事業

年度の対象期間において販売されたものの数量等に応じた金額とその産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得価額を基礎とした金額（既に本制度の税額控除の対象となった金額を除く。）とのうちいずれか少ない金額の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除制度による控除税額及びカーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の40%（半導体生産用資産にあつては、20%）を上限とし、控除限度超過額は4年間（半導体生産用資産にあつては、3年間）の繰越しができる。

（注1）上記の「産業競争力基盤強化商品」とは、次の商品をいい、数量等に応じた金額は、次の産業競争力基盤強化商品の区分に応じ次の金額とする。ただし、その産業競争力基盤強化商品生産用資産を事業の用に供した日（以下「供用日」という。）以後7年を経過する日の翌日からその供用日以後8年を経過する日までの期間内に販売された産業競争力基盤強化商品にあつては次の金額の75%相当額とし、その供用日以後8年を経過する日の翌日からその供用日以後9年を経過する日までの期間内に販売された産業競争力基盤強化商品にあつては次の金額の50%相当額とし、その供用日以後9年を経過する日の翌日以後に販売された産業競争力基盤強化商品にあつては次の金額の25%相当額とする。

- ① 半導体 次の半導体の区分に応じ1枚（直径200ミリメートル換算）当たりそれぞれの金額
 - イ マイコン半導体のうちテクノロジーノード28ナノメートルから45ナノメートルまで相当のもの 1万6,000円
 - ロ マイコン半導体のうちテクノロジーノード45ナノメートルから65ナノメートルまで相当のもの 1万3,000円
 - ハ マイコン半導体のうちテクノロジーノード65ナノメートルから90ナノメートルまで相当のもの 1万1,000円
 - ニ マイコン半導体のうちテクノロジーノード90ナノメートル以上相当のもの 7,000円
 - ホ パワー半導体のうちウエハーが主としてけい素で構成されるもの 6,000円
 - へ パワー半導体のうちウエハーが主として炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの 2万9,000円
 - ト アナログ半導体のうちイメージセンサー 1万8,000円
 - チ その他のアナログ半導体 4,000円
- ② 電動車 1台当たり20万円（軽自動車でない電気自動車及び燃料電池自動車にあつては、40万円）
- ③ 鉄鋼 1トン当たり2万円
- ④ 基礎化学品 1トン当たり5万円
- ⑤ 航空機燃料 1リットル当たり30円

（注2）上記の「産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得価額を基礎とした金額」は、その産業

競争力基盤強化商品生産用資産及びこれとともにその産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産に係る投資額の合計額として事業適応計画に記載された金額とする。

(注3) 所得の金額が前期の所得の金額を超える一定の事業年度で、かつ、次のいずれにも該当しない事業年度においては、本制度（繰越税額控除制度を除く。）を適用しないこととする。

① 継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上であること。

② 国内設備投資額が当期償却費総額の40%を超えること。

(注4) 半導体生産用資産に係る控除税額を除き、本制度による控除税額は、地方法人税の課税標準となる法人税額から控除しない。

① 改正の背景と目的

<「令和6年度税制改正の基本的な考え方」から再掲>

イ 生産性向上・供給力強化を通じて潜在成長率を引き上げるため、中長期的な経済成長を牽引し、真にわが国の供給力強化につながる分野については、集中的に国内投資を促していくことが重要となる。

ロ そのための手段として、GX、DX、経済安全保障という戦略分野において、民間として事業採算性に乗りにくい、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる投資を選定し、それらを対象として生産・販売量に比例して法人税額を控除する戦略分野国内生産促進税制を創設する。

ハ 具体的な対象物資は、電気自動車等（蓄電池）、グリーンスチール、グリーンケミカル、SAF（持続可能な航空燃料）、半導体とし、物資毎に単価を設定する。

ニ 措置期間を通じた控除上限は、既設の建屋等を含む生産設備全体の額とするほか、各年度の控除上限として、当期の法人税額の40%（半導体については当期の法人税額の20%）との上限を設ける。

ホ 企業の投資の中長期的な予見可能性を高める観点から、措置期間を計画認定から10年間という極めて長期の措置とした上で、4年間（半導体は3年間）の税額控除の繰越期間を設ける。

ヘ なお、本税制の効果を高めるための措置として、適用に当たっては、一定の賃上げ・設備投資を行っていることを要件とする。

ト GX分野に該当する物資に係る措置については、GX経済移行債を活用して財源を確保し、確保された財源の範囲内で税額控除を行う。本税制は、GX経済移行債という税制以外の枠組みの中で財源

を確保するとの特殊な性格を持つものであるため、こうした特殊性を踏まえ、控除上限、措置年数、繰越年数等についても、これまでの投資減税の考え方からは一線を画した措置を講ずるものである。

② 改正の概要

イ 中長期的な経済成長を牽引し、真にわが国の供給力強化につながる分野に対して集中的に国内投資を行うため、民間として事業採算性に乗りにくいのが、国として特段に戦略的な長期投資が不可欠となる投資を選定し、法人税額を控除する戦略分野国内生産促進税制を創設する。

ロ 次の戦略分野が対象とされる。

(イ) G X Green Transformation (例:カーボンニュートラル)

(ロ) D X Digital Transformation (例:ビッグデータの活用)

(ハ) 経済安全保障 重要物資の安定的な供給確保、基幹インフラ役務の安定的な提供確保、先端的な重要技術の開発支援、特許出願の非公開等

ハ 産業競争力強化法の改正法の施行日から令和9年3月31日までの間に事業適応計画の認定を受けた事業者が、その適応計画に従い産業競争力基盤強化商品の生産設備を新設又は増設し国内で事業の用に供したことが要件とされる。

ニ 対象となる産業競争力基盤強化商品は次のとおりとされる。

(イ) 電気自動車等(蓄電池)

(ロ) グリーンスチール(製造工程で温室効果ガスを排出しない又は少ない鉄)

(ハ) グリーンケミカル(植物・農産物やその副産物・廃棄物などを原料とする化学製品)

(ニ) S A F(持続可能な航空燃料)

(ホ) 半導体

ホ 税額控除額は、次のうちいずれか少ない金額とされる。

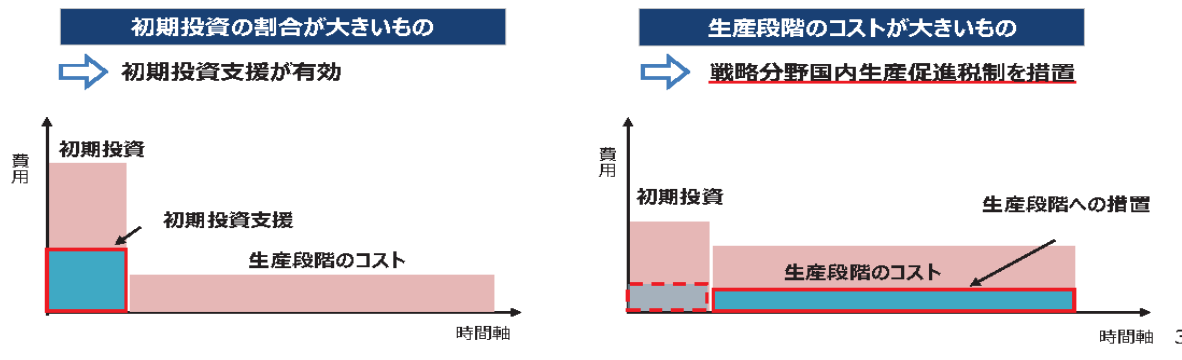
(イ) 産業競争力基盤強化商品の販売数量等に応じた金額

(ロ) 産業競争力基盤強化商品生産用資産の取得価額を基礎とした金額

ヘ 法人税額の40%を限度とする。

(1-1) 戦略分野国内生産促進税制の創設 (法人税)

- 米国のIRA法、CHIPS法や欧州のグリーン・ディール産業計画をはじめ、戦略分野の国内投資を強力に推進する世界的な産業政策競争が活発化。我が国も、世界に伍して競争できる投資促進策が必要。
- 具体的には、戦略分野のうち、総事業費が大きく、特に生産段階でのコストが高いもの（電気自動車、グリーンスチール、グリーンケミカル、持続可能な航空燃料（SAF）、半導体（マイコン・アナログ）など）について、初期投資促進策だけでは国内投資の判断が容易でなく、米国もIRA法で生産・販売段階での支援措置を開始していること等を踏まえ、我が国も、産業構造等を踏まえた、生産・販売量に応じて税額控除措置を講ずる新たな投資促進策が必要。
- こうした新たな投資促進策は、企業に対して生産・販売拡大の強いインセンティブを与え、本税制が対象とする革新性の高い製品の市場創出を加速化することも可能。



<経済産業省・令和6年度経済産業関係税制改正について>

(参考1) 戦略分野国内生産促進税制の制度設計について

大胆な国内投資促進策とするための措置

- 対象物資ごとの生産・販売量に応じた税額控除措置
 - 戦略的に取り組むべき分野として、産業競争力強化法に対象物資を法定
 - 本税制の対象分野のうちGX分野については、GX経済移行債による財源を活用
- 産業競争力強化法に基づく事業計画の認定から10年間の措置期間+最大4年※の繰越期間
- 法人税額の最大40%※を控除可能とする等の適切な上限設定

※ 半導体については繰越期間3年、法人税の20%まで控除可能

対象物資ごとの単位あたり控除額

物資		控除額	物資		控除額
電気自動車等	EV・FCV	40万円/台	半導体	28-45nm相当	1.6万円/枚
	軽EV・PHEV	20万円/台		45-65nm相当	1.3万円/枚
グリーンスチール	2万円/トン	65-90nm相当		1.1万円/枚	
グリーンケミカル	5万円/トン	90nm以上		7千円/枚	
持続可能な航空燃料（SAF）	30円/リットル		アナログ半導体（パワー半導体含む）	パワー（Si）	6千円/枚
		パワー（SiC, GaN）		2.9万円/枚	
		イメージセンサー		1.6万円/枚	
			その他	4千円/枚	

(注) 競争力強化が見込まれる後半年度には、控除額を段階的に引き下げる。（生産開始時から8年目に75%、9年目に50%、10年目に25%に低減）
半導体は、200mmウェハ換算での単位あたり控除額。

<経済産業省・令和6年度経済産業関係税制改正について>

(4) イノベーションボックス税制の創設

創 設

措法59の3

閣大綱45頁

2 生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進

(2) イノベーションボックス税制の創設

青色申告書を提出する法人が、令和7年4月1日から令和14年3月31日までの間に開始する各事業年度において居住者若しくは内国法人（関連者であるものを除く。）に対する特定特許権等の譲渡又は他の者（関連者であるものを除く。）に対する特定特許権等の貸付け（以下「特許権譲渡等取引」という。）を行った場合には、次の金額のうちいずれか少ない金額の30%に相当する金額は、その事業年度において損金算入できることとする。

① その事業年度において行った特許権譲渡等取引ごとに、次のイの金額に次のロの金額のうち次のハの金額の占める割合を乗じた金額を合計した金額

イ その特許権譲渡等取引に係る所得の金額

ロ 当期及び前期以前（令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る。）において生じた研究開発費の額のうち、その特許権譲渡等取引に係る特定特許権等に直接関連する研究開発に係る金額の合計額

ハ 上記ロの金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額

② 当期の所得の金額

(注1) 上記の「関連者」は、移転価格税制における関連者と同様の基準により判定する。

(注2) 上記の「特定特許権等」とは、令和6年4月1日以後に取得又は製作をした特許権及び人工知能関連技術を活用したプログラムの著作権で、一定のものをいう。

(注3) 特定特許権等の貸付けには、特定特許権等に係る権利の設定その他他の者に特定特許権等を使用させる行為を含む。

(注4) 上記の「研究開発費の額」とは、研究開発費等に係る会計基準における研究開発費の額に一定の調整を加えた金額をいう。

(注5) 上記の「適格研究開発費の額」とは、研究開発費の額のうち、特定特許権等の取得費及び支払ライセンス料、国外関連者に対する委託試験研究費並びに国外事業所等を通じて行う事業に係る研究開発費の額以外のものをいう。

(注6) 令和9年4月1日前に開始する事業年度において、当期において行った特許権譲渡等取引に係る特定特許権等のうちに令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日前に開始した研究開発に直接関連するものがある場合には、上記①の金額は、次の①の金額に次の②の金額のうち次の③の金額の占める割合を乗じた金額とする。

① 当期において行った特許権譲渡等取引に係る所得の金額の合計額

② 当期、前期及び前々期において生じた研究開発費の額の合計額

③ 上記②の金額に含まれる適格研究開発費の額の合計額

(注7) 本制度の適用において、法人が関連者に対して支払う特定特許権等の取得費又はライセンス料が独立企業間価格に満たない場合には、独立企業間価格によることとし、国内の関連者に対してこれらの費用を支払う場合には、所要の書類を作成し、税務当局からの求めがあった場合には遅滞なく提示し、又は提出しなければならないこととする。また、更正期限を延長する特例、同業者に対する質問検査権、書類の提示又は提出がない場合の推定課税その他所要の措置を講ずる。

① 改正の背景と目的

<「令和6年度税制改正の基本的な考え方」から再掲>

イ 利益の源泉たるイノベーションについても国際競争が進んでおり、わが国においても、研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押しすることが喫緊の課題となっている。

ロ こうした観点から、国内で自ら行う研究開発の成果として生まれた知的財産から生じる所得に対して優遇するイノベーションボックス税制を創設する。

ハ 具体的には、企業が国内で自ら研究開発を行った特許権又はAI分野のソフトウェアに係る著作権について、当該知的財産の国内への譲渡所得又は国内外からのライセンス所得に対して、所得の30%の所得控除を認める制度を設けることとする。

ニ これにより、対象所得については、法人税率約7%相当の税制優遇（法人実効税率ベースで見ると現在の29.74%から約20%相当まで引き下がる税制優遇）が行われることとなる。本税制は、所得全体から、知的財産から生じる所得のみを切り出して税制優遇を行うという、わが国で初の税制である。

ホ 国際的に見ても、イノベーションボックス税制の創設は、G7ではフランス、イギリスに次ぐ3番目であり、海外に遜色ない制度で無形資産投資を後押ししていく。

ヘ イノベーションボックス税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する。

ト 他方、本税制と一部目的が重複する研究開発税制については、試験研究費が減少した場合の控除率の引下げを行うことにより、投資を増加させるインセンティブをさらに強化するためのメリハリ付け

を行う。

② 改正の概要

イ 民間による無形資産投資を後押しするため、知的財産から生じる所得の30%の損金算入を認める。

ロ 具体的には、企業が国内で自ら研究開発を行った特許権又はAI分野のソフトウェアに係る著作権について、国内への譲渡による所得又は国内外への貸付けによる所得が対象になる。

ハ この制度は、所得全体から知的財産に係る所得のみを切り出して税制優遇を行うという、わが国で初の税制とされる。

ニ 結果的に、対象となる所得に対する実効税率は約20%に引き下がることになる。

ホ イノベーションボックス税制の創設は、G7ではフランス、イギリスに次ぐ3番目となる。

ヘ この制度の導入に伴い、研究開発税制の控除率について、メリハリ付けを強化するため、以下(5)による見直しが行われる。

(1-2) イノベーション拠点税制 (イノベーションボックス税制) の創設 新設

(法人税・法人住民税・事業税)

- **イノベーションの国際競争が激化する中、研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間による無形資産投資を後押し**することを目的として、**特許やソフトウェア等の知財から生じる所得に減税措置を適用するイノベーション拠点税制 (イノベーションボックス税制) を創設する。**
- 2000年代から**欧州各国で導入**が始まり、直近では**シンガポールやインド、香港といったアジア諸国でも導入・検討が進展**。

イノベーション拠点税制 (イノベーションボックス税制) のイメージ

■ : 課税所得全体
■ (点線) : 本税制の対象となる所得

(※1) 産業競争力強化法において新設する規定により確認。

企業が主に「国内で」、「自ら」開発した知財に限る(※1)

特許権等

ライセンス所得 譲渡所得

対象所得について、**29.74%から約20%相当まで下げ**
(法人実効税率ベース)

所得控除 **30%圧縮**

<各国の導入状況(※2) (括弧内は導入年数)>

フランス(2001)、ベルギー(2007)、オランダ(2007)、中国(2008)、スイス(2011)、イギリス(2013)、韓国(※3)(2014)、アイルランド(2016)、インド(2017)、イスラエル(2017)、シンガポール(2018)、香港(2024目標)、オーストラリア(検討中)

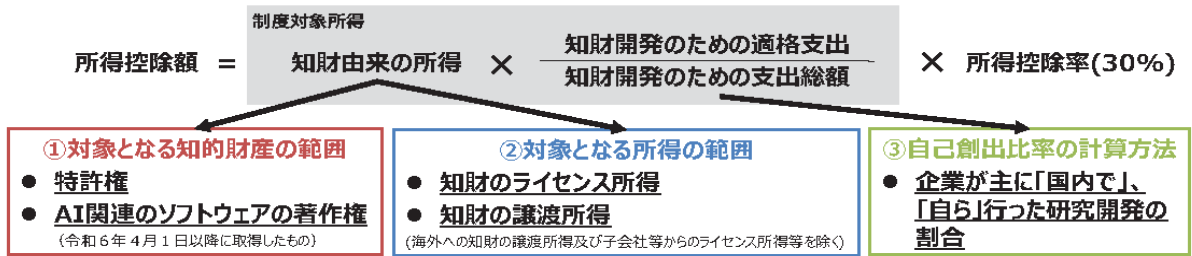
(※2) 米国には、無形資産由来の所得に係る制度として、FDII、GILTIが存在 (※3) 韓国では中小企業を対象とした制度

6

<経済産業省・令和6年度経済産業関係税制改正について>

(参考) イノベーション拠点税制 (イノベーションボックス税制) の制度案

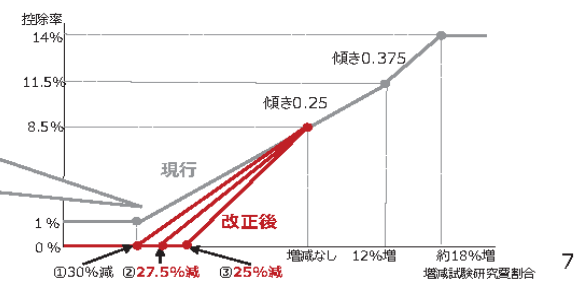
- 措置期間：7年間 (令和7年4月1日施行)
- 所得控除率：30%
- 所得控除額算定式



※ 本税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する。

(参考) 研究開発税制における控除率のメリハリ付け

研究開発税制について、研究開発費が減少している場合の控除率を段階的に調整。
(①令和8年度、②令和11年度、③令和13年度の3段階で実施)



<経済産業省・令和6年度経済産業関係税制改正について>

(5) 研究開発税制

見直し

措法10、42の4

【令和8年4月1日以後に開始する事業年度に適用】

閣大綱47頁

(3) 試験研究を行った場合の税額控除制度 (研究開発税制) について、次の見直しを行う (所得税についても同様とする。)

- ① 制度の対象となる試験研究費の額から、内国法人の国外事業所等を通じて行う事業に係る試験研究費の額を除外する。
- ② 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、令和8年4月1日以後に開始する事業年度で増減試験研究費割合が零に満たない事業年度につき、税額控除率を次のとおり見直すとともに、税額控除率の下限 (現行：1%) を撤廃する。
 - イ 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度

$$8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 30\text{分の}8.5$$
 - ロ 令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間に開始する事業年度

$$8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 27.5\text{分の}8.5$$
 - ハ 令和13年4月1日以後に開始する事業年度

① 改正の背景と目的

<「令和6年度税制改正の基本的な考え方」から再掲>

イ 具体的には、戦略分野国内生産促進税制においては賃上げや設備投資の要件を設けることとし、また、イノベーションボックス税制においては、研究開発税制の見直しによるメリハリ付けをさらに強化することとしている。

② 改正の概要

イ 試験研究費の額から、内国法人の国外事業所等を通じて行う事業に係る試験研究費の額が除外される。

ロ 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、増減試験研究費割合がゼロ未満の事業年度につき、税額控除率を次のように見直される。

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する事業年度

$8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 30\text{分の}8.5$

(増減試験研究費割合が、 $\Delta 30\%$ の場合、税額控除率はゼロ)

令和11年4月1日から令和13年3月31日までの間に開始する事業年度

$8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 27.5\text{分の}8.5$

(増減試験研究費割合が、 $\Delta 27.5\%$ の場合、税額控除率はゼロ)

令和13年4月1日以後に開始する事業年度

$8.5\% + \text{増減試験研究費割合} \times 25\text{分の}8.5$

(増減試験研究費割合が、 $\Delta 25\%$ の場合、税額控除率はゼロ)

ハ 税額控除率の下限(改正前1%)が撤廃される。

(6) 暗号資産の評価

見直し

閣大綱47頁

(4) 法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、次のいずれかの評価方法のうちその法人が選定した評価方法（自己の発行する暗号資産でその発行の時から継続して保有するものにあつては、次の①の評価方法）により計算した金額とするほか、所要の措置を講ずる。

- ① 原価法
- ② 時価法

(注1) 上記の「譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産」とは、次の要件に該当する暗号資産をいう。

- ① 他の者に移転できないようにする技術的措置がとられていること等その暗号資産の譲渡についての一定の制限が付されていること。
- ② 上記①の制限が付されていることを認定資金決済事業者協会において公表させるため、その暗号資産を有する者等が上記①の制限が付されている旨の暗号資産交換業者に対する通知等をしていること。

(注2) 上記の評価方法は、譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の種類ごとに選定し、その暗号資産を取得した日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に届け出なければならないこととする。なお、評価方法を選定しなかった場合には、原価法（上記①の評価方法）により計算した金額をその暗号資産の期末における評価額とする。

① 改正の背景と目的

<「令和6年度税制改正の基本的な考え方」から再掲>

イ 発行者以外の第三者が継続的に保有する暗号資産については、一定の要件の下、期末時価評価課税の対象外とする見直しを行う。これにより、We b 3. 0の推進に向けた環境整備が進み、ブロックチェーン技術を活用した起業等が促進されることが期待される。

② 改正の概要

(3-5) 第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し

(法人税、法人住民税、事業税) (金融庁主管、経済産業省において共同要望)

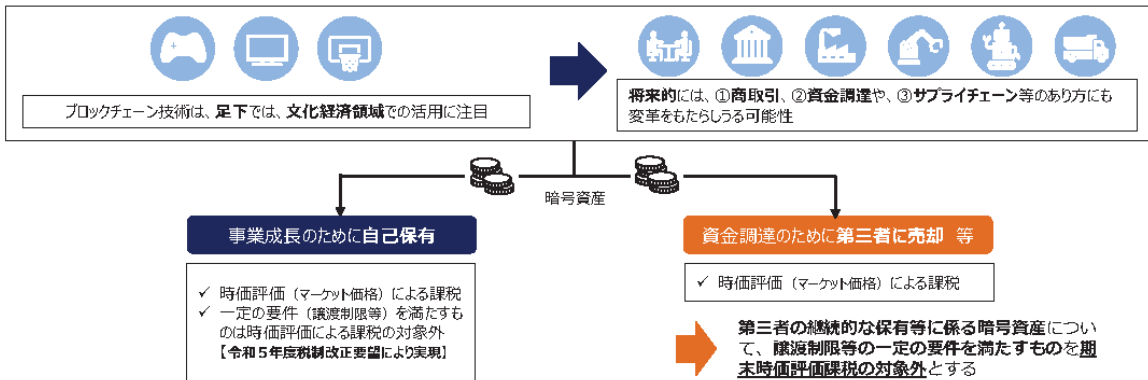
その他

- **内国法人が有する暗号資産***のうち活発な市場が存在するものについては、税制上、**期末に時価評価し、評価損益** (キャッシュフローを伴わない未実現の損益) **は課税の対象と**されている。
*一定の自己発行の暗号資産を除く(令和5年度税制改正により措置)。
- **Web3推進に向けた環境整備**を図る観点から、**法人(発行者以外の第三者)の継続的な保有等に係る暗号資産**について、譲渡制限等の一定の要件を満たすものは、**期末時価評価課税の対象外**とする。

改正概要

法人が有する暗号資産で、以下の要件を満たす暗号資産は、期末時価評価課税の対象外とする。

- ① 他者に移転できないようにするための技術的措置がとられていること等その**暗号資産の譲渡についての一定の制限**が付されていること。
- ② 上記①の制限が付されていることを認定資金決済事業者協会において公表させるため、その暗号資産を有する者等が**上記①の制限が付されている旨の暗号資産交換業者に対する通知等**をしていること



34

<経済産業省・令和6年度経済産業関係税制改正について>

(7) 中小企業倒産防止共済に再加入した場合の損金算入の制限

見直し

措法28、66の11

【令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用】

関大綱62頁

(13) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例における独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済事業に係る措置について、中小企業倒産防止共済法の共済契約の解除があった後同法の共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出する当該共済契約に係る掛金については、本特例の適用ができないこととする(所得税についても同様とする。)

(注) 上記の改正は、令和6年10月1日以後の共済契約の解除について適用する。

① 改正の概要

イ 中小企業倒産防止共済掛け金の損金算入の特例について、事業者がその共済契約を解除した後に、再び共済契約を締結した場合には、その事業者がその解除の日から2年を経過する日までの間にその共済契約について支出する掛金については、損金算入の特例が適用できないこととされる。

ロ 倒産防止共済掛金の掛金については、保険料等として費用処理しているケースが見受けられるが、解約をした場合には掛金相当額が事実上返戻されることから、掛捨て型の保険ではなく積立型の保険といえ、本来は掛金を資産に計上したうえで申告調整によって損金算入することが本来の処理といえる。

ハ 倒産防止共済掛金を支払った場合には、必ず、別表10(7)の添付が必要とされる。

(8) 交際費課税制度

見直し継続

【令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用】

閣大綱51頁

(4) 交際費等の損金不算入制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。

- ① 損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人当たり1万円以下(現行:5,000円以下)に引き上げる。
- ② 接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を3年延長する。

(注) 上記①の改正は、令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用する。

(9) 事業税の外形標準課税制度

見直し

閣大綱51頁

(1) 外形標準課税

① 減資への対応

イ 外形標準課税の対象法人について、現行基準(資本金又は出資金(以下単に「資本金」という。)1億円超)を維持する。ただし、当分の間、当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金(これに類するものを含む。以下単に「資本剰余金」という。)の合計額(以下「資本金と資本剰余金の合計額」という。)が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

ロ 施行日以後最初に開始する事業年度については、上記イにかかわらず、公布日を含む事業年

度の前事業年度（公布日の前日に資本金が1億円以下となっていた場合には、公布日以後最初に終了する事業年度）に外形標準課税の対象であった法人であって、当該施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

ハ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和7年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。

② 100%子法人等への対応

イ 資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人（当該法人が非課税又は所得割のみで課税される法人等である場合を除く。）又は相互会社・外国相互会社（以下「特定法人」という。）の100%子法人等のうち、当該事業年度末日の資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額（公布日以後に、当該100%子法人等がその100%親法人等に対して資本剰余金から配当を行った場合においては、当該配当に相当する額を加算した金額）が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

(注) 上記の「100%子法人等」とは、特定法人との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人及び100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人をいう。

ロ 産業競争力強化法の改正を前提に、令和9年3月31日までの間に同法の特別事業再編計画（仮称）の認定を受けた認定特別事業再編事業者（仮称）が、当該認定を受けた計画に従って行う一定の特別事業再編（仮称）のための措置として他の法人の株式等の取得、株式交付又は株式交換を通じて当該他の法人を買収し、その買収（一定のものに限る。）の日以降も引き続き株式等を有している場合には、当該他の法人（当該認定特別事業再編事業者（仮称）が当該計画の認定を受ける前5年以内を買収した法人を含む。以下「他の法人等」という。）が行う事業に対する法人事業税については、当該買収の日の属する事業年度からその買収の日以後5年を経過する日の属する事業年度までの各事業年度においては、外形標準課税の対象外とする。ただし、当該他の法人等が、現行基準（資本金1億円超）又は上記①により外形標準課税の対象である場合は、特例措置の対象から除外する。

ハ 上記イにより、新たに外形標準課税の対象となる法人について、外形標準課税の対象となったことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる額のうち、次に定める額を、当該事業年度に係る法人事業税額から控除する措置を講ずる。

(イ) 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 当該超える額に3分の2の割合を乗じた額

(ロ) 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度 当該超える額に3分の1の割合を乗じた額

ニ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和8年4月1日に施行し、同日以後に開始する事業年度から適用する。

① 改正の背景と目的

<「令和6年度税制改正の基本的な考え方」から再掲>

イ 法人事業税の外形標準課税は、平成16年度に資本金1億円超の大法人を対象に導入され、平成27、28年度税制改正において、より広く負担を分かち合い、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の一環として、所得割の税率引下げとあわせて、段階的に拡大されてきた。

ロ 外形標準課税の対象法人数は、資本金1億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約3分の2まで減少している。

ハ このような減資には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在する。

ニ また、組織再編等の際に子会社の資本金を1億円以下に設定することにより、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じている。

ホ 企業の稼ぐ力を高める法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を踏まえ、中堅・中小企業のM&Aやスタートアップへの影響が生じないよう配慮しつつ、外形標準課税の適用対象法人のあり方について制度的な見直しを行う。

ヘ まず、減資への対応として、現行基準（資本金1億円超）は維持しつつ、外形標準課税の対象である大法人に対する補充的な基準を追加する。

ト 具体的には、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には外形標準課税の対象とする。

チ なお、このように今回の見直しは、外形標準課税の対象を中小企業に広げるものではない。

リ 加えて、親会社の信用力等を背景に事業活動を行う子会社への対応として、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金が1億円以下であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものを外形標準課税の対象とする。

ヌ また、今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

② 改正の概要

イ 前事業年度に外形標準課税の対象であった法人は、資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には外形標準課税の対象になる。

ロ 親会社の信用力等を背景に事業活動を行う子会社への対応として、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金が1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされる。

ハ 減資した主な企業

法人名	減資前の資本金額	減資後の資本金額
出前館(料理宅配)	3億7572万円	1億円
日医工(後発薬大手)	359億7586万円	1億円
ぐるなび(飲食情報サイト)	2億5001万円	1億円
エイチ・アイ・エス(旅行)	247億9883万円	1億円
ペッパーフードサービス(外食)	9億2822万円	1000万円

資料出典：日本経済新聞（令和5年11月7日）

(2-6) 外形標準課税の見直し（事業税）

その他

- 外形標準課税の対象法人数の減少を踏まえ、**課税対象を中小企業やスタートアップに広げるのではなく、大企業の減資や100%子法人等への対応として、以下①②の見直しを講ずる。**

① 外形標準課税の対象法人について、現行基準を維持する（外形標準課税の対象外である**中小企業・スタートアップは、引き続き対象外**）。ただし、**当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金1億円以下になった場合でも、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とする。**（令和7年4月1日施行予定）。

② **資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等（当該法人が非課税又は所得割のみで課税される法人等である場合を除く。）の100%子法人等のうち、資本金1億円以下であっても、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは原則、対象とする。**ただし、**産業競争力強化法の改正を前提に、同法による認定を受けた事業者がM&Aを通じて買収した100%子法人等については、5年間対象外とする。**また、新たに外形標準課税の対象となる法人について、従来の課税方式で計算した税額を超えた額のうち、一定の額を、当該事業年度に係る法人事業税額から控除する（2年間の経過措置）（令和8年4月1日施行予定）。

令和6年度与党税制改正大綱

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

4. 地域・中小企業の活性化等

(2) 外形標準課税

(略) 外形標準課税の対象法人数は、資本金1億円以下への減資を中心とした要因により、導入時に比べて約3分の2まで減少している。このような減資には、損失処理等に充てるためではなく、財務会計上、単に資本金を資本剰余金へ項目間で振り替える減資を行っている事例も存在する。また、組織再編等の際に子会社の資本金を1億円以下に設定することにより、外形標準課税の対象範囲が実質的に縮小する事例も生じている。

企業の稼ぐ力を高める法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を踏まえ、**中堅・中小企業のM&Aやスタートアップへの影響が生じないように配慮しつつ、外形標準課税の適用対象法人のあり方について制度的な見直しを行う。**

まず、減資への対応として、現行基準（資本金1億円超）は維持しつつ、外形標準課税の対象である大法人に対する補充的な基準を追加する。具体的には、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人が資本金1億円以下になった場合でも、**資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には外形標準課税の対象とする。**なお、このように**今回の見直しは、外形標準課税の対象を中小企業に広げるものではない。**

加えて、親会社の信用力等を背景に事業活動を行う子会社への対応として、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、**資本金が1億円以下であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものを外形標準課税の対象とする。**

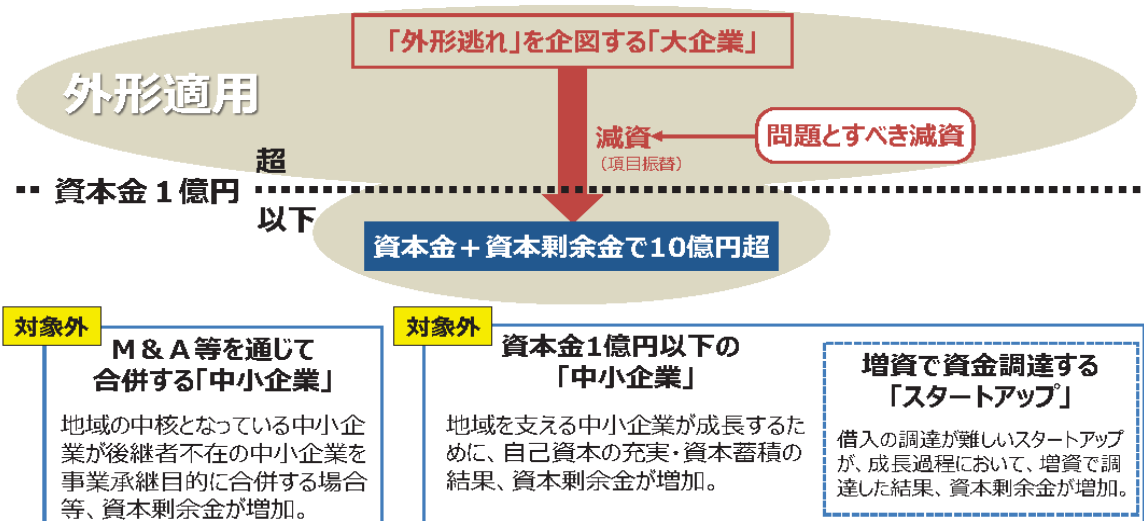
また、**今後の外形標準課税の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。**

22

<経済産業省・令和6年度経済産業関係税制改正について>

(参考1) 外形標準課税の見直し(減資対応)の概要

- 外形標準課税の対象外となっている中小企業やスタートアップ(資本金1億円以下)について、引き続き対象外(新設法人も、事業年度末日時点で資本金1億円以下であれば対象外)。
- ただし、当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人(資本金1億円超)であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象となる(令和7年4月1日施行予定)。



23

<経済産業省・令和6年度経済産業関係税制改正について>

4 消費課税

(1) プラットフォーム課税

創 設

閣大綱69頁

(1) プラットフォーム課税の導入

- ① 国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、下記②の指定を受けたプラットフォーム事業者（以下「特定プラットフォーム事業者」という。）を介してその対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなす。
- ② 国税庁長官は、プラットフォーム事業者のその課税期間において上記①の対象となるべき電気通信利用役務の提供に係る対価の額の合計額が50億円を超える場合には、当該プラットフォーム事業者を特定プラットフォーム事業者として指定する。
- ③ 上記②の要件に該当する者は、その課税期間に係る確定申告書の提出期限までに、その旨を国税庁長官に届け出なければならない。
- ④ 国税庁長官は、特定プラットフォーム事業者を指定したときは、当該特定プラットフォーム事業者に対してその旨を通知するとともに、当該特定プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称等についてインターネットを通じて速やかに公表するものとし、指定を受けた特定プラットフォーム事業者は、上記①の対象となる国外事業者に対してその旨を通知するものとする。
- ⑤ 特定プラットフォーム事業者は、確定申告書に上記①の対象となる金額等を記載した明細書を添付するものとする。
- ⑥ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和7年4月1日以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用することとし、特定プラットフォーム事業者の指定制度に係る事前の指定及び届出については、所要の経過措置を講ずる。

① 改正の背景と目的

<「令和6年度税制改正の基本的な考え方」から再掲>

イ デジタルサービス市場の拡大によりプラットフォームを介して多くの国外事業者が国内市場に参入している中で、国外事業者の納めるべき消費税の捕捉や調査・徴収が課題となっている。

ロ こうした課題に対し、諸外国では、事業者に代わってプラットフォーム事業者に納税義務を課す制度（プラットフォーム課税）が導入されている。

ハ わが国においても、国内外の事業者間の競争条件の公平性や適正な課税を確保するため、プラットフォーム課税を導入する。

ニ 導入に当たっては、国内の事業者に影響が出ないよう国外事業者が提供するデジタルサービスを対象とし、また、対象となるプラットフォーム事業者は、高い税務コンプライアンスや事務処理能力が求められること等を考慮して、一定の規模を有する事業者とする。

ホ あわせて、国外事業者により行われる事業者免税点制度や簡易課税制度を利用した租税回避を防止するため、必要な制度の見直しを行う。

② 改正の概要

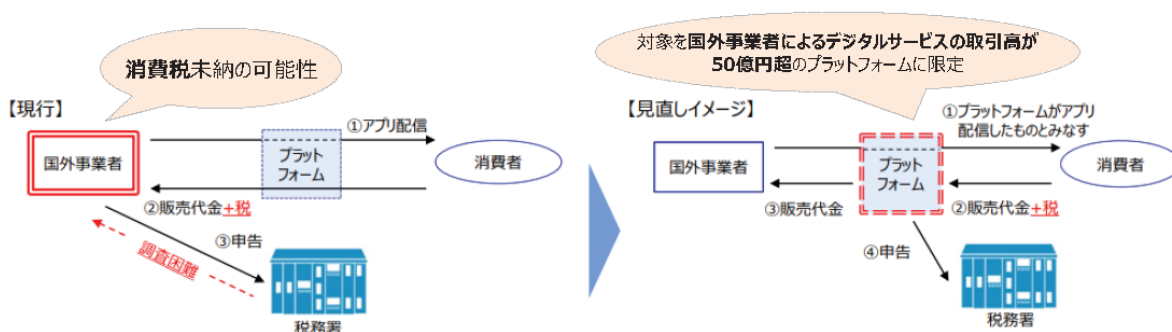
イ プラットフォームとは、個々のアプリケーションソフトやデータベースなどが置かれる基盤となるソフトウェアをいい、具体的には、OS (Windows、i OS、android など)、情報提供基盤 (Google、Yahoo など)、販売提供基盤 (Amazon、楽天など) などが該当する。

(4-1) 国境を越えたサービスの提供に係る消費課税のあり方の見直し

(消費税、地方消費税)

その他

- アプリやゲームなどのデジタルサービス市場において、**国内外の事業者間における課税の公平性や競争条件の中立性を確保する観点から、国外サービス提供者の代わりにプラットフォームを提供する事業者が消費税を納める「プラットフォーム課税」を導入する。**
- 本制度の対象となるプラットフォーム事業者には高い税務コンプライアンスや事務処理能力が求められること等を考慮し、**国外事業者が自身のプラットフォームを介して行うデジタルサービスの取引高が50億円を超えるプラットフォーム事業者を対象とする。**



(出典) 「国境を越えたデジタルサービスに対する消費税課税のあり方に関する研究会 報告書 (概要) (2023年11月)」 (財務省)
<https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/PF_gaiyou.pdf>

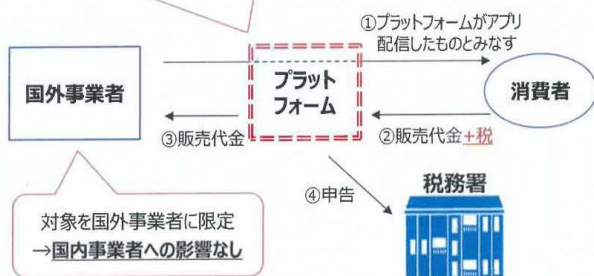
36

<経済産業省・令和6年度経済産業関係税制改正について>

国境を越えたデジタルサービスに係るプラットフォーム課税の導入（案）

- 報告書でも指摘されているとおり、内外のイコールフットイングや課税の公平性を確保する観点から、既に世界の多くの国で導入されている制度である「プラットフォーム課税」を日本においても導入する。
- 本制度の対象となったプラットフォーム事業者は、プラットフォームを介して国外事業者が行うデジタルサービス（消費者向けの電気通信利用役務の提供）について、プラットフォーム事業者自身が提供したものとみなされ、そのデジタルサービスに係る消費税について、**国外事業者に代わり納税義務が課されることとなる。**
- その上で、本制度が執行管轄権の及ばない国外事業者に対する適正な課税を念頭に置いたものであることや、税務当局の目の行き届く国内事業者に与える影響等を考慮し、**本制度の対象を国外事業者が国内向けに行うデジタルサービスに限ることとする**（リバースチャージの対象となる事業者向け電気通信利用役務の提供は対象外）。
- また、本制度の対象となるプラットフォーム事業者には高い税務コンプライアンスや事務処理能力が求められること等を考慮し、**国外事業者が自身のプラットフォームを介して行うデジタルサービスの取引高が50億円を超えるプラットフォーム事業者を対象とする。**

対象を国外事業者によるデジタルサービスの取引高が50億円超のPFに限定
→本基準により、**国外事業者が行うデジタルサービスの大半が対象になると見込まれる**とともに、高い税務コンプライアンスにより、**適正な課税の確保が見込まれる**



(参考) 諸外国におけるPF課税の導入状況

- PF課税 導入の有無が確認できた85か国中
- 導入済み（全事業者対象） … 63か国（74%）
 - 導入済み（国外事業者のみ対象） … 19か国（22%）
 - 未導入 … 3か国（4%）



※各プラットフォームの公表情報により確認（白抜きは未確認）

17

< 令和6年度改正 / 自民党税制調査会配布資料より >

(2) 帳簿の記載事項の見直し等

見直し

関大綱76頁

(10) 一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ並びに使用の際に証票が回収される課税仕入れ（3万円未満のものに限る。）については、帳簿への住所等の記載を不要とする。

(注) 上記の改正の趣旨を踏まえ、令和5年10月1日以後に行われる上記の課税仕入れに係る帳簿への住所等の記載については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとする。

(11) 簡易課税制度又は適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する事業者が、令和5年10月1日以後に国内において行う課税仕入れについて、税抜経理方式を適用した場合の仮払消費税等として計上する金額につき、継続適用を条件として当該課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、108分の8）を乗じた金額とすることが認められることを明確化するほか、消費税に係る経理処理方法について所要の見直しを行う。

消費税に係る帳簿の記載事項の見直し等（案）

(1) 仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し

仕入税額控除の適用は、一定の帳簿と請求書等の保存が要件とされているが、一定の取引については、帳簿に①課税仕入れの相手方の住所・所在地と②特例対象である旨の記載をすることで、請求書等の保存がなくても仕入税額控除を可能とする特例が設けられている。

本特例の対象となる自動販売機による取引や入場券等のように使用時に証票が回収される取引（3万円未満の少額なものに限る。）については、事業者の実務に即して、上記①の住所・所在地の記載を不要とする。

(2) 簡易課税適用者が税抜経理方式を採用する場合における経理処理方法の見直し等

税抜経理方式を採用する簡易課税適用者が、課税仕入れを行った場合の経理処理方法の明確化を図る。具体的には、免税事業者等のインボイス発行事業者以外の者からの仕入れについては、原則、仮払消費税額等は生じないが、簡易課税適用者は、インボイスの保存が仕入税額控除の要件とされていないことも踏まえて、継続適用を要件に支払対価の額の110分の10（108分の8）相当額を仮払消費税額等として計上できることとする等の所要の見直しを行う。

（注）2割特例適用者も同様の取扱いとする。

(1) 仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し

「帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿記載事項」

- ・ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ・ 取引年月日
- ・ 取引内容（軽減税率対象の場合、その旨）
- ・ 対価の額

・ **課税仕入れの相手方の住所又は所在地**
（国税庁長官が指定するものについては、住所等の記載は不要）

- ・ 特例の対象となる旨

（見直し案）

自販機や証票が回収される取引（3万円未満の少額なものに限る。）について、住所等の記載を不要とする。

(2) 簡易課税適用者が税抜経理方式を採用する場合における経理処理方法の見直し等

免税事業者から110万円の車両を仕入れた場合

【仕訳（原則）】

車両 110万円 / 現金110万円

※ この仕訳を行うためには、仕入れ先が免税事業者かどうかを把握する必要がある。

継続適用を要件に以下の仕訳にできることとする。

【仕訳】

車両 100万円 / 現金110万円
仮払消費税額等 10万円

※ 仕入れ先が免税事業者かどうかを把握する必要なし
（インボイス導入前と同様の取扱い）

5 納税環境整備

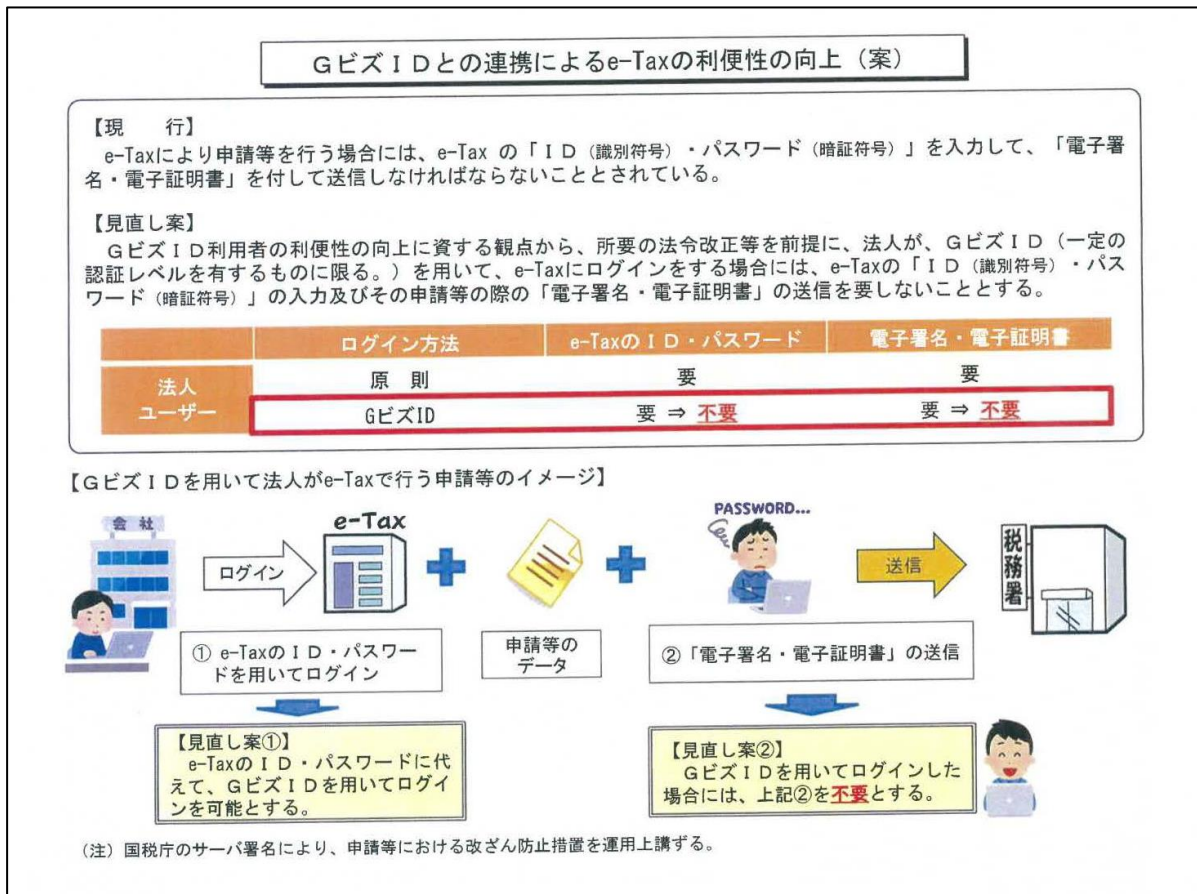
見直し

(1) G Biz ID との連携による e-Tax の利便性の向上

閣大綱86頁

1 G Biz ID との連携による e-Tax の利便性の向上

所要の法令改正等を前提に、法人が、G Biz ID（法人共通認証基盤）（一定の認証レベルを有するものに限る。）を入力して、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により申請等又は国税の納付を行う場合には、その申請等を行う際の識別符号及び暗証符号の入力、電子署名並びにその電子署名に係る電子証明書の送信又はその国税の納付を行う際の識別符号及び暗証符号の入力を要しないこととする。



< 令和6年度改正 / 自民党税制調査会配布資料より >

(2) 処分通知等の電子交付の拡充

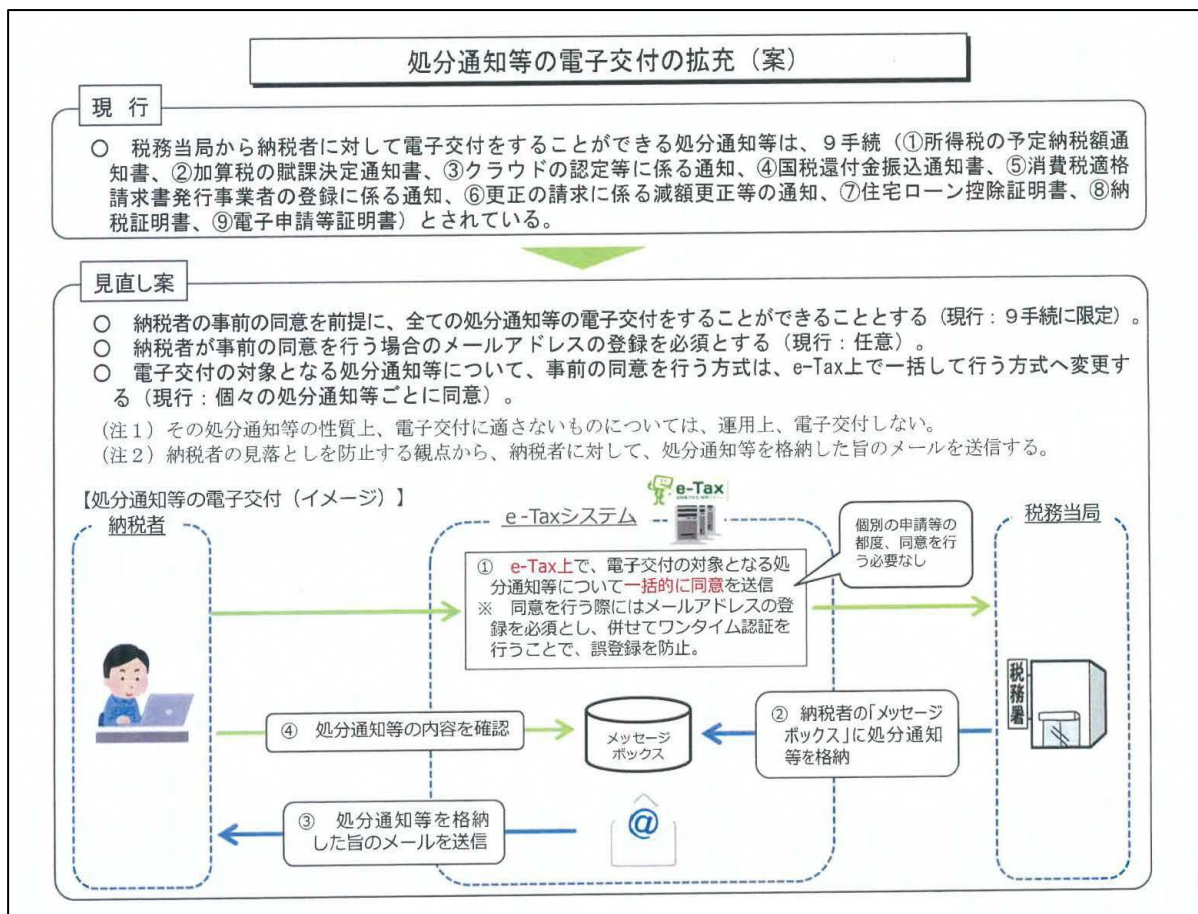
閣大綱86頁

2 処分通知等の電子交付の拡充

電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により行うことができる処分通知等について、次の措置を講ずる。

- (1) 法令上、全ての処分通知等について、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により行うことができることとする。
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により処分通知等を受ける旨の同意について、処分通知等に係る申請等に併せて行う方式を廃止し、あらかじめ、メールアドレスを登録して、その同意を行う方式とする。
- (3) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和8年9月24日から施行する。



<令和6年度改正／自民党税制調査会配布資料より>

① 改正の背景と目的

<「令和6年度税制改正の基本的な考え方」から再掲>

イ 経済社会のデジタル化に伴い、事業経営や取引・財務に関する情報処理、決済の分野でもデジタル化が急速に進展しており、納税者が簡便かつ適正に申告・納付を行うことができるよう、税務手続のデジタル化を推進していく必要がある。

ロ このため、電子申告等の手続の簡素化や処分通知等の電子交付の拡充、法定調書の電子提出を一層進めていくための措置等を講ずる。

(3) 仮想隠蔽に基づく更正請求に対する重加算税の賦課

閣大綱87頁

3 隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合の重加算税制度の整備 (国 税)

過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課される重加算税の適用対象に、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合を加える。

(注1) 上記の改正は、令和7年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

(注2) 偽りその他不正の行為により国税を免れた場合等に、延滞税の計算期間から一定の期間を控除する特例が不適用となる措置について、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた一定の場合が対象となることを明確化する運用上の対応を行う。

① 改正の背景と目的

<「令和6年度税制改正の基本的な考え方」から再掲>

イ 誠実に納税を行う納税者の税に対する公平感を損なうことがないよう、近年見られる新たな事例に対応していく必要がある。

ロ 納税者が申告後に税額の減額を求めることができる更正の請求において、仮装・隠蔽が行われているものの、現行制度上、重加算税等が課されない事例が把握されていることを踏まえ、重加算税等の見直しを行う。

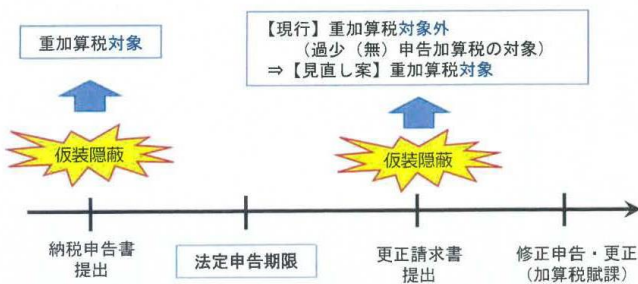
更正の請求に係る仮装・隠蔽行為に対応するための重加算税制度の整備（案）

【現行制度・課題等】

- 仮装・隠蔽したところに基づき納税申告書を提出しているとき等は、過少申告加算税（又は無申告加算税）に代え、35%（又は40%）の重加算税を賦課することとされている。
（注）重加算税が賦課される場合については、延滞税の除算期間が適用されない（申告期限後1年以上経過後に更正等があった場合でも、1年経過した日から更正等があった日までの期間は延滞税の計算期間から控除されない）。
- 他方、申告後に仮装・隠蔽したところに基づき「更正請求書」を提出した場合であったとしても、重加算税を賦課することができない（過少申告加算税（原則15%）又は無申告加算税（原則20%）が賦課される）。
- 「納税申告書の提出（税額を確定させるための手続）」か「更正請求書の提出（税額を減額させるための手続）」といった、税務当局に対する手続の性質により、仮装・隠蔽行為が行われた場合のペナルティの水準が異なるのは、納税義務違反の発生防止という重加算税の趣旨に照らして適切ではなく、更正の請求に係る仮装・隠蔽行為を未然に抑止する必要。

【見直し案】

- 仮装・隠蔽したところに基づき「更正の請求書」を提出した場合を重加算税の賦課対象に加える。
（注）上記の仮装・隠蔽したところに基づき「更正の請求書」を提出した場合について、延滞税の除算期間は適用されないことを明確化する運用上の対応を行う。



（参考1）更正の請求の処理件数と実地調査の件数の推移
 （単位：千件）

事務年度	H22.7 ～H23.6	H30.7 ～H31.6	R3.7 ～R4.6
更正の請求 処理件数	294	409	413
実地調査 件数※	411	318	135

※ 実地の調査件数は、更正の請求に係る実地調査以外の件数を含む。
 （出所）更正の請求：国税庁実績評価書、実地調査：国税庁レポート

（参考2）平成23年12月の税制改正により更正の請求期間が5年（改正前：1年）に延長されている。

<令和6年度改正／自民党税制調査会配布資料より>

(4) 不正行為により国税を免れた会社の役員に対する第二次納税義務

閣大綱87頁

4 偽りその他不正の行為により国税を免れた株式会社の役員等の第二次納税義務の整備

(国 税)

偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた株式会社、合資会社又は合同会社がその国税（その附帯税を含む。）を納付していない場合において、徴収不足であると認められるときは、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員又はその合資会社若しくは合同会社の業務を執行する有限責任社員（その役員等を判定の基礎となる株主等として選定した場合にその株式会社、合資会社又は合同会社が被支配会社に該当する場合におけるその役員等に限る。）は、その偽りその他不正の行為により免れ、若しくは還付を受けた国税の額又はその株式会社、合資会社若しくは合同会社の財産のうち、その役員等が移転を受けたもの及びその役員等が移転をしたもの（通常取引の条件に従って行われたと認められる一定の取引として移転をしたものを除く。）の価額のいずれか低い額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負うこととする。

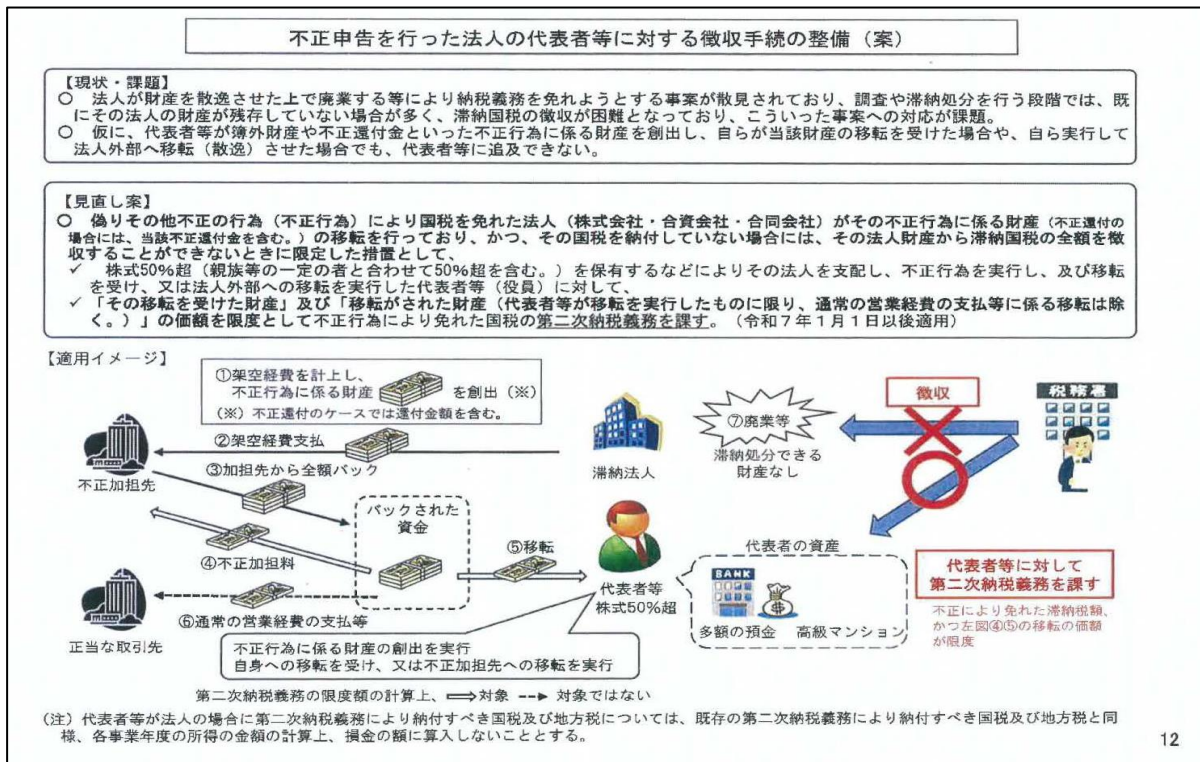
（注1）上記の「被支配会社」とは、1株主グループの所有株式数が会社の発行済株式の50%を超える場合等におけるその会社をいう。

（注2）上記の改正は、令和7年1月1日以後に滞納となった一定の国税について適用する。

① 改正の背景と目的

<「令和6年度税制改正の基本的な考え方」から再掲>

イ 法人の代表者等が不正申告を行い、法人の財産を散逸させて納税義務を免れる事例等が把握されていることを踏まえ、不正申告を行った法人の代表者等に対する徴収手続の整備等の所要の措置を講ずる。



<令和6年度改正／自民党税制調査会配布資料より>

(5) 税理士業務関係

閣大綱88頁

(1) 税務代理権限証書等の様式の整備

税務代理権限証書、申告書の作成に関する計算事項等記載書面及び申告書に関する審査事項等記載書面の様式について、国税庁長官が必要がある場合に、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができることとするほか、「所属税理士会等」の欄の記載事項の簡素化を行う。

（注）上記の改正は、令和8年9月1日以後に提出する税務代理権限証書、申告書の作成に関する計算事項等記載書面及び申告書に関する審査事項等記載書面について適用する。

(2) 個人番号を利用した税理士の登録事務等の利便性の向上行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い、次の見直しを行う。

- ① 税理士の登録事項について、個人番号を加えるとともに、その登録事項のうち「本籍」を「本籍地都道府県名」とする。
- ② 税理士の登録申請書について、戸籍抄本及び住民票の写しの添付を要しないこととする。
- ③ 電子情報処理組織を使用する方法により日本税理士会連合会又は税理士会に対して申請等を行う者は、その申請等に関して添付すべきこととされている書面等でその書面等に記載されている事項又は記載すべき事項を入力して送信することができないものについて、書面等による提出に代えて、スキャナによる読み取り等により作成した電磁的記録（いわゆる「イメージデータ」）を送信することにより行うことができることとする。
- ④ 次に掲げる申請書等の様式について、個人番号をその様式に記載するために必要な整備を行う。
 - イ 税理士試験受験資格認定申請書
 - ロ 税理士試験受験願書
 - ハ 研究認定申請書
 - ニ 税理士試験免除申請書
 - ホ 研究認定申請書兼税理士試験免除申請書
- ⑤ 税理士試験に係る受験手数料又は認定手数料について、電子情報処理組織を使用する方法による申請等により国税審議会会長から得た納付情報及び識別符号を入力して、これらを送信することにより納付することができることとする。
- ⑥ その他所要の措置を講ずる。

(注1) 上記の改正はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行することとし、上記②の改正は同日以後に提出する登録申請書について、上記④イ、ニ及びホの改正は同日以後に提出する税理士試験受験資格認定申請書、税理士試験免除申請書又は研究認定申請書兼税理士試験免除申請書について、上記④ロ及びハの改正は同日以後に行う試験実施の日時等の公告に係る税理士試験について、それぞれ適用する。

(注2) 上記の改正の施行の日から令和7年3月31日までの間に提出される税理士の登録申請書について、日本税理士会連合会が税理士登録のため必要があると認める場合には、従前どおり戸籍抄本及び住民票の写しを添付しなければならないこととする経過措置を講ずる。

個人番号を利用した税理士の登録事務等の利便性の向上（案）

【見直しの背景】

- 税理士を含む社会保障等に係る国家資格等については、マイナンバー（個人番号）を利用した手続のデジタル化を進め、住民基本台帳ネットワークシステム等との連携等により資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略等を目指すこととされている（デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定））。
- 上記の措置の実現のための番号法改正（番号利用事務に税理士の登録事務・試験事務を追加等）や資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステム整備等が実施され、税理士登録事務や税理士試験事務においても、令和6年度中に個人番号を利用した資格管理が行われる。

【見直し案】

- 上記の措置を具体化し、税理士の登録事務及び税理士の試験事務の利便性を向上させるため、以下の措置を講ずる。

【税理士の登録事務に関する措置】

- ① 税理士名簿への登録事項に個人番号を追加
- ② 情報連携による登録時の添付書類（住民票及び戸籍抄本）の省略・添付書類のオンライン提出手続の整備
- ③ 本籍の登録事項について、都道府県名以外の記載の不要化

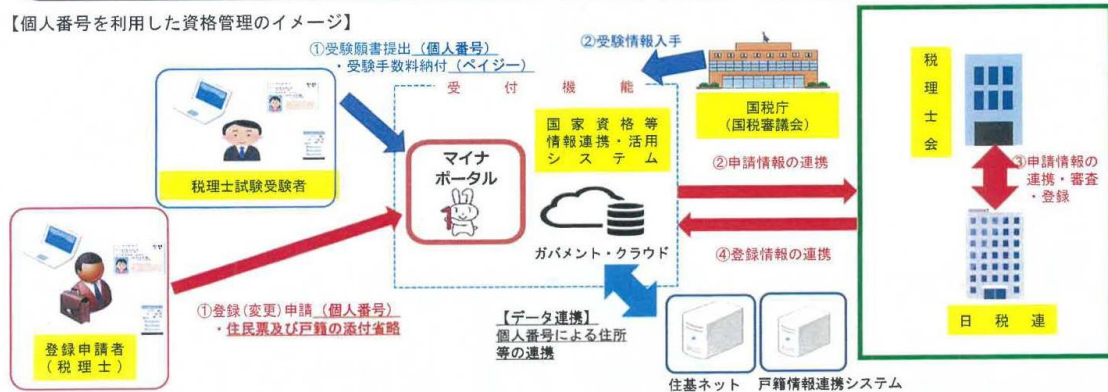
※ 資格情報連携等に関するシステム整備等が行われるまでの間、住民票及び戸籍抄本の提出を引き続き求めるための経過措置を設ける。

【税理士の試験事務に関する措置】

- ① 受験願書等の申請様式に個人番号記載欄を設ける。
- ② オンライン申請に対応したページによるオンライン納付手続（現行：印紙納付のみ）

※令和17年度の税理士試験等から適用

【個人番号を利用した資格管理のイメージ】



<令和6年度改正／自民党税制調査会配布資料より>

III 検討事項

1 検討事項の3期比較

令和6年度改正	令和5年度改正	令和4年度改正
<p>1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。</p> <p>2 デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。</p> <p>3 小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税</p>	<p>1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。</p> <p>2 デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。</p> <p>3 小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税</p>	<p>1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。</p> <p>2 デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、金融所得課税のあり方を総合的に検討していく中で、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、早期に検討する。</p> <p>3 小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税</p>

令和6年度改正	令和5年度改正	令和4年度改正
<p>のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p> <p>4 いわゆる「老老相続」や相続財産の構成の変化など相続税を取り巻く経済社会の構造変化を踏まえ、納税者の支払能力をよりの確に勘案した物納制度となるよう、延納制度も含め、物納許可限度額の計算方法について早急に検討し結論を得る。</p> <p>5 自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならぬ。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確</p>	<p>のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p> <p>4 自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならぬ。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その</p>	<p>のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p> <p>4 カーボンニュートラル実現に向けたポリシーミックスについては、政府の議論も踏まえつつ、産業競争力の強化、イノベーションや投資の促進につながり、成長に資するものとなるかどうかという観点から、専門的・技術的な検討を進める。その際、現下の経済情勢や代替手段の有無、国際的な動向やわが国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえ、国益の観点から、主体的かつ戦略的に検討するものとする。</p> <p>5 自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとするとともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車</p>

令和6年度改正	令和5年度改正	令和4年度改正
<p>保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時まで検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。</p> <p>6 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。</p> <p>7 帳簿等の税務関係書類の電子化を推進しつつ、納税者自らによる記帳が適切に行われる環境を整備することは、申告納税制度の下における適正・公平な課税の実現のみならず、経営状態</p>	<p>負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時まで検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。</p> <p>5 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。</p> <p>6 帳簿等の税務関係書類の電子化を推進しつつ、納税者自らによる記帳が適切に行われる環境を整備することが、申告納税制度の下における適正・公平な課税の実現のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化、バックオフィスの生産性の向上のためにも重要であることに鑑み、<u>記帳水準の向上</u>、<u>トレーサビリティの確保</u>を含む帳簿の事後検証可能性の確立の観点から、納税者側での対応可能性や事務負担、必要なコストの低減</p>	<p>を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。</p> <p>6 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。</p> <p>7 帳簿等の税務関係書類の電子化を推進しつつ、納税者自らによる記帳が適切に行われる環境を整備することが、申告納税制度の下における適正・公平な課税の実現のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化、バックオフィスの生産性の向上のためにも重要であることに鑑み、<u>記帳水準の向上</u>、<u>トレーサビリティの確保</u>を含む帳簿の事後検証可能性の確立の観点から、<u>納税者側での対応可能性や事務負担、必要なコストの低減状況も考慮しつつ、税務上の透明性確保と恩典適用とのバランスも含めて、複式簿記による記帳や優良な電子帳簿の普及、一般化のための措置</u>、<u>記帳義務の適正な履行を担保するためのデ</u></p>

令和6年度改正	令和5年度改正	令和4年度改正
<p>の可視化による経営力の強化、バックオフィスの生産性の向上のためにも重要である。これに鑑み、記帳水準の向上、トレーサビリティの確保を含む帳簿の事後検証可能性の確立の観点から、納税者側での対応可能性や事務負担、必要なコストの低減状況も考慮しつつ、税務上の透明性確保と恩典適用とのバランスも含めて、複式簿記による記帳や優良な電子帳簿の普及・一般化のための措置、記帳義務の適正な履行を担保するためのデジタル社会にふさわしい諸制度のあり方やその工程等について更なる検討を早急に行い、結論を得る。その際、取引に係るやり取りから会計・税務までデジタルデータで処理することで、納税者側の事務負担の軽減等及び適正・公平な課税・徴収の実現を図る観点を踏まえることとする。</p> <p>8 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。</p> <p>9 電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体</p>	<p>状況も考慮しつつ、税務上の透明性確保と恩典適用とのバランスも含めて、複式簿記による記帳や優良な電子帳簿の普及・一般化のための措置、記帳義務の適正な履行を担保するためのデジタル社会にふさわしい諸制度のあり方やその工程等について更なる検討を早急に行い、結論を得る。</p> <p>7 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。</p> <p>8 電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。</p> <p>9 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と妊娠・出産時の10万円の経済的支援を一体的に行う「出産・子育て応援交付金」について、その事業費が満年度化する令和6年度以降において継続実施するための安定財源の確保について</p>	<p>デジタル社会にふさわしい諸制度のあり方やその工程等について更なる検討を早急に行い、結論を得る。</p> <p>8 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。</p> <p>9 電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。</p>

令和6年度改正	令和5年度改正	令和4年度改正
<p>における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。</p> <p>10 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置については、社会経済の情勢等を踏まえ、安全安心な住まいの実現など住生活の安定の確保及び向上の促進に向け国として推進すべき住宅政策との整合性を確保する観点から、地方税収の安定的な確保を前提に、そのあり方について検討する。</p>	<p>早急に検討を行い、結論を得る。</p>	

2 「小規模規模企業等に対する課税のあり方」の表現と順位の変化

【令和6年度改正】

前年度と同様

【令和5年度改正】

前年度と同様

【令和4年度改正】

前年度と同様

【令和3年度改正】

- ③ 小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

【令和2年度改正】

- ③ 小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

【令和元年度改正】

前年度と同様

【平成30年度改正】

- ③ 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

【平成29年度改正】

- ③ 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

【平成28年度改正】

- ③ 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において所得の種類に応じた控除と人的な事情に配慮した控除の役割分担を見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

【平成27年度改正】

- ⑤ 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

【平成26年度改正】

- ⑤ 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人に対する課税のバランスを図るための外国の制度も含め幅広い観点から検討する。

【平成25年度改正】

- ② 小規模企業等に係る税制のあり方については、個人事業者、同族会社、給与所得者の課税のバランス等について、幅広い観点から検討する。

※ 平成24年度～22年度の民主党政権による税制改正大綱では検討事項は記載されていない。

【平成21年度改正】

なし

【平成20年度改正】

なし

【平成19年度改正】

なし

【平成18年度改正】

なし

【平成17年度改正】

なし

【平成16年度改正】

なし

【平成15年度改正】

- ① 小規模企業に係る税制のあり方については、個人事業所得の勤労生の評価、個人事業者、同族会社、給与所得者との課税のバランス、小規模な法人に対する課税のあり方、給与所得控除等のあり方の見直し等、幅広い観点から、早急に結論を得るよう努める。青色申告控除の改善等、青色申告の一層の普及、奨励及び適正な記帳慣行の確立のための措置を行う。

旧法人税法

(特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入) <抄>

第35条 内国法人である特殊支配同族会社(同族会社の業務主宰役員(法人の業務を主宰している役員をいい、個人に限る。以下この項において同じ。)及び当該業務主宰役員と特殊の関係のある者として政令で定める者(以下この項において「業務主宰役員関連者」という。)がその同族会社の発行済株式又は出資(その同族会社が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分の九十以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合その他政令で定める場合における当該同族会社(当該業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の総数が常務に従事する役員の総数の半数を超えるものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)が当該特殊支配同族会社の業務主宰役員に対して支給する給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含むものとし、退職給与を除く。)の額(前条の規定により損金の額に算入されない金額を除く。)のうち当該給与の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額は、当該特殊支配同族会社の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

<第2項以下略>

3 中小法人への課税に対する政府税制調査会での審議内容（参考）

※ 「法人税の改革について」（平成26年6月）から抜粋

① 中小法人課税の見直し

イ 中小法人の範囲について

企業規模を見る上での資本金の意義は低下してきており、資本金基準が妥当であるか見直すべきである。仮に資本金基準を継続する場合でも、中小法人に対する優遇措置の趣旨に鑑みれば、真に支援が必要な企業を対象を絞り込むべきであり、1億円という水準の引下げや、段階的基準の設置などを検討する必要がある。特に会計検査院からの「多額の所得を得ながら中小企業向け優遇税制を受けている企業が存在する」との指摘への対応は必要である。

ロ 軽減税率について

同じ所得金額には、同じ税率を適用すべきであり、特に基本税率を引き下げること踏まえれば、所得金額のうち800万円以下の金額に適用される法人税法による19%への軽減税率は厳しく見直す必要がある。また、リーマンショック後の対応として設けられた時限的な軽減税率（15%）はその役割を終えている。

ハ その他の特例措置について

税率以外の特例措置については、前述の租税特別措置の見直しの方向性に沿って見直しを行う必要がある。

ニ いわゆる「法人成り」について

個人事業主か法人形態かの選択に税制が歪みを与えるべきではない。個人・法人間の税制の違いによって法人形態を選択する「法人成り」の問題は、その歪みを是正する必要がある。「法人成り」の実態を踏まえ、給与所得控除など個人所得課税を含めた検討を行う必要がある。

法人税率引下げによって個人所得課税との差が拡大すれば、「法人成り」のメリットがさらに拡大するため、この観点からも軽減税率など中小法人に対する優遇措置を見直す必要がある。

また、個人所得課税の税率と法人税率の差が拡大した場合、配当を恣意的に抑制して利益を法人内に留保し、個人所得課税を繰り延べる誘因が大きくなる。特定同族会社注の内部留保に対する留保金課税は、中小法人については適用除外とされているが、内部留保への過度の誘因を避ける観点から、法人税率引下げにあわせて適用を検討する必要がある。

② その他の対応

イ 資本所得課税

法人所得課税は、個人所得課税の前取りとの性格を有するものであることから、法人所得課税の減税を行う場合には、個人所得課税における資本所得課税の強化を検討すべきである。その際、金融所得課税の一体化の流れ等に留意する必要がある。

ロ 給与所得控除

法人形態にすることでオーナー自身への給与等を損金に算入し、さらに個人段階では給与所得控除を受けることができることが、「法人成り」の誘因の一つであることが指摘されている。給与所得控除の水準を含めた検討が必要である。

ハ 住民税や固定資産税

地方税については、行政サービスの受益に応じてその費用を広く分担するという考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税等について充実を検討すべきである。

4 税理士法〈抄〉

(税理士の使命)

税法・第一条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

(税理士の業務)

第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、**法定外普通税**（**地方税法**（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十条の四第二項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、**法定外目的税**（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。第四十九条の二第二項第十一号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 税務代理（税務官公署（**税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。**））に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、**酒税法**（昭和二十八年法律第六号）第二章の規定に係る申告、申請及び審査請求を除くものとする。以下「**申告等**」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（**次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。**）をいう。）

二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代えて**電磁的記録**（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。））を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「**申告書等**」という。）を作成することをいう。）

三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の**課税標準等**（**国税通則法**（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）

2 税理士は、前項に規定する業務（以下「**税理士業務**」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3 前二項の規定は、税理士が他の税理士又は**税理士法人**（第四十八条の二に規定する税理士法人をいう。次章、第四章及び第五章において同じ。）の補助者として前二項の業務に従事することを妨げない。

第二条の二 税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。

2 前項の陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたもののみならず、ただし、当事者又は訴訟代理人が同項の陳述を直ちに取り消し、又は更正したときは、この限りでない。

(税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等)

第二条の三 税理士は、第二条の業務を行うに当たっては、同条第一項各号に掲げる事務及び同条第二項の事務における電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第四十九条の二第二項第八号において同じ。）の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする。